

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事
工事地名	茨城県潮来市延方西地区

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	常陸河川国道事務所 工務第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026020015	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	舗装工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	一式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	345日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月11日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	茨城県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	鹿嶋地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線		2 2) 処 分 費 等	3,525
		2 3) 公 告 日	令和 8年 2月 5日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日
道路土工	一式	縁石工	一式
法面工	一式	構造物撤去工	一式
舗装工	一式	仮設工	一式
擁壁工	一式		
排水構造物工	一式		

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装			式	1		183,097,035			
道路土工			式	1		40,327,351			
路体盛土工			式	1		27,934,249			
路体(築堤)盛土 (1)		2.5m未満	m3	200	6,834	1,366,800			単-1号
路体(築堤)盛土 (2)		2.5m以上4.0m未満	m3	640	898.2	574,848			単-2号
路体(築堤)盛土 (3)		4.0m以上	m3	3,100	247.9	768,490			単-3号
土砂等運搬 (場内運搬)		土砂(岩塊・玉石混り土 含む) 積込含む	m3	30,690	691.4	21,219,066			単-4号
整地		残土受入れ地での処理	m3	30,690	130.5	4,005,045			単-5号
路床盛土工			式	1		1,287,950			
路床盛土 (1)		2.5m未満	m3	70	6,934	485,380			単-6号
路床盛土 (2)		2.5m以上4.0m未満	m3	850	944.2	802,570			単-7号
路床盛土工(ICT)			式	1		8,403,040			

設計内訳書

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
路床盛土(ICT)	4.0m以上	m3	23,200	362.2	8,403,040			単-8号	
法面整形工		式	1		2,702,112				
法面整形(切土部)	現場制約無 砂質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	40	948.3	37,932			単-9号	
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2	5,700	467.4	2,664,180			単-10号	
法面工		式	1		1,313,990				
植生工		式	1		1,313,990				
種子散布	肥料無し 1000m2以上	m2	4,070	249	1,013,430			単-11号	
植生基材吹付	3cm 植生基材吹付工 100m2未満	m2	40	7,514	300,560			単-12号	
舗装工		式	1		46,368,062				
アスファルト舗装工(ICT) (1)側道		式	1		36,771,670				
上層路盤(車道・路肩部)(ICT) 側道	粒度調整碎石 M-40 仕上り厚 250mm	m2	9,170	2,087	19,137,790			単-13号	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	8,760	2,013	17,633,880			単-14号	

設計内訳書

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
アスファルト舗装工 (2)51号BP			式	1		166,286			
下層路盤(歩道部) 【夜間】		再生クワッチャン RC-40 仕 上り厚 200mm	m2	6	1,547	9,282			単-15号
上層路盤(歩道部) (1)【夜間】		粒度調整碎石 M-40 仕 上り厚 73mm	m2	6	1,529	9,174			単-16号
上層路盤(歩道部) (2)【夜間】		粒度調整碎石 M-40 仕 上り厚 77mm	m2	10	1,554	15,540			単-17号
上層路盤(車道・路肩部) (3)【夜間】		再生瀝青安定処理材(4 0) 仕上り厚 80mm	m2	10	5,028	50,280			単-18号
基層(車道・路肩部) 【夜間】		改質As 粗粒Ⅱ型 舗装 厚 50mm 1.4m未満	m2	10	4,088	40,880			単-19号
表層(車道・路肩部) 【夜間】		改質As 密粒Ⅱ型 舗装 厚 50mm 1.4m未満	m2	10	4,113	41,130			単-20号
アスファルト舗装工 (3)取付道路			式	1		6,682,050			
上層路盤(車道・路肩部)		粒度調整碎石 M-40 仕 上り厚 250mm	m2	1,550	2,298	3,561,900			単-21号
表層(車道・路肩部)		再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	1,550	2,013	3,120,150			単-22号
透水性舗装工			式	1		2,748,056			
フィルター層		仕上り厚 100mm	m2	617	1,289	795,313			単-23号

設計内訳書

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
下層路盤(歩道部)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 100mm	m2	617	969.9	598,428			単-24号	
表層	2.4m以上 舗装厚 40mm	m2	617	2,195	1,354,315			単-25号	
擁壁工		式	1		33,463,550				
場所打擁壁工(構造物単位)		式	1		33,463,550				
小型擁壁	0.6m以上0.8m未満	m3	4	114,500	458,000			単-26号	
重力式擁壁 (1)	1mを超え2m未満	m3	256	79,900	20,454,400			単-27号	
重力式擁壁 (2)	2m以上5m以下	m3	173	72,550	12,551,150			単-28号	
排水構造物工		式	1		35,862,151				
作業土工		式	1		500,303				
床掘り (1)	土砂 小規模	m3	90	2,317	208,530			単-29号	
床掘り (2)【夜間】 1号横断管渠	土砂 小規模	m3	10	3,189	31,890			単-30号	
埋戻し (1)	土砂 小規模	m3	50	4,129	206,450			単-31号	

設計内訳書

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し (2)【夜間】 1号横断管渠		土砂 小規模	m3	9	5,937	53,433			単-32号
側溝工			式	1		28,985,100			
L形側溝 (1)		A FK-2 両面R 標準部	m	81	19,210	1,556,010			単-33号
L形側溝 (2)		B FK-2a-20 切下げ部	m	39	18,330	714,870			単-34号
L形側溝 (3)		C FK-2c-20 両面R すり付け部	m	9	20,000	180,000			単-35号
プレキャストU型側溝 (1)		PU 300×300	m	2,295	10,380	23,822,100			単-36号
プレキャストU型側溝 (2)		PU 300×360	m	233	11,640	2,712,120			単-37号
管渠工			式	1		2,203,888			
暗渠排水管 (1)【夜間】 1号横断管渠		φ 300	m	1	7,588	7,588			単-38号
暗渠排水管 (2)【夜間】 2号横断管渠		φ 500	m	4	22,480	89,920			単-39号
鉄筋コンクリート台付管 (1)		φ 300 L=2000	m	50	16,600	830,000			単-40号
鉄筋コンクリート台付管 (2)【夜間】 1号横断管渠		φ 300 L=2400	m	17	27,930	474,810			単-41号

設計内訳書

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
鉄筋コンクリート台付管 (3)	φ 600 L=2500	m	21	38,170	801,570			単-42号	
集水桝・マンホール工		式	1		4,172,860				
現場打ち街渠桝 (1)	G-400×500×700 T-25 (並目) 110° 開閉式	箇所	5	80,060	400,300			単-43号	
現場打ち街渠桝 (2)	G-400×500×800 T-25 (並目) 110° 開閉式	箇所	1	82,490	82,490			単-44号	
現場打ち街渠桝 (3)	G-400×600×800 T-25 (並目) 110° 開閉式	箇所	1	89,630	89,630			単-45号	
現場打ち街渠桝 (4)	G-400×800×1100 T-25(並目) 110° 開閉式	箇所	1	177,900	177,900			単-46号	
現場打ち集水桝 (1)	S-500×500×600 縞鋼板蓋含む	箇所	8	60,560	484,480			単-47号	
現場打ち集水桝 (2)	S-500×500×700 縞鋼板蓋含む	箇所	1	65,430	65,430			単-48号	
現場打ち集水桝 (3)	G-500×500×700 グレーチング 蓋含む	箇所	2	100,100	200,200			単-49号	
現場打ち集水桝 (4)	S-500×500×1000 縞鋼板蓋含む	箇所	1	84,030	84,030			単-50号	
現場打ち集水桝 (5)	G-500×500×1000 グレーチング 蓋含む	箇所	1	118,700	118,700			単-51号	
現場打ち集水桝 (6)	S-500×500×1200 縞鋼板蓋含む	箇所	1	123,200	123,200			単-52号	

設計内訳書

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場打ち集水桝 (7)	S-600×600×500 縞鋼板蓋含む	箇所	1	103,200	103,200			単-53号	
現場打ち集水桝 (8)	S-600×600×700 縞鋼板蓋含む	箇所	1	114,800	114,800			単-54号	
現場打ち集水桝 (9)	G-800×800×1100 グレ-チング 蓋含む	箇所	2	254,300	508,600			単-55号	
現場打ち集水桝 (10)【夜間】 2号横断横断管渠	G-900×900×1300 グレ-チング 蓋含む	箇所	1	361,900	361,900			単-56号	
既設集水桝カット及び間詰め (1)【夜間】 1号横断管渠	σ CK=18N/mm2 間詰コンクリート	箇所	1	105,900	105,900			単-57号	
既設集水桝カット及び間詰め (2)【夜間】 2号横断管渠	σ CK=18N/mm2 間詰コンクリート	箇所	1	102,800	102,800			単-58号	
函渠接続管 (1)	B D300 L=1.49m	箇所	1	110,300	110,300			単-59号	
函渠接続管 (2)	C D300 L=1.85m	箇所	1	148,900	148,900			単-60号	
函渠接続管 (3)	D D300 L=1.40m	箇所	1	146,300	146,300			単-61号	
函渠接続管 (4)	E D300 L=1.22m	箇所	1	108,700	108,700			単-62号	
函渠接続管 (5)	F D300 L=1.25m	箇所	1	145,400	145,400			単-63号	
函渠接続管 (6)	I D300 L=0.26m	箇所	1	103,000	103,000			単-64号	

設計内訳書

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
函渠接続管 (7)	J D300 L=0.79m	箇所	1	142,600	142,600			単-65号	
函渠接続管 (8)	Q D300 L=1.04m	箇所	1	144,100	144,100			単-66号	
縁石工		式	1		1,061,987				
縁石工		式	1		1,061,987				
歩車道境界ブロック (1)	FK-2 両面R	m	77	10,280	791,560			単-67号	
歩車道境界ブロック (2)	FK-2c-20 両面R すり 付け	m	4	10,640	42,560			単-68号	
歩車道境界ブロック (3)	FK-2a-20 切下げ	m	21	8,887	186,627			単-69号	
歩車道境界ブロック (4)	FK-2 両面R 水抜き (街渠柵部)	m	4	10,310	41,240			単-70号	
構造物撤去工		式	1		46,814				
構造物取壊し工		式	1		38,942				
舗装版切断 1号横断管渠	アスファルト舗装版 15cmを 超え30cm以下	式	1		27,252			内-1号	
舗装版破碎 【夜間】 1号横断管渠	アスファルト舗装版 舗装版 厚 15cmを超え35cm以下	m2	10	1,169	11,690			単-71号	

設計内訳書

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
運搬処理工		式	1		7,872				
殻運搬 (1)【夜間】 1号横断管渠	現場～置場 アスファルト殻	m3	1	1,139	1,139			単-72号	
殻運搬 (2)	置場～処分場 アスファルト 殻 積込含む	m3	1	3,208	3,208			単-73号	
殻処分	アスファルト殻	m3	1	3,525	3,525			単-74号	
仮設工		式	1		24,653,130				
交通管理工		式	1		24,653,130				
交通誘導警備員 (1)	A(昼間)	人日	1,236	19,690	24,336,840			単-75号	
交通誘導警備員 (2)	A(夜間)	人日	4	29,530	118,120			単-76号	
交通誘導警備員 (3)	B(夜間)	人日	7	28,310	198,170			単-77号	
直接工事費		式	1		183,097,035				
共通仮設費		式	1		17,912,175				
共通仮設費		式	1		2,203,175				

設計内訳書

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
技術管理費		式	1		611, 175				
システム初期費 (ICT)		式	1		548, 000			内-2号	
道路施設基本データ作成費用		式	1		63, 175			内-3号	
現場環境改善費（率計上）		式	1		1, 592, 000				
共通仮設費（率計上）		式	1		15, 709, 000				
純工事費		式	1		201, 009, 210				
現場管理費		式	1		47, 719, 000				
工事原価		式	1		248, 728, 210				
一般管理費等		式	1		37, 731, 790				
工事価格		式	1		286, 460, 000				
消費税相当額		式	1		28, 646, 000				
工事費計		式	1		315, 106, 000				

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 舗装版切断
1号横断管渠

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cmを超え30cm以下 全ての費用	m	18	1,514	27,252			
合 計					27,252			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	フルト-サ	式	1		548, 000			
合 計					548, 000			

一式当たり内訳書

道路施設基本データ作成費用

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本データ作成費用		式	1		63,175			
合 計					63,175			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	路体(築堤)盛土 (1)	2.5m未満	単位	m3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路体（築堤）盛土	2.5m未満	m 3	1	6,834	6,834		
	計					6,834		
	単価					6,834	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	路体(築堤)盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路体（築堤）盛土	2.5m以上4.0m未満	m 3	1	898.2	898.2		
	計					898.2		
	単価					898.2	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	路体(築堤)盛土 (3)	4.0m以上	単位	m3	数量		単価	
						1		247.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体 (築堤) 盛土		4.0m以上 20,000m3未満 無し	m 3	1	247.9	247.9		
計						247.9		
単価						247.9	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	土砂等運搬 (場内運搬)	土砂(岩塊・玉石混り土含む) 積込含む	単位	m3	数量		単価	
						1		691.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	244.8	244.8		
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.5km以下	m 3	1	446.6	446.6		
計						691.4		
単価						691.4	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量		単価	
						1		130.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	130.5	130.5		
計						130.5		
単価						130.5	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	路床盛土 (1)	2.5m未満	単位	m3	数量		単価	
						1		6,934
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路床盛土		2.5m未満	m 3	1	6,934	6,934		
計						6,934		
単価						6,934	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一7号	路床盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量		単価	
						1		944.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路床盛土		2.5m以上4.0m未満	m 3	1	944.2	944.2		
計						944.2		
単価						944.2	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一8号	路床盛土(ICT)	4.0m以上	単位	m3	数量		単価	
						1		362.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路床盛土 (I C T)		20,000m3以上 無し	m 3	1	362.2	362.2		
計						362.2		
単価						362.2	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	法面整形(切土部)	現場制約無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	948.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		切土部 無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	948.3	948.3		
計						948.3		
単価						948.3	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	法面整形(盛土部)	法面締固め無し 現場制約無し	単位	m2	数量	1	単価	467.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		盛土部 無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	467.4	467.4		
計						467.4		
単価						467.4	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	種子散布	肥料無し 1000m2以上	単位	m2	数量	1	単価	249
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械播種施工による植生工		種子散布工 1000m2以上(標準) 無	m 2	1	249	249		
計						249		
単価						249	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	植生基材吹付	3cm 植生基材吹付工 100m2未満	単位	m2	数量	1	単価	7,514
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械播種施工による植生工		植生基材吹付工 3cm 100m2未満 無 無 無	m 2	1	7,514	7,514		
計						7,514		
単価						7,514	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	上層路盤(車道・路肩部)(ICT) 側道	粒度調整碎石 M-40 仕上り厚 250mm	単位	m2	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	上層路盤(車道・路肩部)(ICT)	250mm 2層施工 粒度調整碎石 M-40	m 2	1	2,087	2,087		
	計					2,087		
	単価					2,087	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	表層(車道・路肩部)	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン(20) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	2,013	2,013		
	計					2,013		
	単価					2,013	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一15号	下層路盤(歩道部) 【夜間】	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	単位	m2	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	1, 547	
	下層路盤 (歩道部)	200mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	1, 547	1, 547		
	計					1, 547		
	単価					1, 547	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一16号	上層路盤(歩道部) (1) 【夜間】	粒度調整碎石 M-40 仕上り厚 73mm	単位	m2	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	1, 529	
	上層路盤 (歩道部)	73mm 1層施工 粒度調整碎石 M-40 全ての費用	m 2	1	1, 529	1, 529		
	計					1, 529		
	単価					1, 529	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一17号	上層路盤(歩道部) (2)【夜間】	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 77mm	単位	m2	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	上層路盤(歩道部)	77mm 1層施工 粒度調整砕石 M-40 全ての費用	m 2	1	1,554	1,554		
	計					1,554		
	単価					1,554	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一18号	上層路盤(車道・路肩部) (3)【夜間】	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 80mm	単位	m2	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	上層路盤(車道・路肩部)	路盤材(各種) 1.4m未満(1層当たり平均仕上り厚50mmを超え100mm以下) 80mm プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	5,028	5,028		
	計					5,028		
	単価					5,028	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一19号	基層(車道・路肩部) 【夜間】	改質As 粗粒Ⅱ型 舗装厚 50mm 1.4m未満	単位	m2	数量		1	単価 4,088
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基層 (車道・路肩部)		1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	4,088	4,088		
計						4,088		
単価						4,088	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一20号	表層(車道・路肩部) 【夜間】	改質As 密粒Ⅱ型 舗装厚 50mm 1.4m未満	単位	m2	数量		1	単価 4,113
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層 (車道・路肩部)		1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	4,113	4,113		
計						4,113		
単価						4,113	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一21号	上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整碎石 M-40 仕上り厚 250mm	単位	m2	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	上層路盤 (車道・路肩部)	粒度調整碎石 M-40 250mm 2層施工 全ての費用	m 2	1	2,298	2,298		
	計					2,298		
	単価					2,298	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一22号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	表層 (車道・路肩部)	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン (20) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	2,013	2,013		
	計					2,013		
	単価					2,013	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-23号	フィルター層	仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	1,289
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フィルター層		100mm以上120mm未満	m 2	1	1,289	1,289		
計						1,289		
単価						1,289	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-24号	下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	969.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(歩道部)		100mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	969.9	969.9		
計						969.9		
単価						969.9	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一25号	表層	2.4m以上 舗装厚 40mm	単位	m2	数量	1	単価	2,195
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
透水性アスファルト舗装		2.4m以上 40mm 開粒度アスコン(13)	m 2	1	2,195	2,195		
計						2,195		
単価						2,195	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一26号	小型擁壁	0.6m以上0.8m未満	単位	m3	数量	1	単価	114,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
小型擁壁		0.6m以上0.8m未満 各種 有り 無し 一般養生・特殊養生(練炭)	m 3	1	114,500	114,500		
計						114,500		
単価						114,500	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一27号	重力式擁壁 (1)	1mを超え2m未満	単位	m3	数量		単価	
						1		79,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
重力式擁壁		1mを超え2m未満 18-8-25(高炉) 有り 無し 一般養生 延長無し	m 3	1	79,900	79,900		
計						79,900		
単価						79,900	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一28号	重力式擁壁 (2)	2m以上5m以下	単位	m3	数量		単価	
						1		72,550
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
重力式擁壁		2m以上5m以下 18-8-25(高炉) 有り 無し 一般養生 延長無し	m 3	1	72,550	72,550		
計						72,550		
単価						72,550	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一29号	床掘り (1)	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	2,317
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	2,317	2,317		
計						2,317		
単価						2,317	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一30号	床掘り (2)【夜間】 1号横断管渠	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	3,189
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	3,189	3,189		
計						3,189		
単価						3,189	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一31号	埋戻し (1)	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	4,129
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	4,129	4,129		
計						4,129		
単価						4,129	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一32号	埋戻し (2)【夜間】 1号横断管渠	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	5,937
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	5,937	5,937		
計						5,937		
単価						5,937	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-33号	L形側溝 (1)	A FK-2 両面R 標準部	単位	m	数量	10	単価	19,210
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種 (600mm以下、50kg以上100kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	6,894	68,940		
コンクリート		小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	1.857	41,960	77,919.72		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	4.7	9,618	45,204.6		
計						192,064.32		
単価						19,210	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-34号	L形側溝 (2)	B FK-2a-20 切下げ部	単位	m	数量	10	単価	18,330
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種 (600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	5,733	57,330		
コンクリート		小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	1.924	41,960	80,731.04		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	4.7	9,618	45,204.6		
計						183,265.64		
単価						18,330	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-35号	L形側溝 (3)	C FK-2c-20 両面R すり付け部	単位	m	数量	10	単価	20,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種 (600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	7,485	74,850		
コンクリート		小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	1.904	41,960	79,891.84		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	4.7	9,618	45,204.6		
計						199,946.44		
単価						20,000	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-36号	プレキャストU型側溝 (1)	PU 300×300	単位	m	数量	1	単価 10,380
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
U型側溝		据付け 無し 無し 鉄筋コンクリート型 JIS A 5372 300B 300×300×600 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40～0	m	1	10,380	10,380	
計						10,380	
単価						10,380	円/m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-37号	プレキャストU型側溝 (2)	PU 300×360	単位	m	数量	1	単価 11,640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
U型側溝		据付け 無し 無し 鉄筋コンクリート型 JIS A 5372 300C 300×360×600 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40～0	m	1	11,640	11,640	
計						11,640	
単価						11,640	円/m

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一38号	暗渠排水管 (1)【夜間】 1号横断管渠	φ 300	単位	m	数量	1	単価	7,588
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		据付 直管 200～400mm 全ての費用	m	1	7,588	7,588		
計						7,588		
単価						7,588	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一39号	暗渠排水管 (2)【夜間】 2号横断管渠	φ 500	単位	m	数量	1	単価	22,480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		φ 500	m	1	4,798	4,798		
暗渠排水管		φ 500	m	1.01	17,500	17,675		
計						22,473		
単価						22,480	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一40号	鉄筋コンクリート台付管 (1)	φ 300 L=2000	単位	m	数量	10	単価	16,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋コンクリート台付管		据付 300mm 2m/個 全ての費用	m	10	15,830	158,300		
モルタル練		普通 全ての費用	m 3	0.072	106,700	7,682.4		
計						165,982.4		
単価						16,600	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単一41号	鉄筋コンクリート台付管 (2)【夜間】 1号横断管渠	φ 300 L=2400	単位	m	数量	10	単価	27,930
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
鉄筋コンクリート台付管	据付 300mm 2.4m/個 全ての費用	m	10	23,180	231,800			
モルタル練	普通 全ての費用	m 3	0.036	150,200	5,407.2			
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	0.52	49,690	25,838.8			
型枠	一般型枠 均しコンクリート	m 2	2	8,103	16,206			
計					279,252			
単価					27,930	円／m		

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一42号	鉄筋コンクリート台付管 (3)	φ 600 L=2500	単位	m	数量	10	単価	38, 170	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
鉄筋コンクリート台付管		据付 600mm 2. 5m/個 全ての費用	m	10	36, 720	367, 200			
モルタル練		普通 全ての費用	m 3	0. 135	106, 700	14, 404. 5			
計						381, 604. 5			
単価						38, 170	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一43号	現場打ち街渠柵 (1)	G-400×500×700 T-25(並目) 110° 開閉式	単位	箇所	数量	1	単価	80, 060
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水柵・街渠柵（本体）		各種 0. 32m3を超え0. 34m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生（練炭）	箇所	1	60, 140	60, 140		
蓋版		据付け 無し 蓋版（各種）40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	19, 920	19, 920		
計						80, 060		
単価						80, 060	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一44号	現場打ち街渠枠 (2)	G-400×500×800 T-25(並目) 110° 開閉式	単位	箇所	数量	1	単価	82,490
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水枠・街渠枠 (本体)		各種 0.34m3を超え0.36m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	62,570	62,570		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	19,920	19,920		
計						82,490		
単価						82,490	円/箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一45号	現場打ち街渠枠 (3)	G-400×600×800 T-25(並目) 110° 開閉式	単位	箇所	数量	1	単価	89,630
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水枠・街渠枠 (本体)		各種 0.36m3を超え0.38m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	65,010	65,010		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	24,620	24,620		
計						89,630		
単価						89,630	円/箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一46号	現場打ち街渠枠 (4)	G-400×800×1100 T-25(並目) 110° 開閉式	単位	箇所	数量	1	単価	177,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水枠・街渠枠 (本体)		18-8-25(高炉) 0.77m3を超え0.82m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	117,200	117,200		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	60,630	60,630		
計						177,830		
単価						177,900	円/箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一47号	現場打ち集水枠 (1)	S-500×500×600 縞鋼板蓋含む	単位	箇所	数量	1	単価	60,560
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水枠・街渠枠 (本体)		各種 0.32m3を超え0.34m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	60,140	60,140		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	411.1	411.1		
計						60,551.1		
単価						60,560	円/箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一48号	現場打ち集水桝 (2)	S-500×500×700 縞鋼板蓋含む	単位	箇所	数量	1	単価	65,430
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		各種 0.36m3を超え0.38m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生（練炭）	箇所	1	65,010	65,010		
蓋版		据付け 無し 蓋版（各種）40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	411.1	411.1		
計						65,421.1		
単価						65,430	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一49号	現場打ち集水桝 (3)	G-500×500×700 グレーチング蓋含む	単位	箇所	数量	1	単価	100,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		各種 0.36m3を超え0.38m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生（練炭）	箇所	1	65,010	65,010		
蓋版		据付け 無し 蓋版（各種） 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	35,030	35,030		
計						100,040		
単価						100,100	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一50号	現場打ち集水桝 (4)	S-500×500×1000 縞鋼板蓋含む	単位	箇所	数量	1	単価	84,030
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		18-8-25(高炉) 0.46m3を超え0.49m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	78,050	78,050		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	411.1	411.1		
足掛金具		W=300	個	2	2,780	5,560		
計						84,021.1		
単価						84,030	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一51号	現場打ち集水桝 (5)	G-500×500×1000 グレーチング 蓋含む	単位	箇所	数量	1	単価	118,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		18-8-25(高炉) 0.46m3を超え0.49m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	78,050	78,050		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	35,030	35,030		
足掛金具		W=300	個	2	2,780	5,560		
計						118,640		
単価						118,700	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一52号	現場打ち集水桝 (6)	S-500×500×1200 縞鋼板蓋含む	単位	箇所	数量	1	単価	123, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		18-8-25(高炉) 0.77m3を超え0.82m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	117, 200	117, 200		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	411. 1	411. 1		
材料費（個）			個	2	2, 780	5, 560		
計						123, 171. 1		
単価						123, 200	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一53号	現場打ち集水桝 (7)	S-600×600×500 縞鋼板蓋含む	単位	箇所	数量	1	単価	103,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		各種 0.34m3を超え0.36m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生（練炭）	箇所	1	62,570	62,570		
蓋版		据付け 無し 蓋版（各種）40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	40,620	40,620		
計						103,190		
単価						103,200	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一54号	現場打ち集水桝 (8)	S-600×600×700 縞鋼板蓋含む	単位	箇所	数量	1	単価	114,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		各種 0.43m3を超え0.46m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生（練炭）	箇所	1	74,140	74,140		
蓋版		据付け 無し 蓋版（各種）40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	40,620	40,620		
計						114,760		
単価						114,800	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一55号	現場打ち集水桝 (9)	G-800×800×1100 グレーチング 蓋含む	単位	箇所	数量	1	単価	254,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		18-8-25(高炉) 1.09m3を超え1.15m3以下 ハックボリ(クレーン機能付)打設	箇所	1	168,300	168,300		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	80,430	80,430		
足掛金具		W=300	個	2	2,780	5,560		
計						254,290		
単価						254,300	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単一56号	現場打ち集水桝 (10)【夜間】 2号横断横断管渠	G-900×900×1300 グレーチング 蓋含む	単位	箇所	数量	1	単価	361,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		18-8-25(高炉) 1.29m3を超え1.36m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	262,200	262,200		
蓋版		据付け 有り 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	91,360	91,360		
足掛金具		W=300	個	3	2,780	8,340		
計						361,900		
単価						361,900	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単-57号	既設集水桝カット及び間詰め (1)【夜間】 1号横断管渠	σ CK=18N/mm2 間詰コンクリート	単位	箇所	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		105,900
	【既設集水桝カット】							
	集水桝切断・撤去	切断・吊上げ移動	箇所	1	84,770	84,770		
	構造物とりこわし	無筋構造物 人力施工 無し 有り	m 3	0.12	52,040	6,244.8		
	【間詰めコンクリート】							
	コンクリート	無筋・鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	0.37	40,180	14,866.6		
	計					105,881.4		
	単価					105,900	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単-58号	既設集水桝カット及び間詰め (2)【夜間】 2号横断管渠	σ CK=18N/mm2 間詰コンクリート	単位	箇所	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	1	102,800
	【既設集水桝カット】							
	集水桝切断・撤去	切断・吊上げ移動	箇所	1	84,770	84,770		
	構造物とりこわし	無筋構造物 人力施工 無し 有り	m 3	0.26	52,040	13,530.4		
	【間詰めコンクリート】							
	コンクリート	無筋・鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	0.11	40,180	4,419.8		
	計					102,720.2		
	単価					102,800	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-59号	函渠接続管 (1)	B D300 L=1.49m	単位	箇所	数量	1	単価	110,300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	高密度ポリエチレン管接続	φ300(直管、エルボ、取付金具含む)	箇所	1	13,670	13,670		
	高密度ポリエチレン管	D300	m	1.49	5,960	8,880.4		
	90° エルボ	D300用	個	1	51,200	51,200		
	取付金物	D300用	個	1	36,500	36,500		
	計					110,250.4		
	単価					110,300	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一60号	函渠接続管 (2)	C D300 L=1.85m	単位	箇所	数量	1	単価	148,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高密度ポリエチレン管接続		φ300(直管、エルボ、取付金具含む)	箇所	1	13,670	13,670		
高密度ポリエチレン管		D300	m	1.85	5,960	11,026		
90° エルボ		D300用	個	1	51,200	51,200		
取付金物		D300用	個	2	36,500	73,000		
計						148,896		
単価						148,900	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一61号	函渠接続管 (3)	D D300 L=1.40m	単位	箇所	数量	1	単価	146,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高密度ポリエチレン管接続		φ300(直管、エルボ、取付金具含む)	箇所	1	13,670	13,670		
高密度ポリエチレン管		D300	m	1.4	5,960	8,344		
90° エルボ		D300用	個	1	51,200	51,200		
取付金物		D300用	個	2	36,500	73,000		
計						146,214		
単価						146,300	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一62号	函渠接続管 (4)	E D300 L=1.22m	単位	箇所	数量	1	単価	108,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高密度ポリエチレン管接続		φ300(直管、エルボ、取付金具含む)	箇所	1	13,670	13,670		
高密度ポリエチレン管		D300	m	1.22	5,960	7,271.2		
90° エルボ		D300用	個	1	51,200	51,200		
取付金物		D300用	個	1	36,500	36,500		
計						108,641.2		
単価						108,700	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一63号	函渠接続管 (5)	F D300 L=1.25m	単位	箇所	数量	1	単価	145,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高密度ポリエチレン管接続		φ300(直管、エルボ、取付金具含む)	箇所	1	13,670	13,670		
高密度ポリエチレン管		D300	m	1.25	5,960	7,450		
90° エルボ		D300用	個	1	51,200	51,200		
取付金物		D300用	個	2	36,500	73,000		
計						145,320		
単価						145,400	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一64号	函渠接続管 (6)	I D300 L=0.26m	単位	箇所	数量	1	単価	103,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高密度ポリエチレン管接続		φ300(直管、エルボ、取付金具含む)	箇所	1	13,670	13,670		
高密度ポリエチレン管		D300	m	0.26	5,960	1,549.6		
90° エルボ		D300用	個	1	51,200	51,200		
取付金物		D300用	個	1	36,500	36,500		
計						102,919.6		
単価						103,000	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一65号	函渠接続管 (7)	J D300 L=0.79m	単位	箇所	数量	1	単価	142,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高密度ポリエチレン管接続		φ300(直管、エルボ、取付金具含む)	箇所	1	13,670	13,670		
高密度ポリエチレン管		D300	m	0.79	5,960	4,708.4		
90° エルボ		D300用	個	1	51,200	51,200		
取付金物		D300用	個	2	36,500	73,000		
計						142,578.4		
単価						142,600	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一66号	函渠接続管 (8)	Q D300 L=1.04m	単位	箇所	数量	1	単価	144,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高密度ポリエチレン管接続		φ300(直管、エルボ、取付金具含む)	箇所	1	13,670	13,670		
高密度ポリエチレン管		D300	m	1.04	5,960	6,198.4		
90° エルボ		D300用	個	1	51,200	51,200		
取付金物		D300用	個	2	36,500	73,000		
計						144,068.4		
単価						144,100	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一67号	歩車道境界ブロック (1)	FK-2 両面R	単位	m	数量	1	単価	10,280
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種(600mm以下、50kg以上100kg未満) 1.65個/m 再生クラッシュラン RC-40	m	1	10,280	10,280		
計						10,280		
単価						10,280	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一68号	歩車道境界ブロック (2)	FK-2c-20 両面R すり付け	単位	m	数量	1	単価	10,640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種(600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 再生クラッシュラン RC-40 生コンクリート(各種) 有り	m	1	10,640	10,640		
計						10,640		
単価						10,640	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一69号	歩車道境界ブロック (3)	FK-2a-20 切下げ	単位	m	数量		1	単価 8,887
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種(600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 再生クラッシュラン RC-40 生コンクリート(各種) 有り	m	1	8,887	8,887		
計						8,887		
単価						8,887	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一70号	歩車道境界ブロック (4)	FK-2 両面R 水抜き (街渠柵部)	単位	m	数量		1	単価 10,310
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種(600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 再生クラッシュラン RC-40 生コンクリート(各種) 有り	m	1	10,310	10,310		
計						10,310		
単価						10,310	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一71号	舗装版破碎 【夜間】 1号横断管渠	アスファルト舗装版 舗装版厚 15cmを超え35cm以下	単位	m2	数量	1	単価	1,169
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎		アスファルト舗装版 無し 必要 15cmを超え35cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	1,169	1,169		
計						1,169		
単価						1,169	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一72号	殻運搬 (1) 【夜間】 1号横断管渠	現場～置場 アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	1,139
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 無し 1.0km以下 全ての費用	m 3	1	1,139	1,139		
計						1,139		
単価						1,139	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一73号	殻運搬 (2)	置場～処分場 アスファルト殻 積込含む	単位	m3	数量		単価	
						1		3,208
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 無し 6.0km以下 全ての費用	m 3	1	1,883	1,883		
積込 (コンクリート殻)		全ての費用	m 3	1	1,325	1,325		
計						3,208		
単価						3,208	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一74号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量		単価	
						1		3,525
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	3,525	3,525		
計						3,525		
単価						3,525	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一75号	交通誘導警備員 (1)	A(昼間)	単位	人日	数量	1	単価	19,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	19,690	19,690		
計						19,690		
単価						19,690	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一76号	交通誘導警備員 (2)	A(夜間)	単位	人日	数量	1	単価	29,530
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	29,530	29,530		
計						29,530		
単価						29,530	円／人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単一77号	交通誘導警備員 (3)	B(夜間)	単位	人日	数量	1	単価	28,310
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	28,310	28,310		
計						28,310		
単価						28,310	円／人日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	機械播種施工による植生工	種子散布工 1000m2以上(標準) 無	単位	m 2	数量	1	単価 249
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工		種子散布	m 2	1	249. 47	249	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						249	
単価						249	円／m 2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	機械播種施工による植生工	植生基材吹付工 3cm 100m2未満 無 無 無	単位	m 2	数量	1	単価 7, 514
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工（植生基材吹付）		厚3 c m	m 2	1	7, 514. 4	7, 514	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						7, 514	
単価						7, 514	円／m 2

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 鉄筋コンクリートU型 JIS A 5372 300B 300×300×600 無し 無し 有り 再生クラッシャー 40～0	単位	m	数量	10	単価	10,380
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	U型側溝	L 6 0 0 3 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	6,995.16	69,951		
	鉄筋コンクリートU形	3 0 0 B 3 0 0 × 3 0 0 × 6 0 0	個	16.5	1,980	32,670		
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	0.6	1,900	1,140		
	諸雑費（まるめ）		式	1		39		
	計					103,800		
	単価					10,380	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	U型側溝	据付け 無し 無し 鉄筋コンクリートU型 JIS A 5372 300C 300×360×600 無し 無し 有り 再生クラッシャーラン 40〜0	単位	m	数量	10	単価 11,640
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	U型側溝	L 6 0 0 3 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	6,995.16	69,951	
	鉄筋コンクリートU形	3 0 0 C 3 0 0 × 3 6 0 × 6 0 0	個	16.5	2,740	45,210	
	再生クラッシャーラン	R C − 4 0	m 3	0.6	1,900	1,140	
	諸雑費（まるめ）		式	1		99	
	計					116,400	
	単価					11,640	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	暗渠排水管	φ 500	単位	m	数量	10	単価	4,798
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.2	49,266	9,853		
特殊作業員			人	0.2	41,616	8,323		
普通作業員			人	0.4	38,862	15,544		
トラック		[クレーン装置付]ヘーストラック4～4.5t積吊能力2.9t	日	0.2	62,890	12,578		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		1,682		
計						47,980		
単価						4,798	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	19,920
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	40kg以下 昼 無	枚	100	411.06	41,106		
	ガラス蓋	400×500用 110° 開閉 T-25	枚	100	19,500	1,950,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		894		
	計					1,992,000		
	単価					19,920	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	24,620
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	40kg以下 昼 無	枚	100	411.06	41,106		
	ガラス蓋	400×600用 110° 開閉 T-25	枚	100	24,200	2,420,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		894		
	計					2,462,000		
	単価					24,620	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	60,630
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 昼 無	枚	100	1,024.08	102,408		
	グレーチング 蓋	400×800用 110° 開閉 T-25	枚	100	59,600	5,960,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		592		
	計					6,063,000		
	単価					60,630	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	411.1
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製	40kg以下 昼 無	枚	100	411.06	41,106		
縞鋼板蓋	500×500 t=6mm 等辺山形鋼、取手金具含む	枚	100	0	0		
諸雑費（まるめ）		式	1		4		
計					41,110		
単価					411.1	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	35,030
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 昼 無	枚	100	1,024.08	102,408		
	グレーチング 蓋	500×500用 ボルト固定式 普通目 T-25	枚	100	34,000	3,400,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		592		
	計					3,503,000		
	単価					35,030	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	足掛金具	W=300	個	1	2,780	2,780		
	計					2,780		
	単価					2,780	円／個	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	40,620
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	40kg以下 昼 無し	枚	100	411.06	41,106		
	縞鋼板蓋	600×600 t=6mm 等辺山形鋼、取手金具含む	枚	100	40,200	4,020,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		894		
	計					4,062,000		
	単価					40,620	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	80,430
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 昼 無	枚	100	1,024.08	102,408		
	グレーチング 蓋	800×800用 ボルト固定式 普通目 T-25	枚	100	79,400	7,940,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		592		
	計					8,043,000		
	単価					80,430	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	蓋版	据付け 有り 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	91,360
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 夜 無	枚	100	1,456.56	145,656		
	グレーチング 蓋	900×900用 ボルト固定式 普通目 T-25	枚	100	89,900	8,990,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		344		
	計					9,136,000		
	単価					91,360	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	集水桝切断・撤去	切断・吊上げ移動	単位	箇所	数量	10	単価	84,770
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2.28	49,266	112,326		
	特殊作業員		人	2.28	41,616	94,884		
	普通作業員		人	2.28	38,862	88,605		
	発動発電機運転	ディーゼル発電機 10kVA	日	2.28	2,718	6,197		
	バックホウ運転	クローラ型クレーン付 山積0.28m3/平積0.20m3	日	2.28	59,780	136,298		
	コンクリート壁面カッター	（電動式ウォーラー）最大切断深30cm単相 電源120VA	日	2.28	9,770	22,275		
	ウォールソー用ブレード	18インチ	枚	2.24	157,000	351,680		
	諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		35,435		
	計					847,700		
	単価					84,770	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	構造物とりこわし	無筋構造物 人力施工 無し 有り	単位	m 3	数量	1	単価	52, 040
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	無筋構造物	夜間 人力施工 制約無	m 3	1	52, 040. 4	52, 040		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					52, 040		
	単価					52, 040	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高密度ポリエチレン管接続	φ300(直管、エルボ、取付金具含む)	単位	箇所	数量	10	単価	13,670
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1.58	32,844	51,893		
特殊作業員			人	1.58	27,744	43,835		
普通作業員			人	1.58	25,908	40,934		
諸雑費（まるめ）			式	1		38		
計						136,700		
単価						13,670	円／箇所	

参考資料（１）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	3, 525	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費		アスファルト殻	m 3	100	3, 525	352, 500			
計						352, 500			
単価						3, 525	円／m 3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	19, 690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A			人	1	19, 686	19, 686		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						19, 690		
単価						19, 690	円／人日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	29,530
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A			人	1	29,529	29,529		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						29,530		
単価						29,530	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	28,310
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人	1	28,305	28,305		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						28,310		
単価						28,310	円／人日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		ブルドーザ	式	1		548,000		
計						548,000		
単価						548,000	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	道路施設基本データ作成費用		単位	式	数量	1	単価	63,175
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
技術員			人	1.75	36,100	63,175		
計						63,175		
単価						63,175	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	トラック	[クレーン装置付]ベーストラック4～4.5t積吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	62,890
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	46,359	46,359		
軽油			L	30.6	130	3,978		
トラック [クレーン装置付]		ベーストラック4～4.5t積 吊能力2.9t	供用日	1.23	10,200	12,546		
諸雑費（まるめ）			式	1		7		
計						62,890		
単価						62,890	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	発動発電機運転	ディーゼル発電機 10kVA	単位	日	数量	1	単価	2,718
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軽油		L	11.2	130	1,456		
	発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	10kVA	日	1.18	1,070	1,262		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					2,718		
	単価					2,718	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	バックホウ運転	ｸﾛｰﾗ型ｸﾚｰﾝ付 山積0.28m3/平積0.20m3	単位	日	数量	1	単価	59,780
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	46,359	46,359		
	軽油		L	34.4	130	4,472		
	バックホウ（ｸﾛｰﾗ）〔標準・ｸﾚｰﾝ機能付き〕	山積0.28m3（平積0.20m3） 1.7t吊	日	1.5	5,960	8,940		
	諸雑費（まるめ）		式	1		9		
	計					59,780		
	単価					59,780	円／日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 舗装工事			合算工事： 0			
対象工事費	183,097,035	直接工事費	183,097,035	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	3,525	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		183,097,035		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		183,093,510			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8.41 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		8.58 %	（8.41% × 週休1.02）			
計上額		15,709,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	183,093,510	直接工事費	183,097,035		
非対象額計（一）	3,525				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	3,525	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	183,093,510	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.87 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.87 %				
計上額	1,592,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	611,175				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	611,175
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					17,912,175

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	201,009,210	単独（追加工事）直接工事費	183,097,035	単独（追加工事）共通仮設費	17,912,175
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	201,009,210	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	201,005,685		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	23.05 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	23.74 %（23.05% × 週休1.03）		0 %		
計上額	47,719,000		0		0
			11,086,002（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	常陸河川国道事務所 工務第二課	工事番号	2026020015	第 0 回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			舗装工事	

工事原価	248,728,210				
純工事費	201,009,210	現場管理費	47,719,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	248,728,210	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	248,724,685	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	248,728,210				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	15.13 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	37,731,790				
業務委託料等	0				
調査基準価格	288,552,000				
調査基準価格の100/110	262,320,000	（ 91.57 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 東関道延方西地区改良舗装工事

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所 工務第二課

工事数量総括表

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
舗装		式		1		
道路土工		式		1		
路体盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土 (1)	2.5m未満	m3		200		
路体(築堤)盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	m3		640		
路体(築堤)盛土 (3)	4.0m以上	m3		3,100		
土砂等運搬 (場内運搬)	土砂(岩塊・玉石混り土含む) 積込含む	m3		30,690		
整地	残土受入れ地での処理	m3		30,690		
路床盛土工		式		1		
路床盛土 (1)	2.5m未満	m3		70		
路床盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	m3		850		

工事数量総括表

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
路床盛土工 (ICT)		式		1		
路床盛土 (ICT)	4. 0m以上	m3		23, 200		
法面整形工		式		1		
法面整形 (切土部)	現場制約無し 粘性土、砂及び砂質土、粘性土	m2		40		
法面整形 (盛土部)	法面締固め無し 現場制約無し	m2		5, 700		
法面工		式		1		
植生工		式		1		
種子散布	肥料無し 1000m2以上	m2		4, 070		
植生基材吹付	3cm 植生基材吹付工 100m2未満	m2		40		
舗装工		式		1		
アスファルト舗装工 (ICT) (1) 側道		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
上層路盤(車道・路肩部) (ICT) 側道	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 250mm	m2		9,170		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		8,760		
アスファルト舗装工 (2)51号BP		式		1		
下層路盤(歩道部) 【夜間】	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	m2		6		
上層路盤(歩道部) (1)【夜間】	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 73mm	m2		6		
上層路盤(歩道部) (2)【夜間】	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 77mm	m2		10		
上層路盤(車道・路肩部) (3)【夜間】	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 80mm	m2		10		
基層(車道・路肩部) 【夜間】	改質As 粗粒Ⅱ型 舗装厚 50mm 1.4m未満	m2		10		
表層(車道・路肩部) 【夜間】	改質As 密粒Ⅱ型 舗装厚 50mm 1.4m未満	m2		10		
アスファルト舗装工 (3)取付道路		式		1		
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 250mm	m2		1,550		

工事数量総括表

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		1,550		
透水性舗装工		式		1		
フィルター層	仕上り厚 100mm	m2		617		
下層路盤(歩道部)	再生クラッシャー RC-40 仕上り厚 100mm	m2		617		
表層	2.4m以上 舗装厚 40mm	m2		617		
擁壁工		式		1		
場所打擁壁工(構造物単位)		式		1		
小型擁壁	0.6m以上0.8m未満	m3		4		
重力式擁壁 (1)	1mを超え2m未満	m3		256		
重力式擁壁 (2)	2m以上5m以下	m3		173		
排水構造物工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
作業土工		式		1		
床掘り (1)	土砂 小規模	式		1		
床掘り (2) 【夜間】 1号横断管渠	土砂 小規模	式		1		
埋戻し (1)	土砂 小規模	式		1		
埋戻し (2) 【夜間】 1号横断管渠	土砂 小規模	式		1		
側溝工		式		1		
L形側溝 (1)	A FK-2 両面R 標準部	m		81		
L形側溝 (2)	B FK-2a-20 切下げ部	m		39		
L形側溝 (3)	C FK-2c-20 両面R すり付け部	m		9		
プレキャストU型側溝 (1)	PU 300×300	m		2,295		
プレキャストU型側溝 (2)	PU 300×360	m		233		

工事数量総括表

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
管渠工		式		1		
暗渠排水管 (1) 【夜間】 1号横断管渠	φ 300	m		1		
暗渠排水管 (2) 【夜間】 2号横断管渠	φ 500	m		4		
鉄筋コンクリート台付管 (1)	φ 300 L=2000	m		50		
鉄筋コンクリート台付管 (2) 【夜間】 1号横断管渠	φ 300 L=2400	m		17		
鉄筋コンクリート台付管 (3)	φ 600 L=2500	m		21		
集水桝・マンホール工		式		1		
現場打ち街渠桝 (1)	G-400×500×700 T-25(並目) 110° 開閉式	箇所		5		
現場打ち街渠桝 (2)	G-400×500×800 T-25(並目) 110° 開閉式	箇所		1		
現場打ち街渠桝 (3)	G-400×600×800 T-25(並目) 110° 開閉式	箇所		1		
現場打ち街渠桝 (4)	G-400×800×1100 T-25(並目) 110° 開閉式	箇所		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場打ち集水桝 (1)	S-500×500×600 縞鋼板蓋含む	箇所		8		
現場打ち集水桝 (2)	S-500×500×700 縞鋼板蓋含む	箇所		1		
現場打ち集水桝 (3)	G-500×500×700 グレーチング 蓋含む	箇所		2		
現場打ち集水桝 (4)	S-500×500×1000 縞鋼板蓋含む	箇所		1		
現場打ち集水桝 (5)	G-500×500×1000 グレーチング 蓋含む	箇所		1		
現場打ち集水桝 (6)	S-500×500×1200 縞鋼板蓋含む	箇所		1		
現場打ち集水桝 (7)	S-600×600×500 縞鋼板蓋含む	箇所		1		
現場打ち集水桝 (8)	S-600×600×700 縞鋼板蓋含む	箇所		1		
現場打ち集水桝 (9)	G-800×800×1100 グレーチング 蓋含む	箇所		2		
現場打ち集水桝 (10) 【夜間】 2号横断横断管渠	G-900×900×1300 グレーチング 蓋含む	箇所		1		
既設集水桝カット及び間詰め (1) 【夜間】 1号横断管渠	σ CK=18N/mm ² 間詰コンクリート	箇所		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
既設集水桝カット及び間詰め (2) 【夜間】 2号横断管渠	σ CK=18N/mm ² 間詰コンクリート	箇所		1		
函渠接続管 (1)	B D300 L=1.49m	箇所		1		
函渠接続管 (2)	C D300 L=1.85m	箇所		1		
函渠接続管 (3)	D D300 L=1.40m	箇所		1		
函渠接続管 (4)	E D300 L=1.22m	箇所		1		
函渠接続管 (5)	F D300 L=1.25m	箇所		1		
函渠接続管 (6)	I D300 L=0.26m	箇所		1		
函渠接続管 (7)	J D300 L=0.79m	箇所		1		
函渠接続管 (8)	Q D300 L=1.04m	箇所		1		
縁石工		式		1		
縁石工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (1)	FK-2 両面R	m		77		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (2)	FK-2c-20 両面R すり付け	m		4		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (3)	FK-2a-20 切下げ	m		21		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (4)	FK-2 両面R 水抜き (街渠柵部)	m		4		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
舗装版切断 1号横断管渠	アスファルト舗装版 15cmを超え30cm以下	式		1		
舗装版破碎 【夜間】 1号横断管渠	アスファルト舗装版 舗装版厚 15cmを超え35cm以下	m2		10		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 (1) 【夜間】 1号横断管渠	現場～置場 アスファルト殻	m3		1		
殻運搬 (2)	置場～処分場 アスファルト殻 積込含む	m3		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
殻処分	アスファルト殻	m3		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	A(昼間)	式		1		
交通誘導警備員 (2)	A(夜間)	式		1		
交通誘導警備員 (3)	B(夜間)	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路施設基本データ作成費用		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 東関道延方西地区改良舗装工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	183,097,035
(2)共通仮設費	17,912,175
(3)純工事費	201,009,210

(1)+(2)

(4)現場管理費	47,719,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	248,728,210
----------	-------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	37,731,790
-----------------	------------

(8')その他費目計	0
------------	---

(9)業務委託料等	0
------------	---

(10)工事価格	286,460,000
----------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	28,646,000
------------	------------

(12)請負工事価格	315,106,000
------------	-------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	286,460,000
-------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	288,552,000
------------	-------------

(15)調査基準価格の100/110	262,320,000
--------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	37,732,069	)
------------------	------------	---

R 7 東関道延方西地区改良舗装工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 2 月

国土交通省関東地方整備局

常陸河川国道事務所

工務第二課

■ 第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和 7 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

4. 本工事における「条件明示」については、別紙－ 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第 2 6 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （５）専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県内の工事でなければならない。

- (6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- 2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- 3. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し）
- 4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
- 5. 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第 5 条 コリンズ（CORINS）への登録

- 1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
- 2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
- 3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第 6 条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点	茨城県潮来市小泉南	緯度	35° 57' 14"	経度	140° 34' 33"
終点	茨城県潮来市延方西	緯度	35° 57' 05"	経度	140° 35' 19"

第 7 条 コリンズへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、茨城県潮来市小泉南地先から延方西地先における、東関道地内の側道及び潮来バイパスの路床盛土工事である。

道路土工

路体盛土工 約 3,900m³
 路床盛土工 約 24,120m³
 法面工
 法面整形 約 5,700m²
 舗装工
 アスファルト舗装工 約 10,300m²
 透水性舗装工 約 600m²
 擁壁工
 重力式擁壁 434m³
 排水構造物工
 側溝工 1式 管渠工 1式 集水柵・マンホール工 1式
 仮設工 1式

第8条 コリنزへの設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R4常陸河川国道管内道路詳細修正設計業務	4048642960

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事について)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - 1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - 2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実

態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

- 3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は常陸河川国道事務所のホームページにより公表する。
- 4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

※別紙様式－００参照

第１１条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

全ての工種

第１３条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１４条 工事書類の作成について

- １．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の

役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第15条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第16条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5. 7）令和7年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条 設計・施工技術連絡会議(三者会議)の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第18条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設

置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第19条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第20条 ワンデーレスポンスについて

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第21条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第22条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第23条 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第24条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができ

る条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第25条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	As 量 5.5%密粒再生	使用箇所は、図面参照
再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所は、図面参照

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 特定建設資材の分別解体等の再資源化等

- ① 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （構造物撤去工）	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

（2）再資源化等をする施設の名称及び所在地

- 1) アスファルトコンクリート塊の搬出については以下のとおりとする。

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	摘要
アスファルト掘削殻	山二興業(株)	茨城県鹿嶋市大字宮中宇宮 中野3827	L=5.7km(DID 無し)	

上記の処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

2) 受入時間

山二興業(株)：8時00分～17時00分

- ② 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第26条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第27条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。

また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。

なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第28条 工事完成図等の作成について

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第29条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第30条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納

品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第31条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について数量・施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000m³未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検討基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1)～4)から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)～4)を原則とするが、現場条件等により以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても

ICT活用工事とする。

9) モバイル端末を用いた出来形管理

10) 地上写真測量を用いた出来形管理

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～⑤の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第32条 ICT活用工事（舗装工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、または舗装を含む工事とする。

対象は、アスファルト舗装工事、または舗装を含む工事とする。

① 3次元起工測量

② 3次元設計データ作成

③ ICT建設機械による施工

④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された舗装工以外の工種に I C T 施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下 4～8 により I C T 施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階で I C T 施工技術を活用することとし、舗装工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関する I C T 施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。
5. I C T 施工技術を用い、以下の施工を実施する。

- ① 3 次元起工測量

受注者は、3 次元測量データを取得するため、以下 1) ～ 4) から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

- ② 3 次元設計データ作成

受注者は、設計図書や 5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、I C T 建設機械による施工及び 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。

- ③ I C T 建設機械による施工

5. ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下に示す I C T 建設機械により、施工を実施する。

- 1) 3 次元 MC 建設機械※

※MC とは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し施工現場の環境条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に 3 次元設計データ等を活用するものとする。

- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

- (1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下 1) 2) から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下 1) ～ 2) を原則とするが、現場条件等により以下 3) ～ 4) の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) T S 等光波方式を用いた出来形管理
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお表層については、標準的な面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率にな

る場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよいものとする。

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については計上していない。

３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。

使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３３条 ＩＣＴ活用工事（擁壁工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ 活用工事という。

対象は、擁壁工等を含む一般土木工事とする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。擁壁工等についての施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、下記1)～7)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と併せて行うが、ICT擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必要としない。

なお、ICT擁壁工の3次元設計データとは、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(擁壁工編)で定義する擁壁工設計データのことを言う。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

(1) 出来形管理

擁壁工等の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等については計上していない。

- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下

1) の出来形管理要領によるものとする。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計デ

ータあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第34条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第35条 ICT活用工事の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ ICT活用工事（土工 1,000m³ 以上）積算要領
- ・ ICT活用工事（土工 1,000m³ 未満）積算要領
- ・ ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する

（1） 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2） 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の

費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
 - ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条 ICT活用工事の費用について

- １． １ ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

- ・ ICT活用工事（舗装工）積算要領

（１） ３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２） ３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

共通仮設費率補正係数：1.2

現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～２）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

- ２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第37条 ICT活用工事の費用について

- １．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工

計画書の提出を含む)までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の(1)(2)により費用を計上することとする。

- ・ICT活用工事(擁壁工)積算要領

- (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

- (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、擁壁工(ICT)と同時に実施する土工(ICT)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2

- ・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理

- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

- 2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第38条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用施工を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第39条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置すること

を原則とする。

(12) ～ (17) については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1) ～ (6) 及び【付属品として備えるもの】(7) ～ (11) の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ですべて計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 40 条 BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3 次

元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

(参考) 3次元モデル作成の目安]

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかと識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する。(BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照)。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等)
- 4) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 1) 後段階への引継事項(データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等)
- 2) 省人化の効果(前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等)

3. 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書(変更含む)
- 2) BIM/CIM 実施報告書(3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む)
- 3) 作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML形式、IFC形式)、統合モデル、動画等)

4. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第41条 DXデータセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料 (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト (<https://dxportal>).

nilim.go.jp/exonym) を参照すること。

第42条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。なお、令和7年度における重点安全対策項目は以下の7項目である。
 - I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - I 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - II 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - III 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	交通誘導警備員	備 考
道路土工 法面工 舗装工 擁壁工 排水構造物工 縁石工	昼間作業	1236人(うち有資格誘導員1236人)	
舗装工 排水構造物工 構造物撤去工	夜間作業	11人(うち有資格誘導員 4人)	
合計	昼間作業 夜間作業	1236人(うち有資格誘導員1236人) 11人(うち有資格誘導員 4人)	

7. 交通規制の認識対策
路上工事で、交通規制を行う場合、保安施設の設置、撤去に先がけ、発煙筒を使用するなど、規制帯内への一般車の飛び込み事故の防止に努めること。(参考図参照)
8. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について
受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 UR

Lに基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第43条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第44条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間

中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第45条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第46条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第47条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第48条 環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

1. 工種

構造物撤去工

2. 建設機械・設備

低騒音・低振動認定機械

騒音防止を施した機械

油圧ジャッキ式破碎機械

3. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

4. 舗装版切断作業

舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破碎機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

第49条 環境対策(特定調達品目の調達実績の調査について)

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和10年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第50条 環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号、最終改正 平成13年国土交通省告示487号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第51条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第52条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
7. 共通仕様書1-1-1-3 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
 - ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
 - ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）
- なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-3 9 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第 5 3 条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 4 7 条第 1 項、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第 5 4 条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
環境負荷の低減を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
盗難防止策（警報器等）を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
工事工程表の掲示、社会貢献を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第 5 5 条 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：工事の始期から 3 4 5 日間

（但し、令和 8 年 4 月 1 日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から 3 4 5 日間で工事を完了させること。

工期には、施工に必要な日数（実働日数）に加えてに以下の日数を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と悪天候による作業不可能日※を見込むための係数）	0.76

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：28日間

過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（水戸観測所）及び環境省（水戸地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

第56条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第57条 工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合は、これに協力すること。

第58条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日を取組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成し

た場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第59条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、鹿嶋観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第60条 施工時期及び施工時間の変更（作業区分）

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	下記を除くすべての工事	8:00 ～ 17:00
夜間作業	アスファルト舗装工(2)、作業土工床掘り(2)、埋戻し(2)、暗渠排水管(1)・(2)、鉄筋コンクリート台付管(2)、現場打ち集水桝(10)、既設集水桝カット及び間詰め工(1)・(2)、舗装版破碎、殻運搬(1)	20:00 ～ 5:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第61条 他工事との調整

1. 下記工事の受注業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R7東関道小泉南横断歩道橋上部工事	上部工（1号、2号横断歩道橋）	令和7年10月～令和8年9月
R7東関道小泉南地区改良工事	No. 0+00～No. 3+0.00	令和8年3月～令和9年2月

第62条 工事支障物件

本工事区間においては、工事支障物件を見込んでいない。なお、施工条件に変更を要する場合には、監督職員と協議するものとする。

第63条 概算・概略数量

1. 本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。
2. 現場打ち集水桝(1)、現場打ち集水桝(2)、現場打ち集水桝(4)、現場打ち集水桝(6)については、縞鋼板蓋 500×500 の材料単価は当初見込んでいない。縞鋼板蓋の材料費は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。
3. コンクリートについては、夜間等の割増は当初見込んでいない。コンクリートの夜間等の割増は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第64条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ② 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術
新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
 - 1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
 - 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - 3) 新技術導入促進 (Ⅱ) 型により活用する技術
 - 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第65条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において第64条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第64条 新技術の活用「新技術の定義」に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用さ

れる技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第66条 建設現場の遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（5）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協

力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第67条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 6 8 条 契約後 V E 方式

1. 定義について

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲について

1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

2) 契約書第 1 8 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出について

1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査について

提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるもの

については、V E 提案として採用することを原則として審議を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否について

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等について

- 1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護について

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在について

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 69 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 64 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 70 条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第 71 条 情報管理体制の確保

受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書 1-1-1-6 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式－ 1 8 を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

- ・受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
- ・受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ・要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- ・受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- ・受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第 7 2 条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

1. 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
2. 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
3. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
4. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
5. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
6. なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第 7 3 条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するととも

に、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO₂排出量（コンクリートの材料のCO₂排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

① 低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO₂排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品によるCO₂排出削減効果（算出可能な場合に限り）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO₂排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

② 試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③ 試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第74条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

（受注者希望方式）

4. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
5. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
6. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
7. 発注者は、提出された資料をもとに賃金・労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第2章 無筋・鉄筋コンクリート

第75条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類	備考
現場打ち街渠柵 (4)、現場打ち 集水柵(4)・(5)・ (6)・(9)・(10)、 重力式擁壁(1) ・(2) (無筋構造物)	25mm	8cm	60%以下	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$ (180kgf/cm ²)	高炉セメント B種	図面 参照

上記以外の構造物 (無筋構造物)	25mm (20mm)	8cm	W/C指定無し	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$ (180kgf/cm ²)	高炉セメント B種	図面 参照
---------------------	----------------	-----	---------	--	--------------	----------

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第76条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（ $\phi 600$ 未満、600mm×600mm 未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第77条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントで、セメント量は530kg/m³（又は、1：3）以上とする。

第78条 レディーミクストコンクリート単位水量測定

本工事においては、1日当りレディーミクストコンクリートの使用量が100m³以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国官技第185号）、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国コ企第3号）及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下、測定要領という）（これらについて、受注者が所持しない場合は工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員から請求があった場合は直ちに提示しなければならない。測定機器は測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場条件により受注者から測定機器を指示する場合がある。

又、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。なお、これらに定められてない場合は監督職員と協議するものとする。

第3章 個人情報情報の取り扱いについて

第79条 基本的事項

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第80条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後に

においても同様とする。

第81条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第82条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第83条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第84条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第85条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第86条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー2）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第87条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第88条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第 8 9 条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

■ 第 2 編 材料編

第 1 章 土木工事材料

第 9 0 条 一般瀝青材料

1. ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針入度	摘 要
表層、基層	4 0－6 0	車道舗装工
上層路盤	6 0－8 0	車道舗装工

第 9 1 条 目地板

伸縮目地材は、樹脂発砲体（発泡倍率 3 0 倍）とし厚さは 2 0 mm とする。

■ 第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総則

第 9 2 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第 9 3 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（A S P）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（A S P）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 9 4 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札

を着用している。

5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第95条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー12によるものとする。

第96条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第97条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第98条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第99条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

■ 第4編 道路編

第1章 道路改良

第100条 場所打擁壁工

水抜パイプは、2m²に1箇所程度設置するものとし、その設置位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

第2章 舗装

第101条 性能規定

1. 性能を規定する対象範囲

- (1) 本工事は、車道舗装の性能を規定した試行工事であり、舗装構造について受注者が発注者に舗装構造提案を行い、採否通知による採用を経て施工する工事である。
- (2) 本工事の性能規定対象範囲は、基層から表層までの車道舗装構造の全ての部分とする。【注：契約図書に標準的な舗装構造とその範囲を表示する。】
- (3) 契約書第18条の条件変更が生じた場合は、変更後の条件によって標準的な舗装構造を変更するとともに、それに基づき請負代金額の変更を行うものとする。

2. 舗装構造提案の範囲

本工事で受注者が行う舗装構造の提案範囲は、次条第2項に定める車道舗装の性能指標の値に適合させるものとする。なお、舗装構造提案に伴う工期延長の変更は範囲に含めないものとする。

3. 舗装構造提案書の提出

- (1) 受注者は、前項の舗装構造提案を行うものとし、次に掲げる事項を舗装構造提案書(別添-4 様式-1～3)に記載し、発注者に提出しなければならない。

1) 次条舗装工(性能規定対象範囲)に示す性能指標の値に適合する舗装構造提案の内容及び提案理由

- ①設定する性能指標及びその値
- ②性能を確保する施工範囲(区間等)

2) 舗装構造提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

①材料仕様（アスファルト混合物事前審査認定証、配合設計書、試験練結果報告書）

②施工要領（施工順序、施工方法、施工機械）

③施工管理（出来形管理及び品質管理）の試験項目、頻度、試験方法及び管理基準値（規格値）

3) 工業所有権等の排他的権利を含む舗装構造提案である場合その取扱いに関する事項

4) 舗装構造提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 受注者は、舗装構造提案による施工に対し、施工管理（出来形管理及び品質管理）の試験項目、頻度、試験方法及び管理基準値（規格値）等を設定し、舗装構造提案書の提出と同時に、発注者に提出しなければならない。なお、施工管理のうち工程管理は、別途提出する施工計画書に記載すること。

(3) 発注者は、提出された舗装構造提案書に関する追加的な資料等の提出を受注者に求めることができる。

(4) 受注者は、第1章第3条の舗装構造提案を契約の締結日より、当該舗装構造提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出しなければならない。

(5) 舗装構造提案の提出に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

4. 舗装構造提案の審査

舗装構造提案の審査にあたり、発注者が設計図書に定める車道舗装の性能指標の値に適合させるための提案内容を審査するものとする。

5. 舗装構造提案の採否等

(1) 発注者は、舗装構造提案の採否について、舗装構造提案の受領後14日以内に書面（別添—4 様式—4）により、受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

(2) 提出された舗装構造提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。なお、舗装構造提案が適正と認められなかった場合、受注者は舗装構造の再提案を行うものとする。再提案に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

(3) 舗装構造提案が適正と認められた後、性能規定範囲で契約書第18条の条件変更が生じた場合において、発注者が舗装構造提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、再提案に要する期間、採否の審査通知期間及び再提案の費用は協議するものとする。

(4) 受注者が舗装構造提案を行う前に性能規定範囲で契約書第18条の条件変更が生じ、標準的な舗装構造の訂正または変更が行われた場合において、受注者は変更後の条件に基づき舗装構造提案を行わなければならない。

(5) 受注者は、採用された舗装構造提案及びそれに伴って提出した施工管理（出来形管理及び品質管理）と別途提出する施工計画書に基づき施工するものとする。

(6) 双方の責任に帰することができない理由（不可抗力や予測することが不可能な理由等）により、工事の続行が不可能な場合においては、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。

(7) 本工事で受注者が行う舗装構造提案の適用は、以下のとおりとする。

・本区間においては、今後、舗装修繕工事や占用工事等が予定されており、道路管理上、道路利用者や沿道環境等へ及ぼす影響の大きい材料の使用や工法を前提とした舗装構造提案は採用しない（セメント安定処理、石灰安定処理、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、コンポジットまたはホワイトベース等）。

・大粒径アスファルト混合物を提案する場合の等値換算係数の取り扱いは、設計図書の基層下端から上層部を1.0とし、基層下端から下層部を0.8とする。

・表層、中間層（基層）の厚さは、表層は5cm、中間層（基層）は5cmと

する。

- ・アスファルト安定処理を除く各層の路盤材の厚さは、5 c mラウンドとする。

6. 舗装構造提案の保護

舗装構造提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。但し、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

7. 責任の所在（舗装構造提案）

発注者が舗装構造提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

第102条 舗装工（性能規定対象範囲）

1. 舗装の設計

受注者は、下記設計条件により次項に規定する性能指標の値に適合する舗装構造及び施工方法等を発注者に提案するものとする。

- 1) 設計は「舗装の構造に関する技術基準」によるものとする。
- 2) 舗装設計期間は α 年とする。
- 3) 舗装計画交通量は3,000台/日・方向以上とし、路床の設計CBRは12%とする。

2. 車道舗装の性能指標及びその値

性能指標	施工直後の性能指標の値	試験方法	試験頻度
疲労破壊輪数	35,000,000×20年/10	前条3.（2）に基づき提出された施工管理によって施工された場合は、性能指標の値に適合するものとみなす	—
塑性変形輪数	動的安定度で3,000回/mm以上	締固め度と動的安定度の回帰曲線から求める。「舗装性能評価法」のホイールトラッキング試験方法、「舗装調査・試験法便覧」のアスファルト混合物の密度試験方法。	品質管理基準の「現場密度の測定」の試験基準及び摘要と同じ
平たん性	各車線毎に(σ)2.4mm以下	「舗装性能評価法」の舗装路面の平たん性測定方法（3mプロフィールメーター試験方法）	各車線毎に全車線

3. 舗装施工直後の性能評価

- (1) 受注者は、舗装施工直後に前項に規定する性能指標に関して測定を行いその結果を発注者に提出するものとする。
- (2) 発注者は、前項に基づき提出された性能指標の値について確認を行うものとする。
- (3) 前項に規定する車道舗装の施工直後の性能指標の値に適合できなかった場合、発注者は受注者に必要な修補を行わせるものとする。
修補の方法は、受注者が発注者に提示し発注者は、現場条件等に照らして決定するものとする。なお、次の事項は性能保持対象外とする。
 - ・交差点部（車の停止線から交差点内側の車道部分）
 - ・路面標示部
 - ・その他（橋面部、マンホール部等）

ただし、前述以外で明らかにやむを得ない事情がある場合、受注者は発注者と協議できるものとする。

4. 性能規定範囲の施工管理等の実施

- (1) 前条第3項に基づき施工管理試験を、受注者の負担において実施し、その結果

を監督職員に提出するものとする。

- (2) 監督職員は、工事の施工管理が提案どおりに行われているかどうかの確認をするため、いつでも工事現場または、製造工場等に立ち入りできるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

5. 性能の再評価

- (1) 舗装施工直後の性能が第2項の性能指標の値に適合せず機能回復処置を行った場合、受注者は再測定を行ない、その結果を発注者に提出するものとする。この場合測定に要する費用は、受注者の負担とする。
- (2) 発注者は、(1)で提出された性能指標の値について評価を行うものとする。

第103条 材料

1. 粒状路盤材クラッシャーランは、RC-40とする。
2. 粒度調整路盤材料は、M-40とする。
3. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	摘 要
R A s t	再生瀝青安定処理	40	4.0	上層路盤
R A ②	再生密粒度アスコン	20	5.5	表 層
A ⑨	開粒度アスコン	13	4.5	表 層
改Ⅱ A ①	改質粗粒度アスコン	20	5.0	基層又は中間層
改Ⅱ A ②	改質密粒度アスコン	20	5.5	表 層

4. 基層の1層の最大仕上げ厚さは、7cmとする。
5. 基層の舗設後、不陸が生じた場合は、表層の舗設に先立ち、レベリングを行うものとする。なお、レベリングに用いるアスファルト混合物は再生密粒度アスコンを原則とする。

第104条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物前審査における品質管理基準」によるものとする。

第3章 その他

第105条 舗装台帳

舗装台帳の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。提出資料各2部（原稿1部、コピー1部）

- 1) 舗装台帳
- 2) 舗装施工データシート（別紙様式-14）
- 3) 舗装施工概略図
- 4) 位置図(1/5万)
- 5) 平面図(完成平面図)

(注)道路標識台帳の資料作成のみの場合は、舗装台帳等の資料を道路標識台帳の資料に置き換える。

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適

切な保全処置等を講ずるものとする。

3. 工事箇所において震度4以上の地震が発生した場合は、土・日曜日、祭日及び天候等による休工日に係わらず、ただちに現場及び工事関連施設の状況確認を行い、概ね1時間以内に異常の有無を監督職員に報告するものとする。

第106条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

- ① 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
- イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
- ロ) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
- ※ 開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
- ② 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。
- 夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第107条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I. T. V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自転車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝

	D080	道路BOX等		E220	CAB電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台長作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦工事数量総括表

第108条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。
 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第109条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。
 また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。（別紙様式ー20）

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 5 5 条 第 5 5 条 第 5 5 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 4 8 条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 4 2 条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 2 5 条

別紙－5

概略工事工程表
工事名： R 7 東関道延方西地区改良舗装工事

工 種		単位	数量	令和8年												備考	
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
余裕期間		式	1	余裕期間												・ 20日間	
準備		式	1													・ 40日間	
道路土工		式	1													掘削工(1pt)、路体盛土工(1pt)、路床盛土工(1pt)	
法面工		式	1													植生工 (1pt)	
舗装工		式	1													舗装工 (1pt)	
擁壁工		式	1													場所打擁壁工(1pt)	
排水構造物工		式	1													側溝工(1pt)、管渠工(1pt)、プレキャストボックス工、集水桝・マンホール工 (1pt)	
縁石工		式	1													縁石工(1pt)	
後片付け		式	1													・ 20日間	
制約条件	夏期休暇・年末年始														・ 8月中旬 ・ 12月下旬～1月上旬		
	関係機関協議														市道通行止め協議 (潮来市)		
	関連工事														R 7 東関道小泉南横断歩道橋上部工事		
															R 7 東関道小泉南地区改良他(その4)工事		
															R 7 東関道小泉南地区改良工事		
														R 7 国道50号下館B P 玉戸地区外改良工事			
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率 (猛暑日補正有り) を適用															

ICT施工技術の活用 (ICT活用工事)【土工】

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事の土工において、ICT施工技術を全ての施工プロセスの段階で活用する場合、「□全て活用する」のチェック欄に「■」と記入する。

チェック欄	施工プロセスの段階	適用技術・機種
	①3次元起工測量	・空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ・地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ・TS等光波方式を用いた起工測量 ・TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ・RTK-GNSSを用いた起工測量 ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ・その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ※採用する具体の技術は受注後の協議により決定する。 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
□全て活用する	②3次元設計データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成を実施しなければならない。
	③ICT建設機械による施工	・3次元MC または 3次元MG 建設機械 ※活用作業工種・施工範囲については、受注後の協議により決定する。 ※当該工事に含まれる左記作業の工種のいずれかでICT建設機械を活用すれば良い。
	④3次元出来形管理等の施工管理	・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・TS等光波方式を用いた出来形管理 ・TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ・RTK-GNSSを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・施工履歴データを用いた出来形管理（土工） ・施工履歴データを用いた出来形管理（河床等掘削） ・その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ※採用する具体の技術は受注後の協議により決定する。 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※①3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ※現場条件等から、3次元出来形管理（面管理）が非効率と判断される場合は、従来手法（TS等光波方式）を用いた出来形管理等で管理することを認める。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。 ※作業土工（床堀）は、3次元出来形管理等の施工管理は、実施しない。
	⑤3次元データの納品	・TS・GNSSによる縮図め回管理 ※盛土の縮図作業が工事内容に含まれない場合は、本技術は本表の対象外とする。 ※現場条件等から、TS・GNSSによる縮図め回敷管理技術の実施が適さないや判断される場合は、従来手法（砂置換法、RI等）で管理することを認める。 ※土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。

注1) ICT活用工事及びICT活用施工の詳細については、特記仕様書によるものとする。

注2)「□全て活用する」のチェック欄に「■」と記載された場合のみ、加點評価の対象とする。

注3)「ICT施工技術の活用」において加點評価された場合、本表の「適用技術・機種」欄に記載した技術・機種に適用する「有用な新技術の活用」または「技術開発」については重複評価はしない。

注4) 本表適用技術・機種欄に掲載するICT施工技術を工事に活用する場合、技術提案(施工計画)では評価対象としない。
但し、本表適用技術・機種欄に掲載するICT施工技術を応用(別の技術を組み合わせる)して効果が高める、または別の効果を発現する等を含むした技術提案は、その応用部分(付加的な内容)についてのみ技術提案(施工計画)での評価対象とする。

注5) 特記仕様書により指定した技術については、評価項目・技術提案ともに加點・評価はしない。

注6) MCとはマシンコントロール機能、MGとはマシンガイドシステム機能をいう。

ICT施工技術の活用 (ICT活用工事)【舗装】

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事の舗装工において、ICT施工技術を全ての施工プロセスの段階で活用する場合、「□全て活用する」のチェック欄に「■」と記入する。

チェック欄	施工プロセスの段階	適用技術・機種
□全て活用する	①3次元起工測量	・地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ・TS等光波方式を用いた起工測量 ・TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ・その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ※採用する具体の技術は受注後の協議により決定する。 ※複数以上の技術を組み合わせ採用しても良い。
	②3次元設計データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成を実施しなければならない。
	③ICT建設機械【作業工種】による施工 ・路盤工	・3次元MC 建設機械 ※採用する機種及び活用作業工種・施工範囲については、受注後の協議により決定する。
	④3次元出来形管理等の施工管理	・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・TS等光波方式を用いた出来形管理 ・TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ※採用する具体の技術は受注後の協議により決定する。 ※複数以上の技術を組み合わせ採用しても良い。 ※「①3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。
	⑤3次元データの納品	

注1) ICT活用工事及びICT活用施工の詳細については、特記仕様書によるものとする。

注2)「□全て活用する」のチェック欄に「■」と記載された場合のみ、加点評価の対象とする。

注3)「ICT施工技術の活用」において加点評価された場合、本表の「適用技術・機種」欄に記載した技術・機種に適用する「有用な新技術の活用」または「技術開発」については重複評価はしない。

注4) 本表適用技術・機種欄に掲載するICT施工技術を工事に活用する場合、技術提案(施工計画)では評価対象としない。
但し、本表適用技術・機種欄に掲載するICT施工技術を応用(別の技術を組み合わせることで効果を高める、または別の効果を発現する等を含む)した技術提案は、その応用部分(付加的な内容)についてのみ技術提案(施工計画)での評価対象とする。

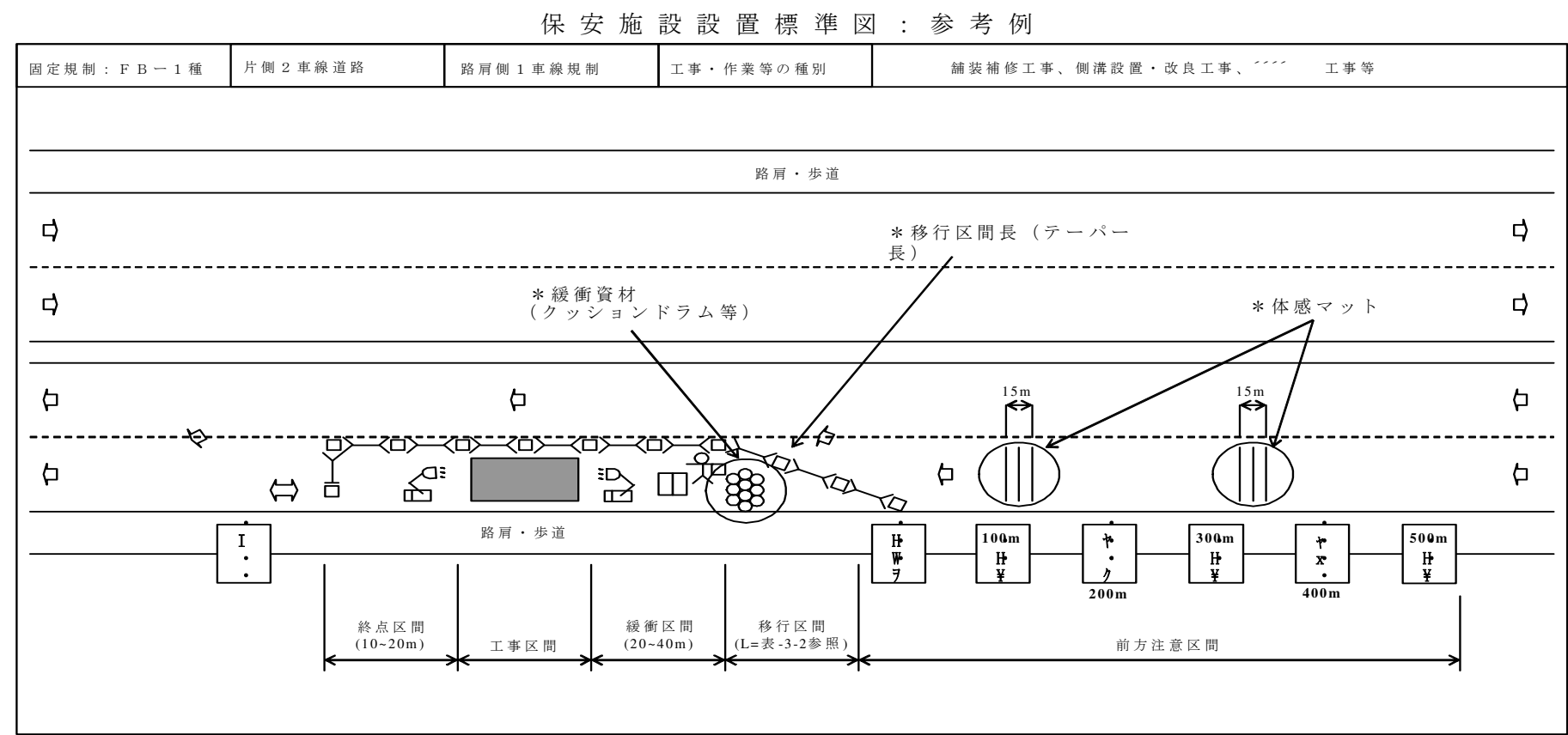
注5) 特記仕様書により指定した技術については、評価項目・技術提案ともに加点・評価はしない。

注6) MCとはマシンコントロール機能をいう。

〇〇〇〇工事説明書

工 事 名	〇〇〇〇工事
発注者名	国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所
受注者名	株式会社 △△建設
工 期	令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日
事 業 名	〇〇整備事業
事業の概要及び整備効果	
当該事業は、・・・を目的に、・・・・・・・・	
工事内容	
当該工事は、上記〇〇整備事業（延長〇〇k m）の内、〇〇k mを整備する工事であり、主な工事内容としては、・・・・・・・・ なお、〇〇工の施工においては、〇時～〇時まで片側１車線規制により・・・	
連絡先	
発 注 者	受 注 者
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 工務第二課 TEL：０２９－２４０－４０６６	株式会社 △△建設 〇〇現場事務所 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

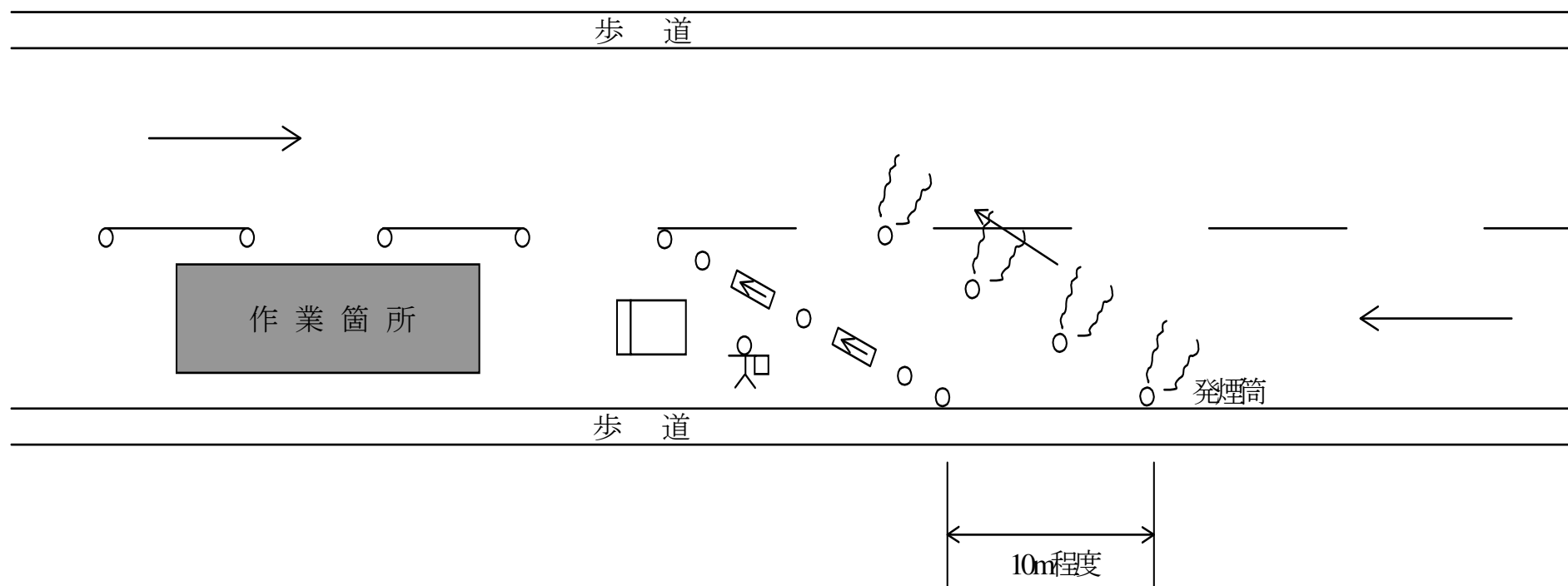
保安施設設置標準図：参考例



- ？ 1 「交通誘導ロボット」、「標識車の追加」については必要に応じ設置する。
- ？ 2 「道路工事の安全施設設置要領(案)平成 8 年 3 月(財)道路保全技術センター」より抜粋

参考図

規制区間と発煙筒との関係



情報化施工技術の活用

(工事名：○○○○○工事)

会社名：○○○○建設（株）

・当該工事において活用する技術、工種、作業内容、活用内容のチェックボックスを選択し「■」で記入する。

□活用する技術 T S を用いた出来形管理技術（舗装工）

工種	作業内容	活用内容
□ 舗装工 ※維持修繕工含む	□ 路盤 □ 表層 □ 切削 □ 縁石 □ 側溝 □ 管渠	出来形管理

□活用する技術 マシンコントロール技術 モータグレーダ

工種	作業内容	活用内容
□ 舗装工 ※維持修繕工含む	□ 敷均し □ 路盤	□ 敷均し作業補助 □ 仕上げ整正補助

□活用する技術 マシンコントロール技術・マシンガイダンス技術 ブルドーザ

工種	作業内容	活用内容
□ 舗装工 ※維持修繕工含む	□ 敷均し □ 路盤	□ 敷均し作業補助 □ 仕上げ整正補助

□活用する技術 マシンコントロール技術 路面切削機

工種	作業内容	活用内容
□ 舗装工 ※維持修繕工含む	切削	切削施工補助

□活用する技術 マシンコントロール技術・マシンガイダンス技術 バックホウ

工種	作業内容	活用内容
□ その他 〔 〕	□ その他 〔 〕	□ その他 〔 〕

- ・各技術の定義は本文中の「情報化施工技術の活用」を参照すること。
- ・評価対象は情報通信技術を用いるものとする。
- ・有用な新技術の活用及び技術開発で評価された技術は、当該評価項目での重複評価はしない。
- ・当該評価項目で加点された技術の活用について、原則技術提案での評価はしない。但し、同技術に関わる技術提案であっても付加的内容については評価できる。
- ・特記仕様書により指定した技術については、評価項目・技術提案ともに加点・評価はしない。
- ・活用する技術・工種・作業内容・活用内容が不明な場合及び技術内容と活用内容が不整合な場合は加点評価しない

ICT施工技術の活用（ICT活用工事）

（工事名：○○○○○工事）

会社名：○○○○建設（株）

当該工事において活用する技術について、「採用技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに採用する技術番号を記載する。また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く土工施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「■」と記入する。

建設精算プロセス の段階		作業内容		採用する 技術番号	技術番号・技術名
☐	① 3次元起工 測量				1 空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2 レーザースキャナーによる起工測量 3 その他の3次元計測技術による起工測量
☐	② 3次元設計 データの作成				※3次元出来形管理に用いる3次元設計データ作成であり、 ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ ICT建設機 械による施工 ※当該工事に含 まれる右記作業 の全てで活用す る場合に 「■」と記入	☐	掘削工		1 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 4 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術
		☐	盛土工		
		☐	路体盛土工		
		☐	路床盛土工		
		☐	法面整形工		
☐	3次元出来形 理等の施工管 理 ※同上	☐	出来形		1 空中写真測量（無人航空機）による出来形管理 技術（土工） 2 レーザースキャナーによる出来形管理技術（土工） 3 その他の3次元計測技術による出来形管理技術（土工）
		☐	品質		TS・GNSSによる締固め回数管理技術 （土工）
☐	3次元データ の納品				

注1）ICT活用工事の詳細については、特記仕様書によるものとする。

注2）建設生産プロセス①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合（左端のチェック欄が全て■）のみ、加点評価の対象とする。

注3）本表で採用した技術（採用技術番号欄に記載した技術）が加点評価された場合は、「有用な新技術の活用」または「技術開発」では重複評価はしない。

注4）本表掲載のICT施工技術を工事に活用する場合、技術提案（施工計画）では評価対象としない。但し、本表掲載のICT施工技術を応用（別の技術を組み合わせることで効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した技術提案は、その応用部分（付加的内容）についてのみ技術提案（施工計画）での評価対象とする。

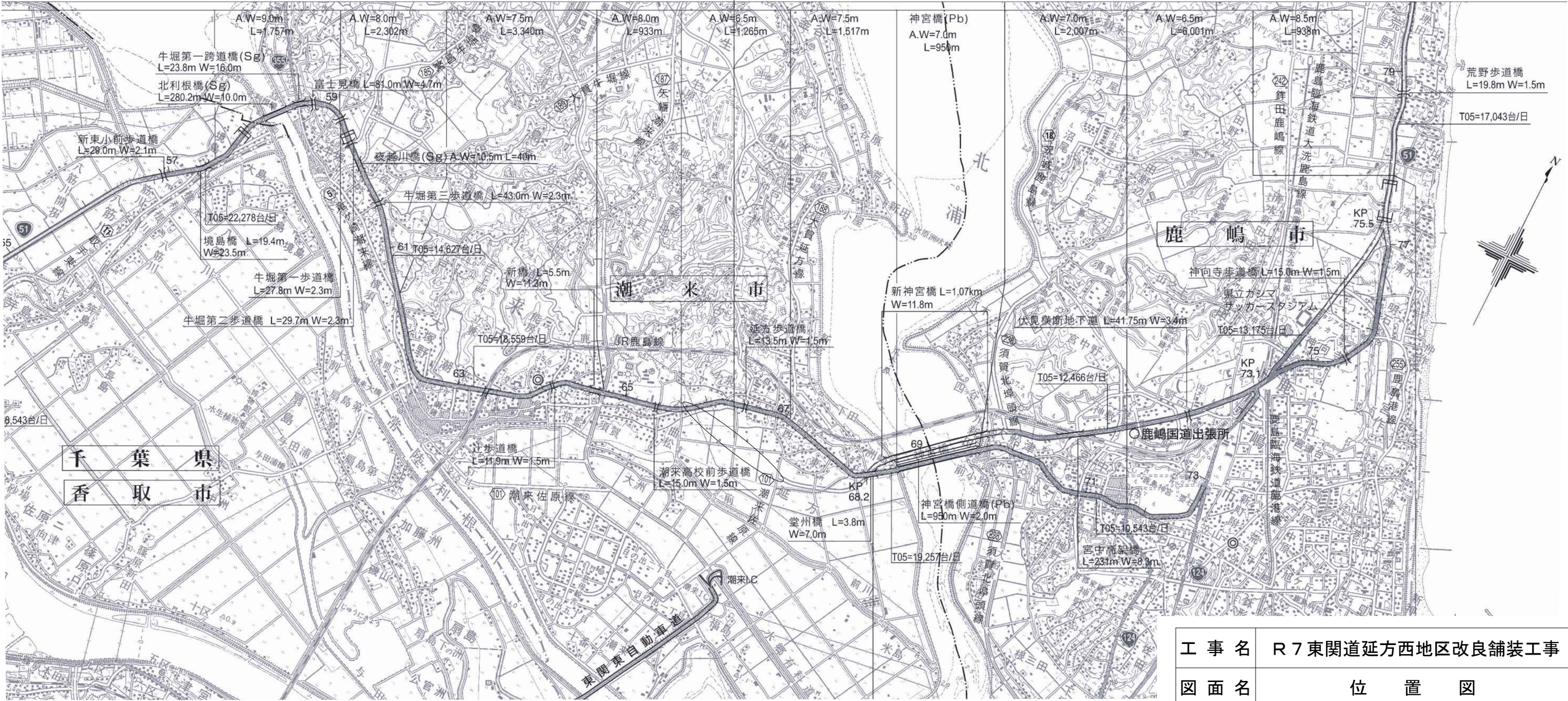
注5）特記仕様書により指定した技術については、評価項目・技術提案ともに加点・評価はしない。

注6）活用する技術・工種・作業内容が不明な場合又は不整合な場合は加点評価しない。

注7）その他の3次元活用計測技術については、関東地方整備局HP > 技術情報 > i-Construction にて「その他の3次元計測技術」として記載されている技術を用いることとする。

位置図 S=1:50,000

自：茨城県潮来市小泉南
至：茨城県潮来市延方西



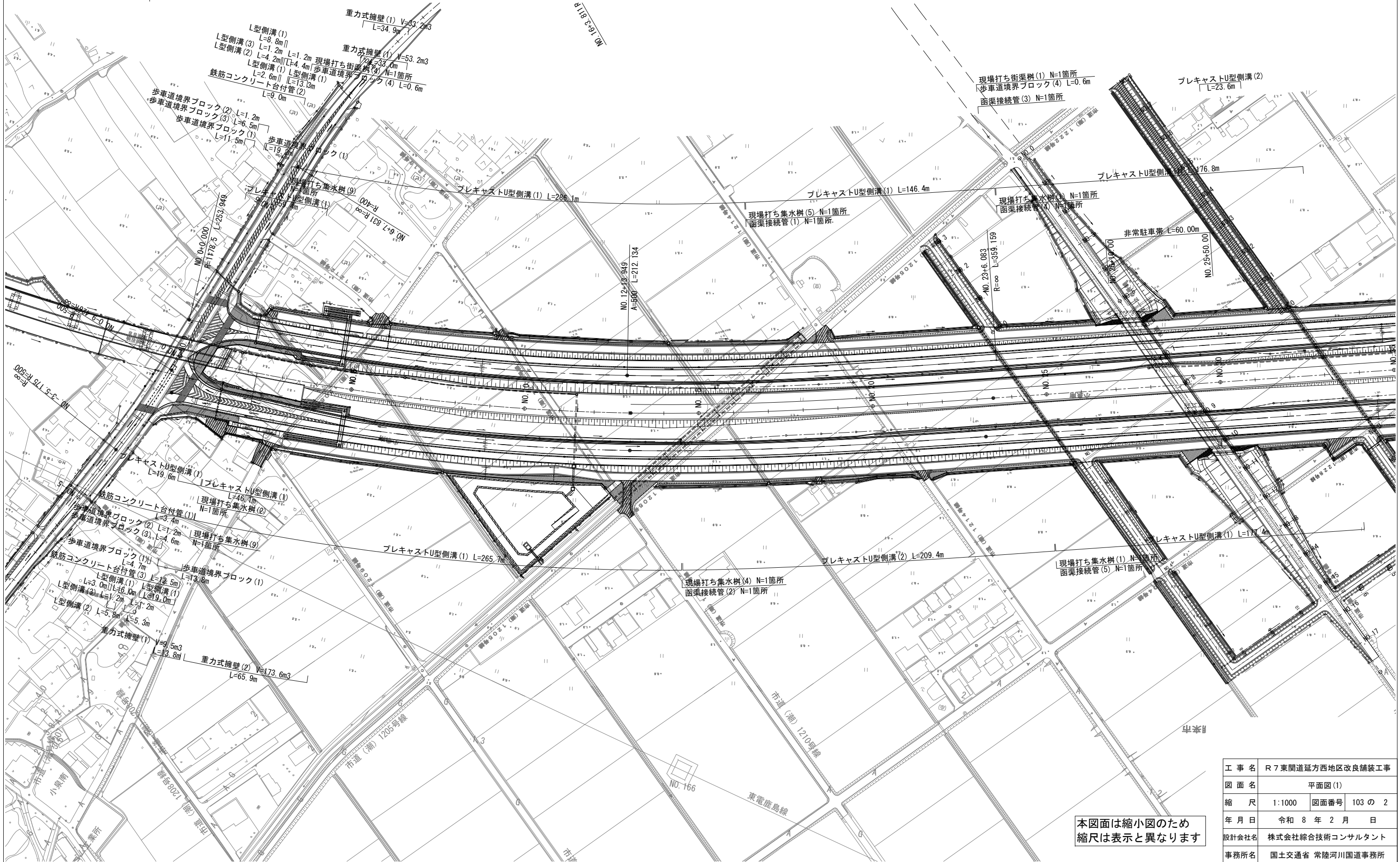
工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事							
図 面 名	位 置 図							
縮 尺	1:50,000		図面番号		103 の 1			
年 月 日	令和 8 年 2 月 日							
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント							
所 長	副所長		課 長		係 長		設 計	
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所							

工事起点
No. 0+8.52

平面図(1)

S=1:1000

道路土工
路体盛土工
路体(築堤)盛土(1) 200m3 路体(築堤)盛土(2) 640m3 路体(築堤)盛土(3) 3,100m3
路床盛土工
路床盛土(1) 70m3 路床盛土(2) 850m3
路床盛土工(1CT)
路床盛土(1CT) 23,200m3
法面整形工
法面整形(切土部) 40m2 法面整形(盛土部) 5,700m2
法面工
植生工
種子散布 4,070m2 植生基材吹付 40m2
排水構造物工
作業土工
床掘り(1) 1式 埋戻し(1) 1式



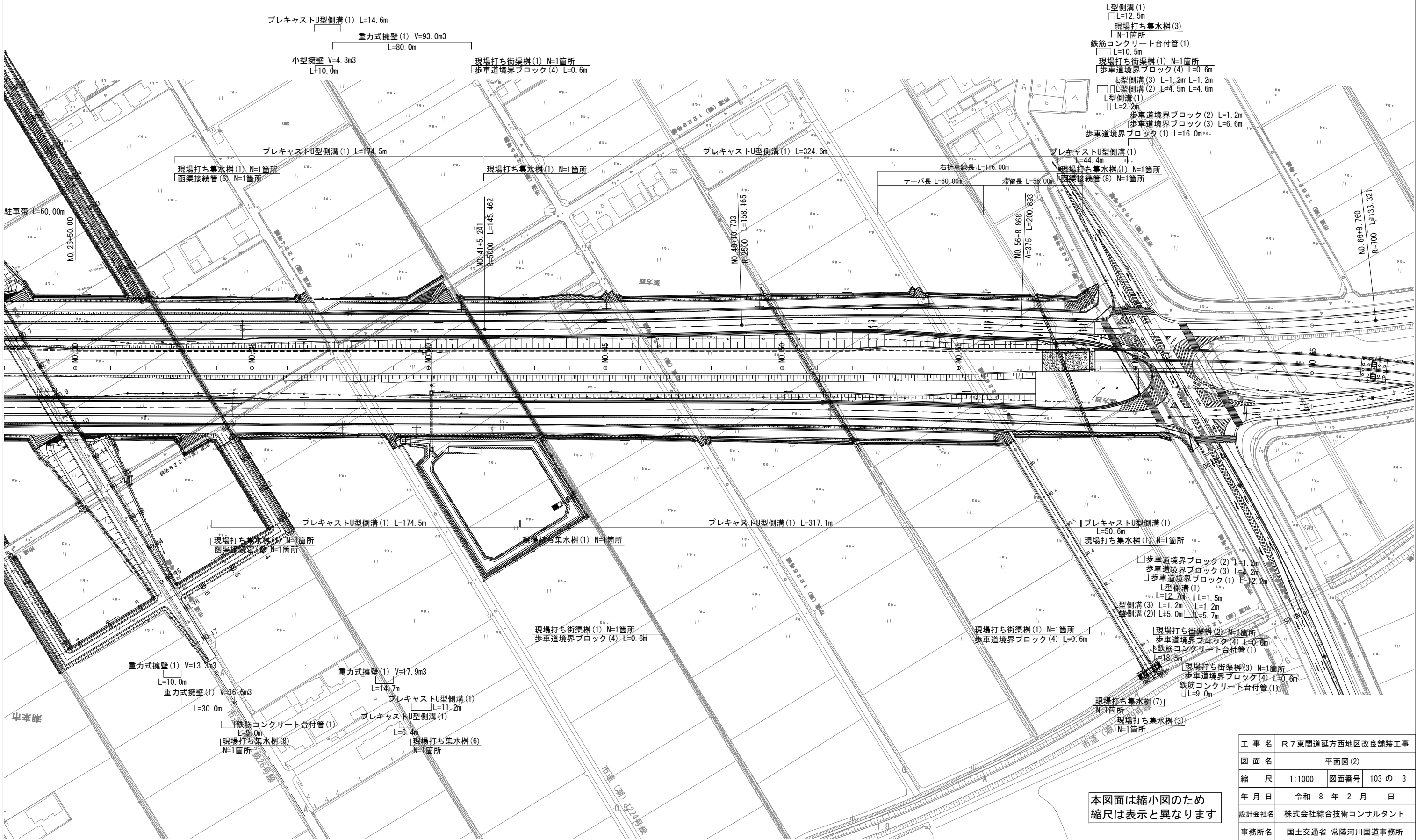
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	平面図(1)		
縮 尺	1:1000	図面番号	103 の 2
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

平面図(2)

S=1:1000

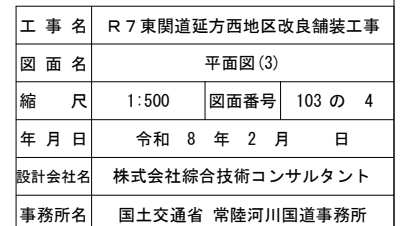
工事終点
No. 61+17.74



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	平面図(2)		
縮 尺	1:1000	図面番号	103 の 3
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

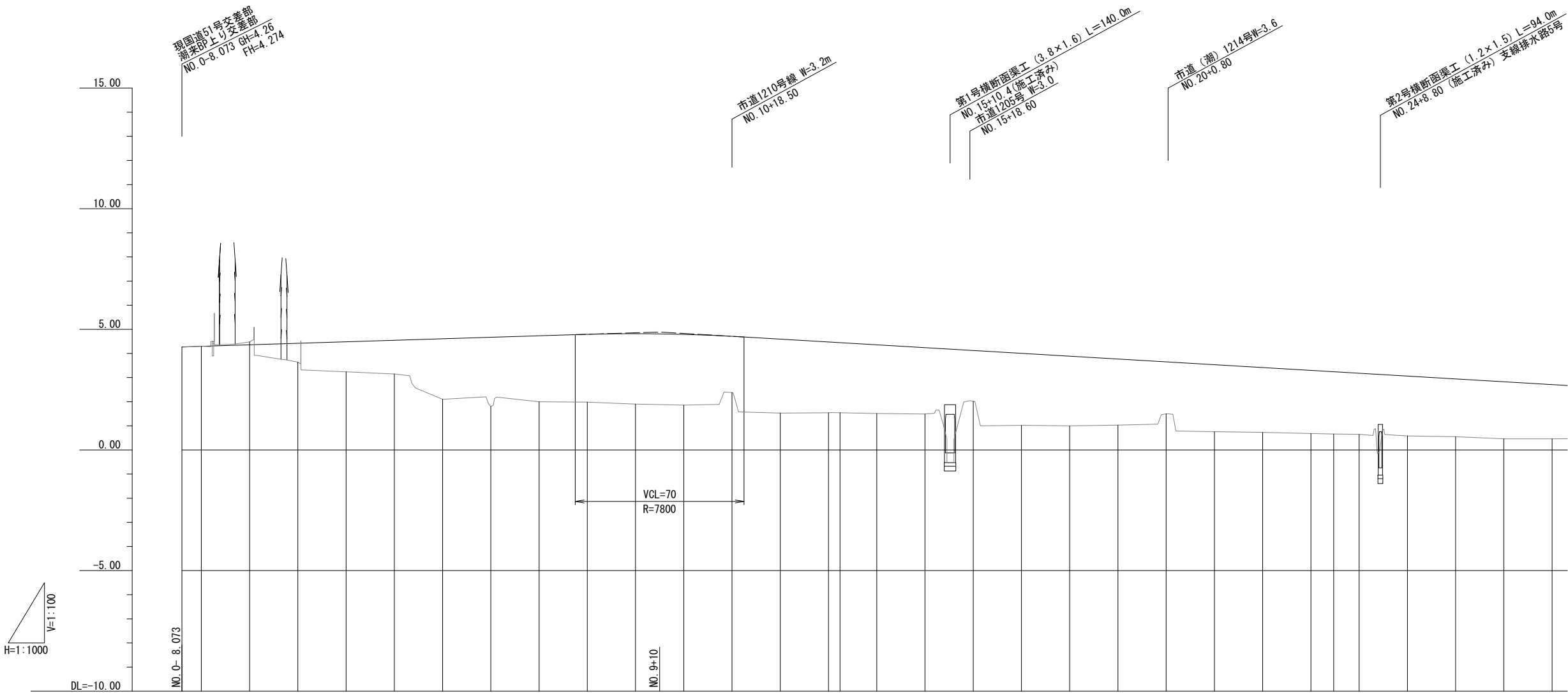
S=1 : 500



縦断図(1)

潮来バイパス上り線

V=1: 100
H=1:1000



勾 配	4.274 i=0.310% L=198.073 4.889 i=0.589% L=470.000																															
計画高	4.274	4.299	4.361	4.423	4.485	4.547	4.610	4.672	4.734	4.794	4.818	4.790	4.710	4.595	4.477	4.449	4.359	4.241	4.124	4.006	3.888	3.770	3.653	3.535	3.417	3.299	3.244	3.182	3.064	2.946	2.828	2.711
地盤高	4.26	4.30	4.48	3.64	3.24	3.15	2.10	1.80	2.00	1.98	1.90	1.86	2.38	1.53	1.54	1.54	1.51	1.49	2.02	1.02	1.00	1.03	1.50	0.76	0.73	0.68	0.66	0.65	0.58	0.55	0.46	0.46
切 土	0.001	0.119																														
盛 土	0.014		0.783	1.245	1.397	2.510	2.872	2.734	2.814	2.918	2.930	2.330	3.065	2.937	2.909	2.849	2.751	2.104	2.986	2.888	2.740	2.153	2.775	2.687	2.619	2.584	2.532	2.484	2.396	2.368	2.251	
追加距離	-8.073	0.000	20.000	40.000	60.000	80.000	100.000	120.000	140.000	160.000	180.000	200.000	220.000	240.000	260.000	264.779	280.000	300.000	320.000	340.000	360.000	380.000	400.000	420.000	440.000	460.000	469.445	480.000	500.000	520.000	540.000	560.000
単距離	0.000	8.073	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	4.779	15.221	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	9.445	10.555	20.000	20.000	20.000	20.000
測 点	NO. 0	NO. 1	NO. 2	NO. 3	NO. 4	NO. 5	NO. 6	NO. 7	NO. 8	NO. 9	NO. 10	NO. 11	NO. 12	NO. 13	NO. 14	NO. 15	NO. 16	NO. 17	NO. 18	NO. 19	NO. 20	NO. 21	NO. 22	NO. 23	NO. 24	NO. 25	NO. 26	NO. 27	NO. 28			
曲線方向	(R=1200.000) (A=500) R=∞ L=519.494																															
片勾配 すりつけ図	-3.0% -3.0% -2.0% -2.0% -2.0% -2.0%																															

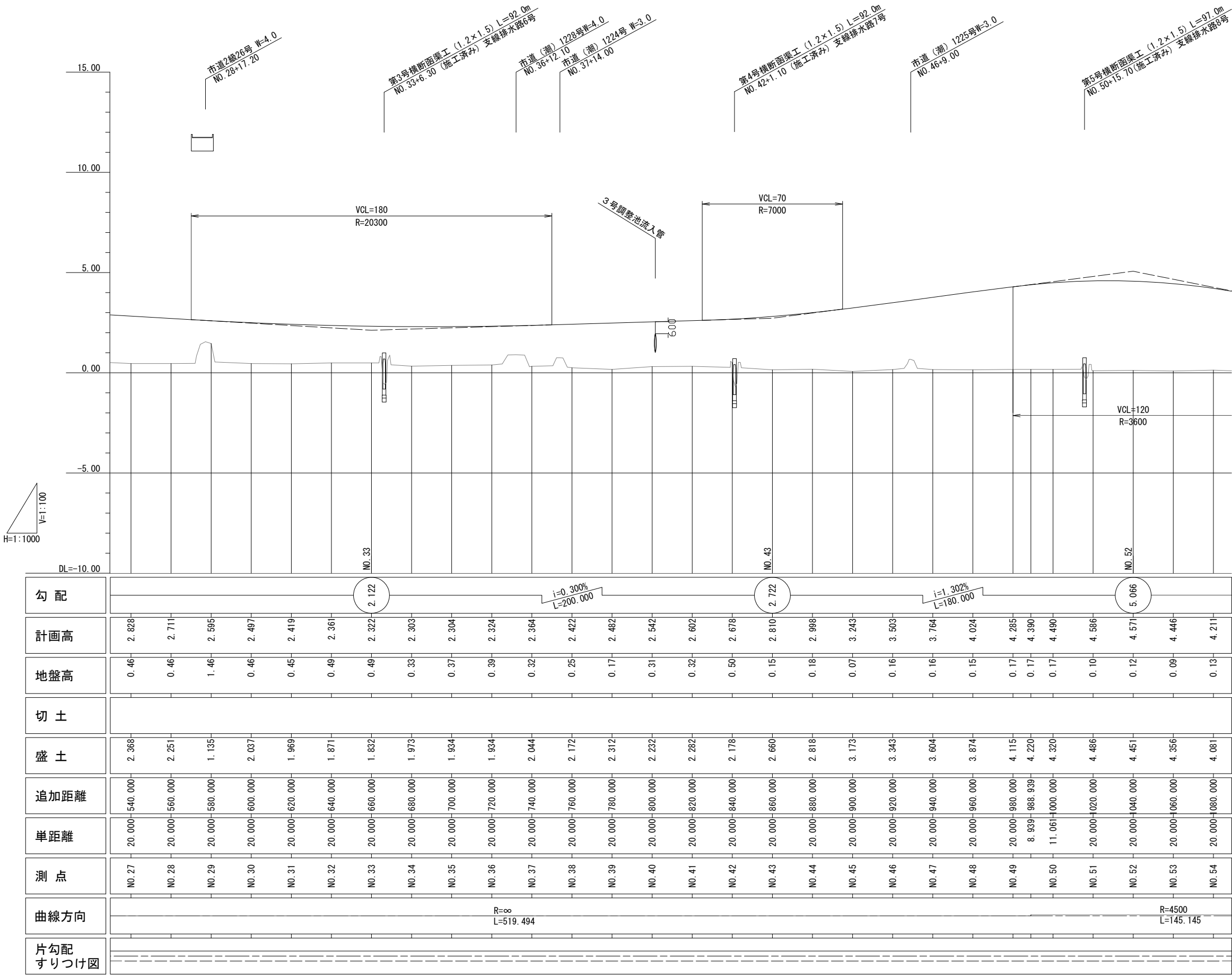
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	縦断図(1)		
縮 尺	V=1: 100 H=1:1000	図面番号	103 の 5
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

縦断図(2)

V=1: 100
H=1:1000

潮来バイパス上り線



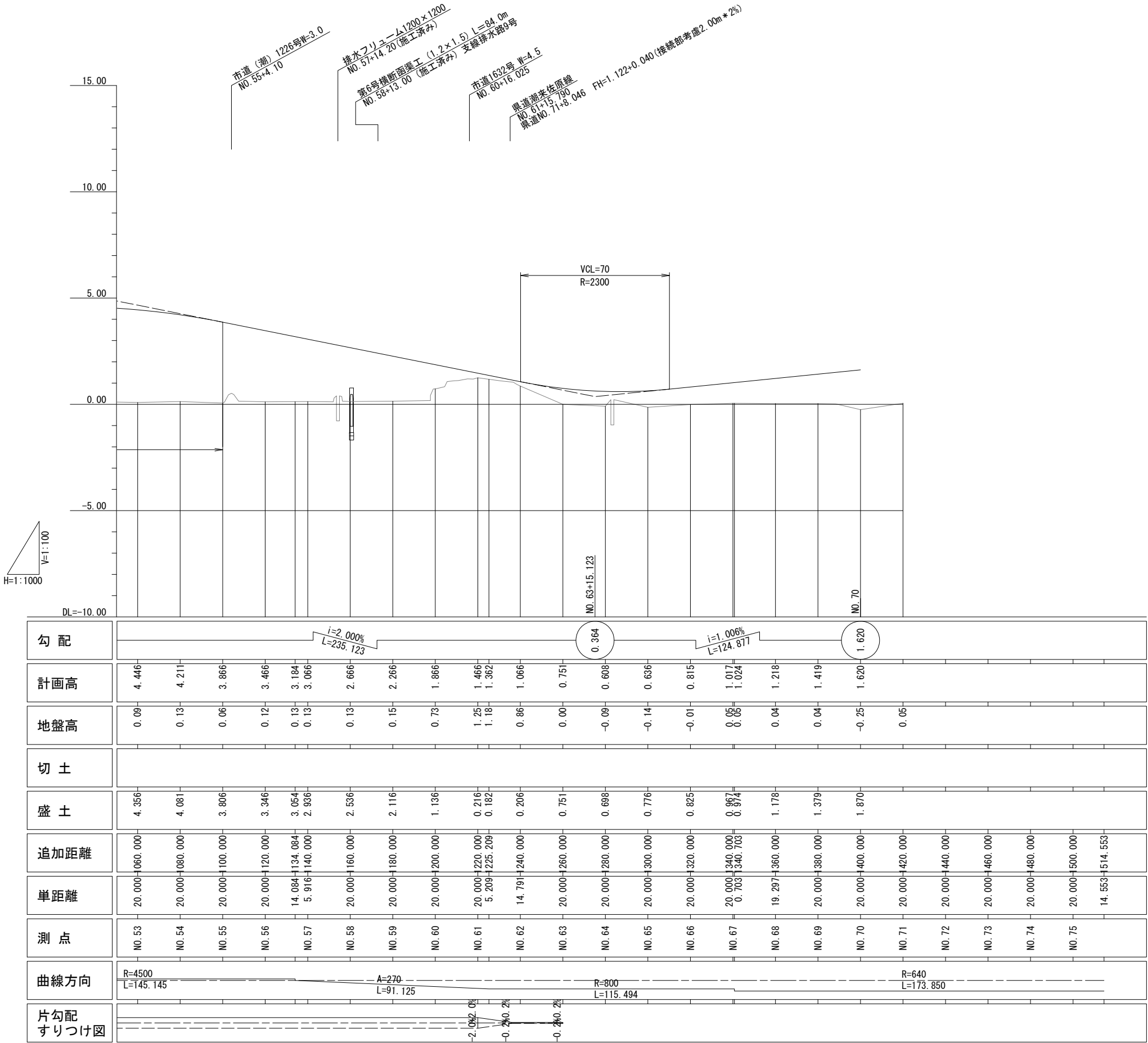
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	縦断図(2)		
縮 尺	V=1: 100 H=1:1000	図面番号	103 の 6
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

縦断図(3)

潮来バイパス上り線

V=1: 100
H=1:1000



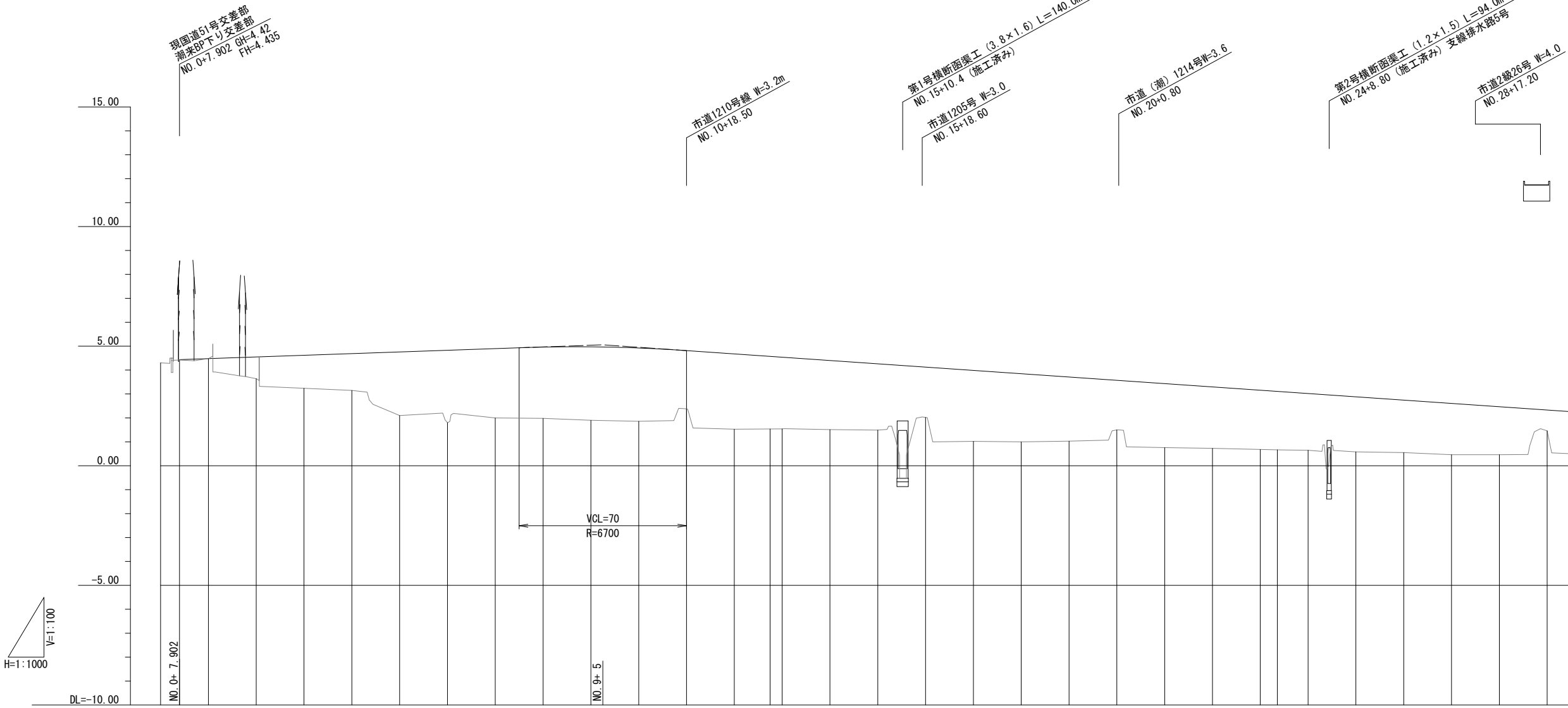
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	縦断図(3)		
縮 尺	V=1: 100 H=1:1000	図面番号	103 の 7
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

縦断図(1)

V=1: 100
H=1:1000

潮来バイパス下り線

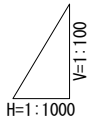


勾 配	4.435 i=0.351% L=177.098 5.056 i=0.690% L=515.000																															
計画高	4.435	4.477	4.548	4.618	4.688	4.758	4.828	4.898	4.961	4.971	4.922	4.814	4.676	4.573	4.538	4.400	4.262	4.124	3.986	3.848	3.710	3.572	3.434	3.296	3.158	3.109	3.020	2.882	2.744	2.606	2.468	2.330
地盤高	4.42	4.48	3.64	3.24	3.15	2.10	1.80	2.00	1.98	1.90	1.86	2.38	1.53	1.54	1.54	1.51	1.49	2.02	1.02	1.00	1.03	1.50	0.76	0.73	0.68	0.66	0.65	0.58	0.55	0.46	0.46	1.46
切 土	0.003																															
盛 土	0.015		0.908	1.378	1.538	2.658	3.028	2.898	2.981	3.071	3.062	2.434	3.146	3.033	2.998	2.890	2.772	2.104	2.966	2.848	2.680	2.072	2.674	2.566	2.478	2.449	2.370	2.302	2.194	2.146	2.008	0.870
追加距離	7.902	20.000	40.000	60.000	80.000	100.000	120.000	140.000	160.000	180.000	200.000	220.000	240.000	254.981	260.000	280.000	300.000	320.000	340.000	360.000	380.000	400.000	420.000	440.000	460.000	467.115	480.000	500.000	520.000	540.000	560.000	580.000
単距離	0.000	12.098	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	14.981	5.019	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	7.115	12.885	20.000	20.000	20.000	20.000	
測 点	NO. 1	NO. 2	NO. 3	NO. 4	NO. 5	NO. 6	NO. 7	NO. 8	NO. 9	NO. 10	NO. 11	NO. 12	NO. 13	NO. 14	NO. 15	NO. 16	NO. 17	NO. 18	NO. 19	NO. 20	NO. 21	NO. 22	NO. 23	NO. 24	NO. 25	NO. 26	NO. 27	NO. 28	NO. 29			
曲線方向	R=1178.500 L=247.079 A=500 L=212.134																															
片勾配 すりつけ図																																

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	縦断図(1)		
縮 尺	V=1: 100 H=1:1000	図面番号	103 の 8
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

V=1 : 100
H=1 : 1000



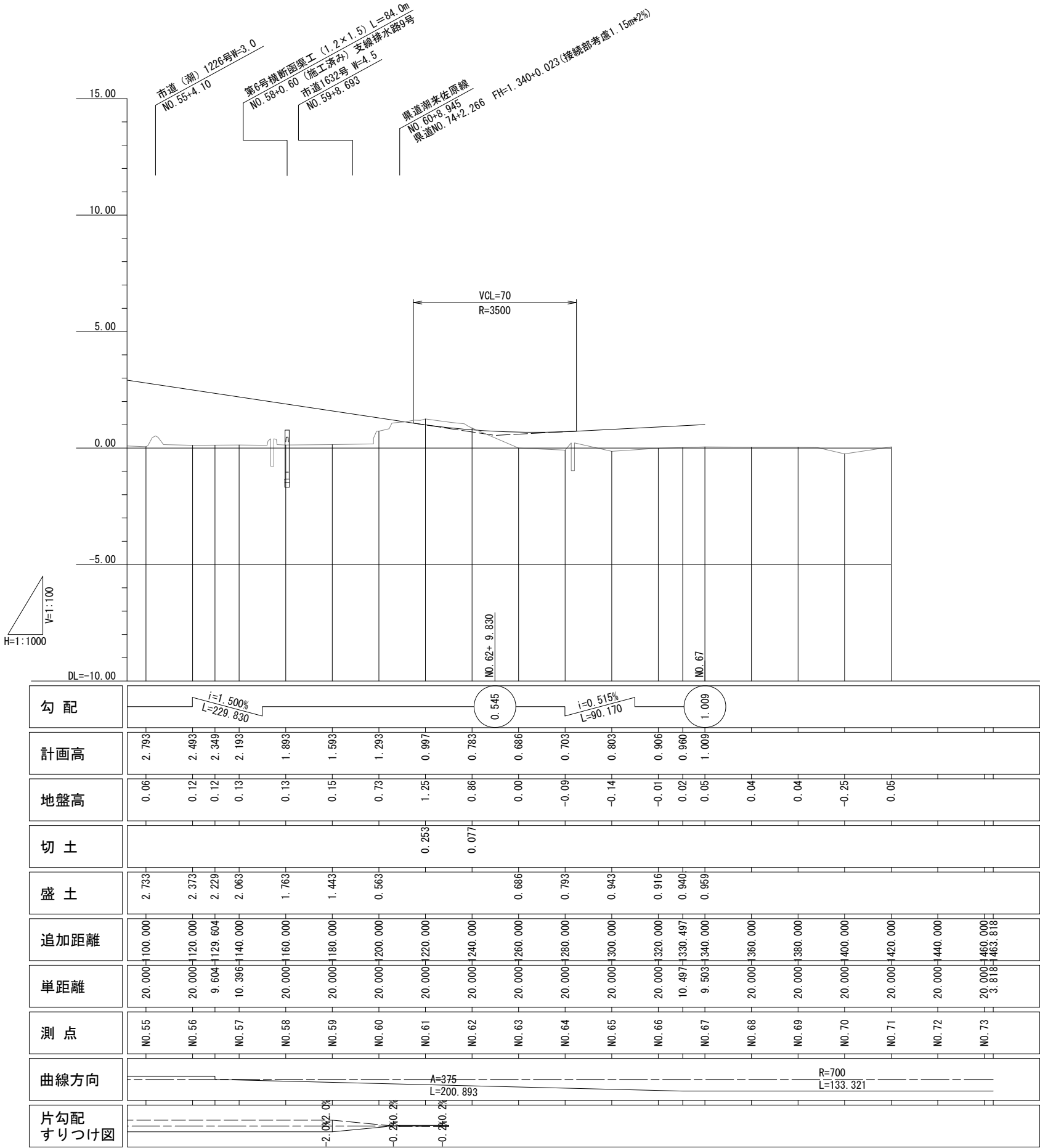
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	縦断図 (2)		
縮 尺	V=1: 100 H=1:1000	図面番号	103 の 9
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

縦断図(3)

V=1: 100
H=1:1000

潮来バイパス下り線

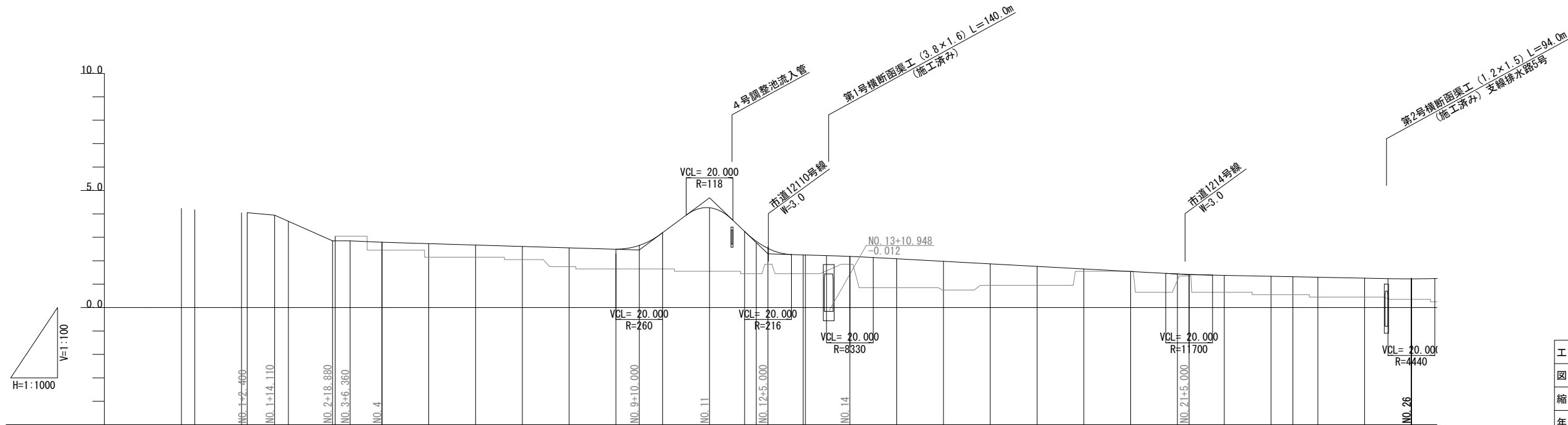
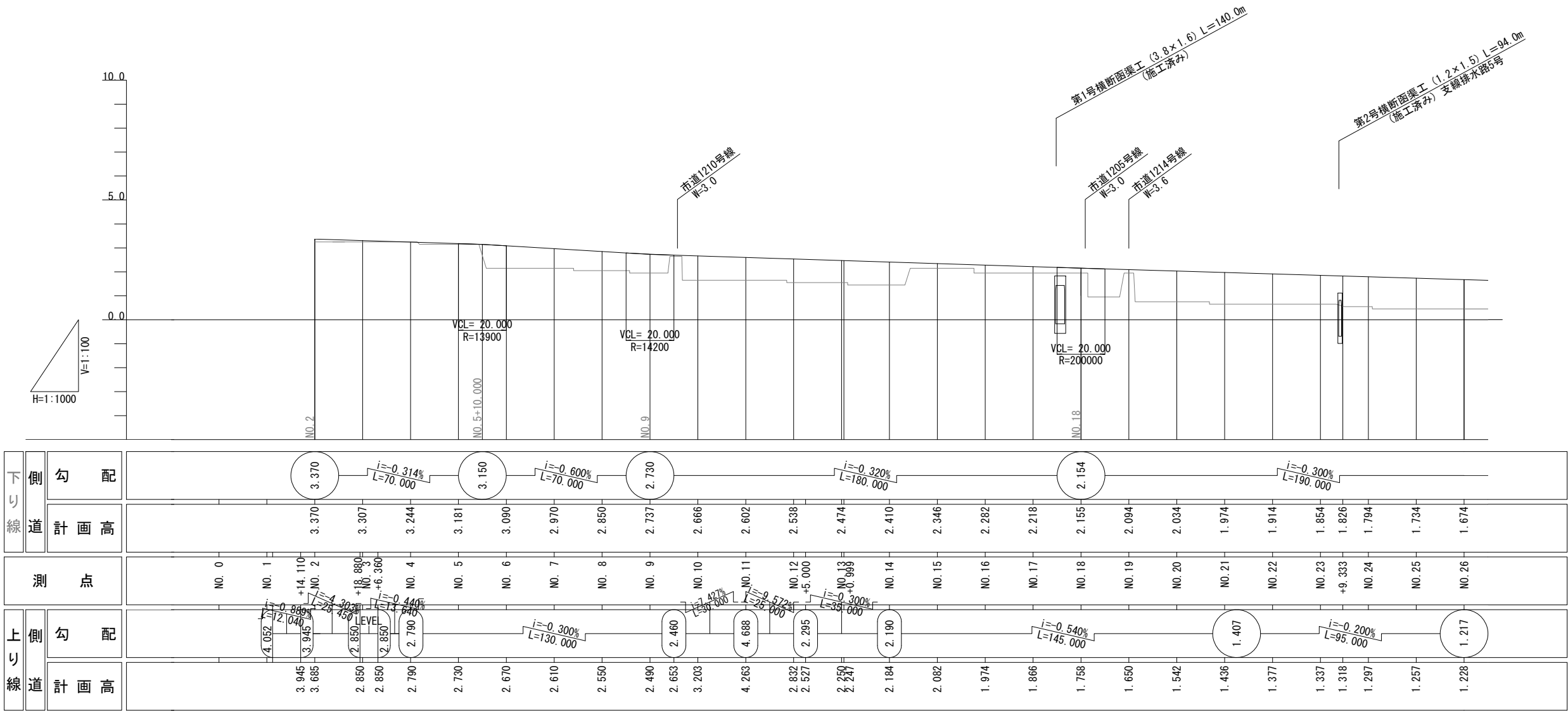


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	縦断図(3)		
縮 尺	V=1: 100 H=1:1000	図面番号	103 の 10
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

側道縦断図(1)

V=1: 100
H=1:1000

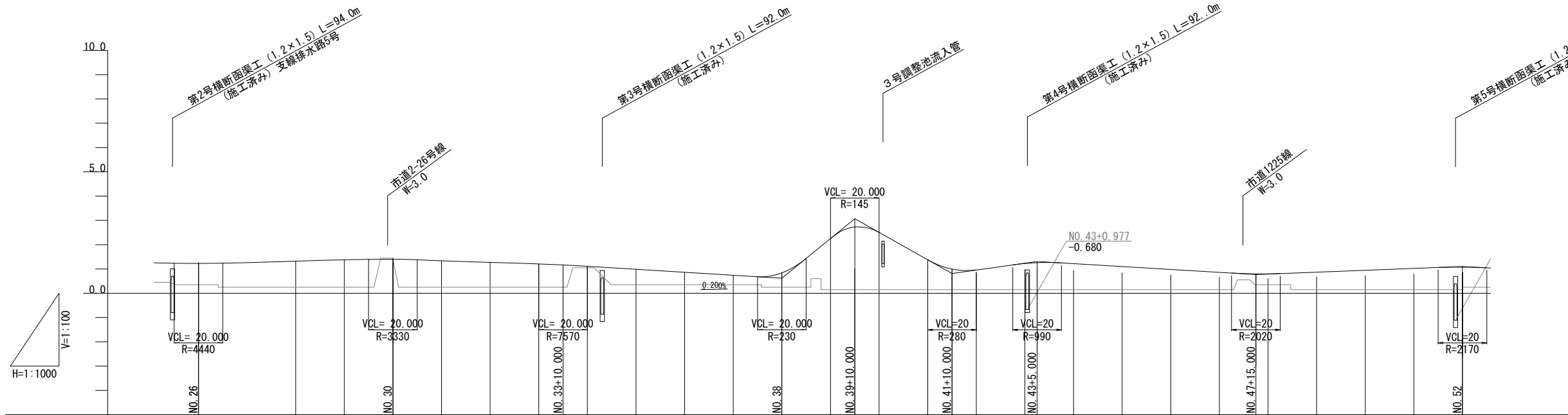
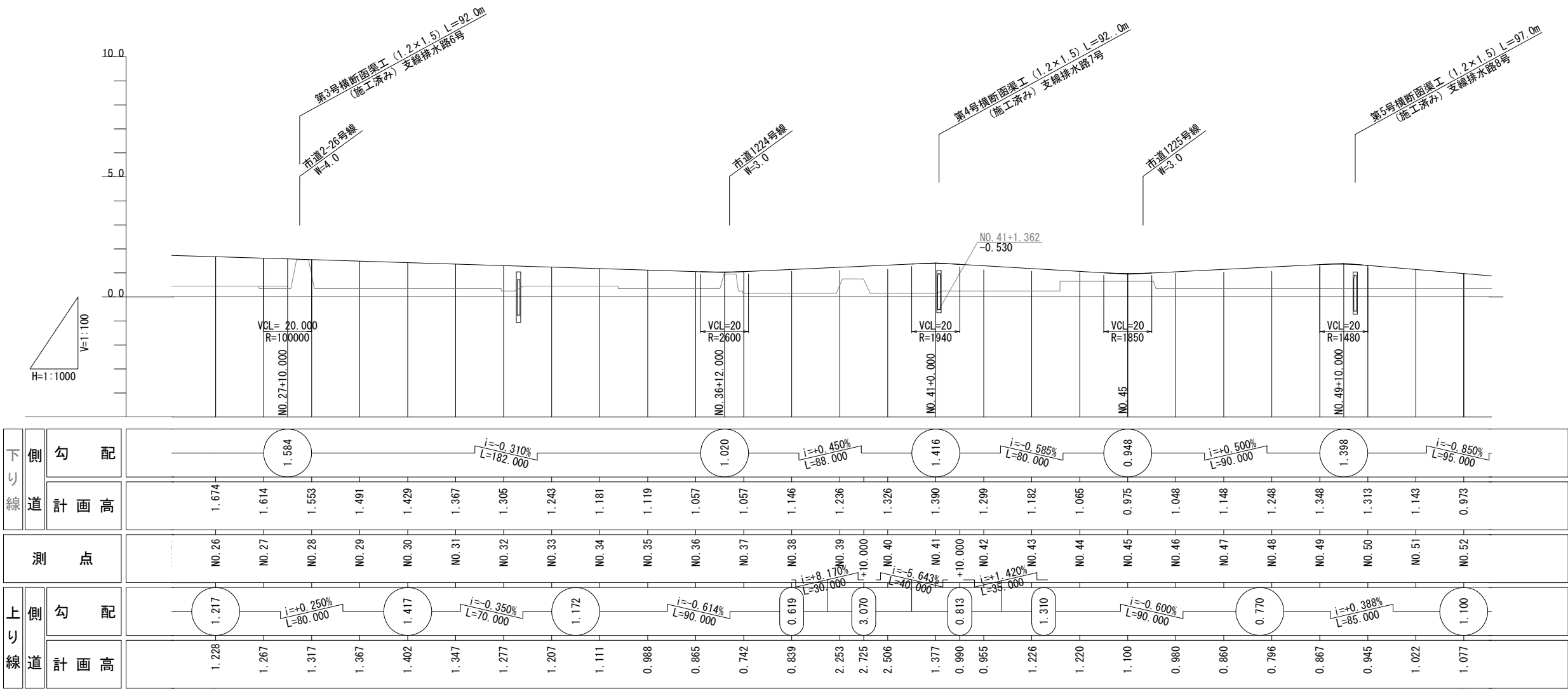


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	側道縦断図(1)		
縮 尺	V=1: 100 H=1:1000	図面番号	103 の 11
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

側道縦断図(2)

V=1: 100
H=1:1000

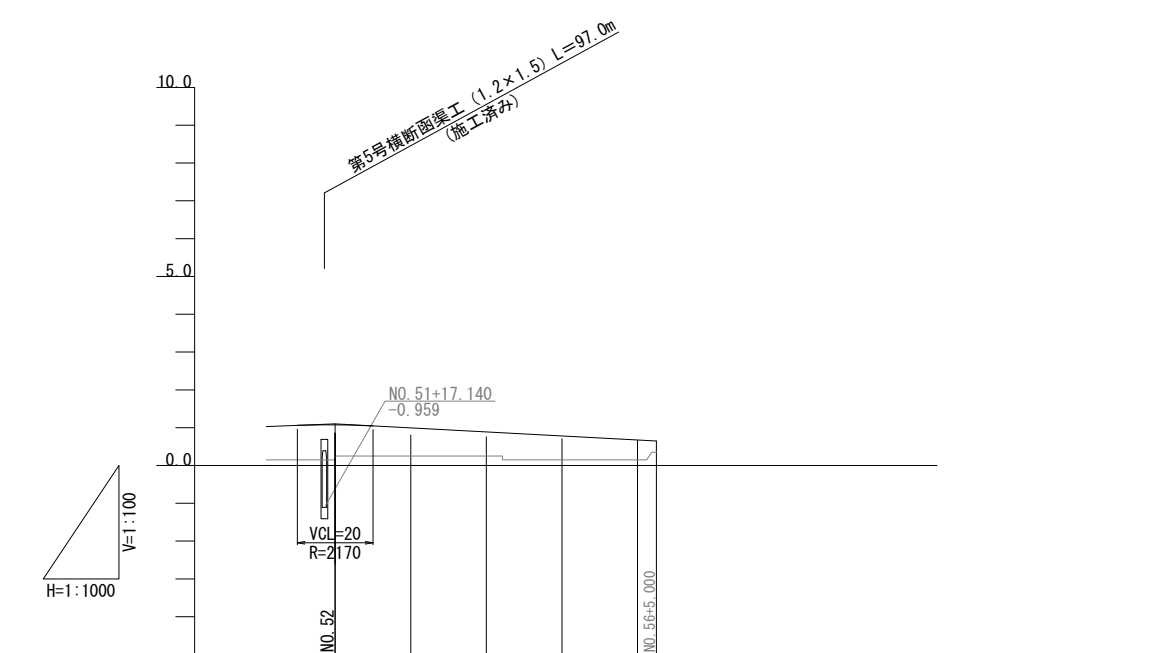
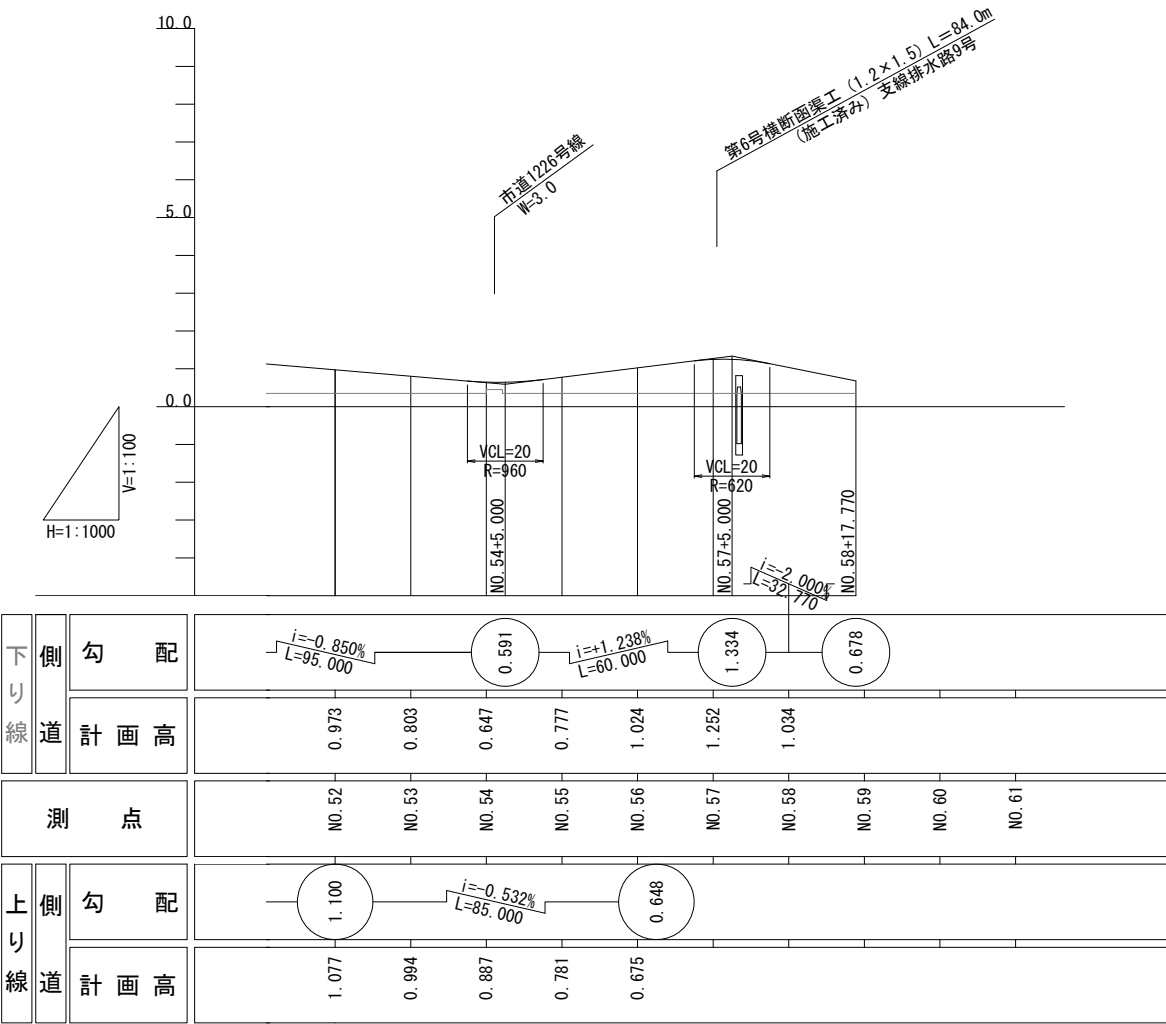


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図面名	側道縦断図(2)		
縮尺	V=1: 100 H=1:1000	図面番号	103 の 12
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

側道縦断面図(3)

V=1: 100
H=1: 1000



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	側道縦断面図(3)		
縮 尺	V=1: 100 H=1: 1000	図面番号	103 の 13
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

標準横断図(1)

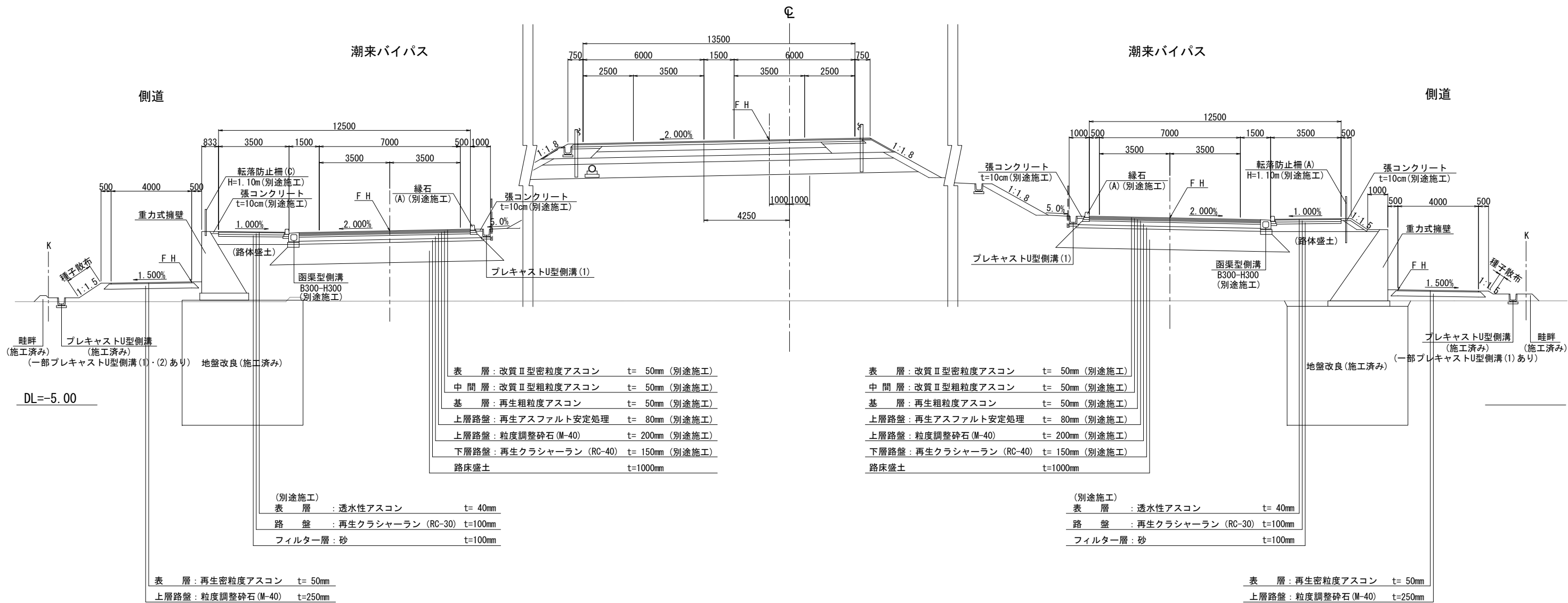
S=1:100

標準部

東関東自動車道

(下り線)

(上り線)



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

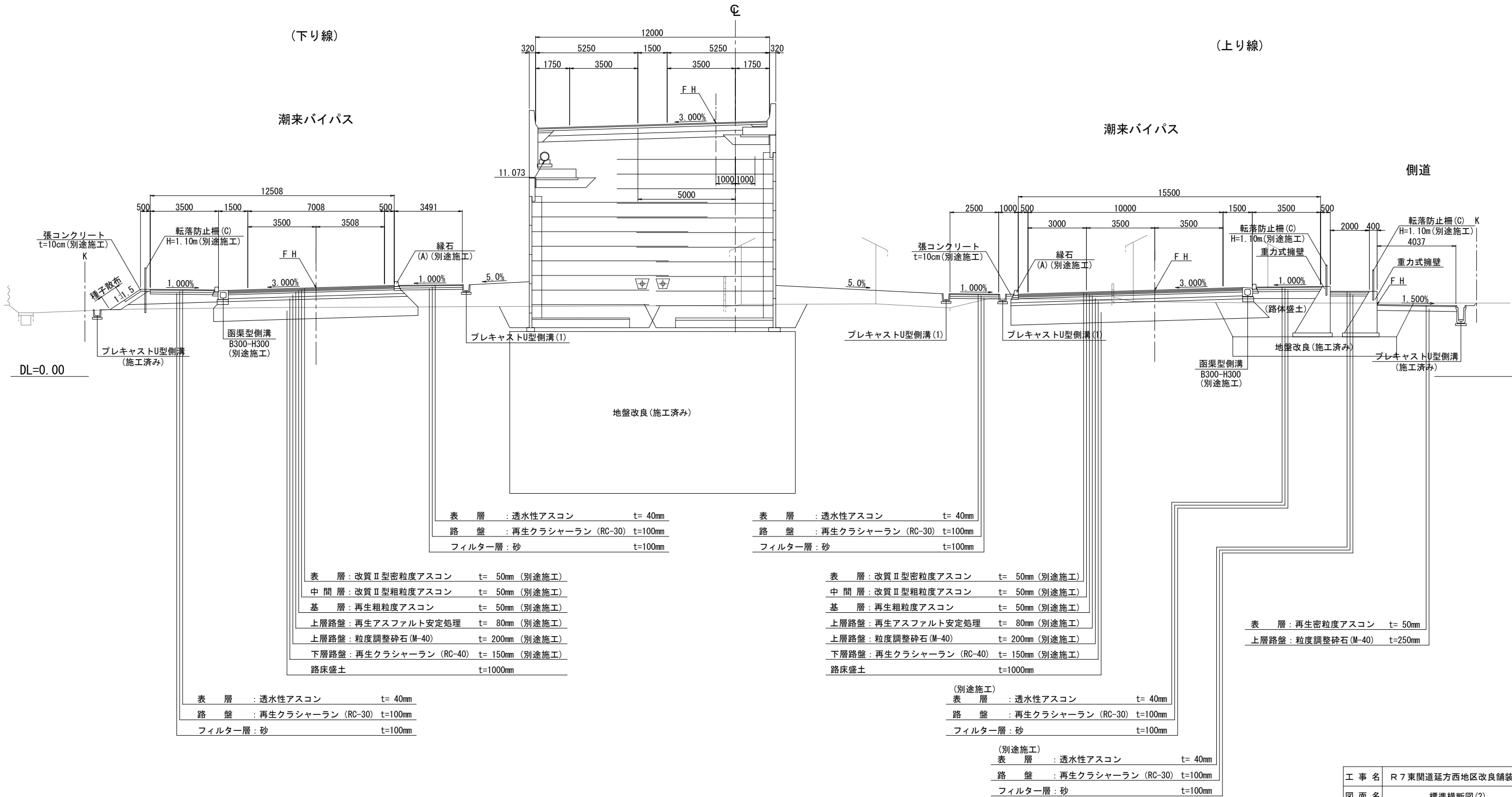
工事名	R7 東関東道延方西地区改良舗装工事		
図面名	標準横断図(1)		
縮尺	1:100	図面番号	103 の 14
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

標準横断図(2)

S=1:100

交差点部

東関東自動車道

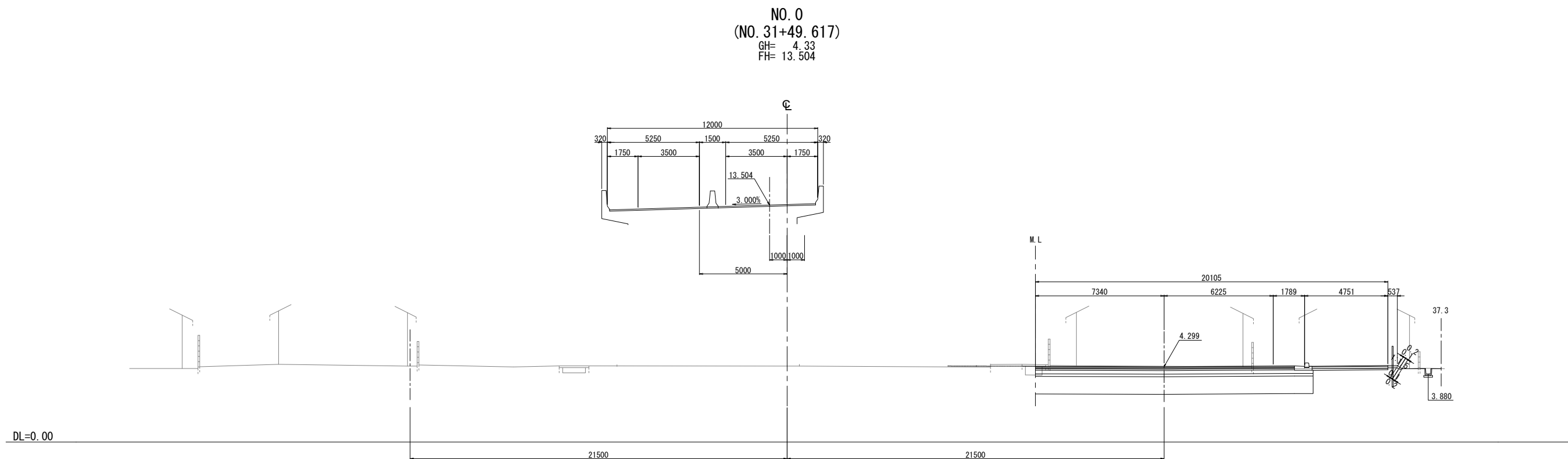


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図面名	標準横断図(2)		
縮尺	1:100	図面番号	103の15
年月日	令和8年2月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(1)

S=1:125

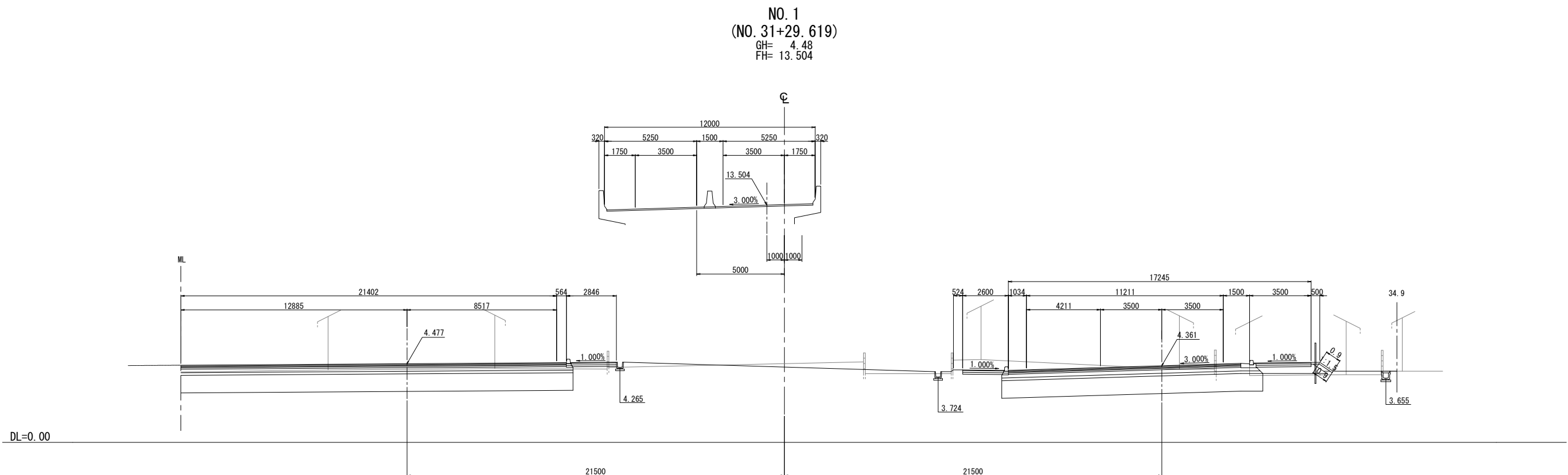


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(1)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 16
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(2)

S=1:125

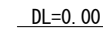


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(2)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 17
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1:125

GH= 3.64
FH= 13.004

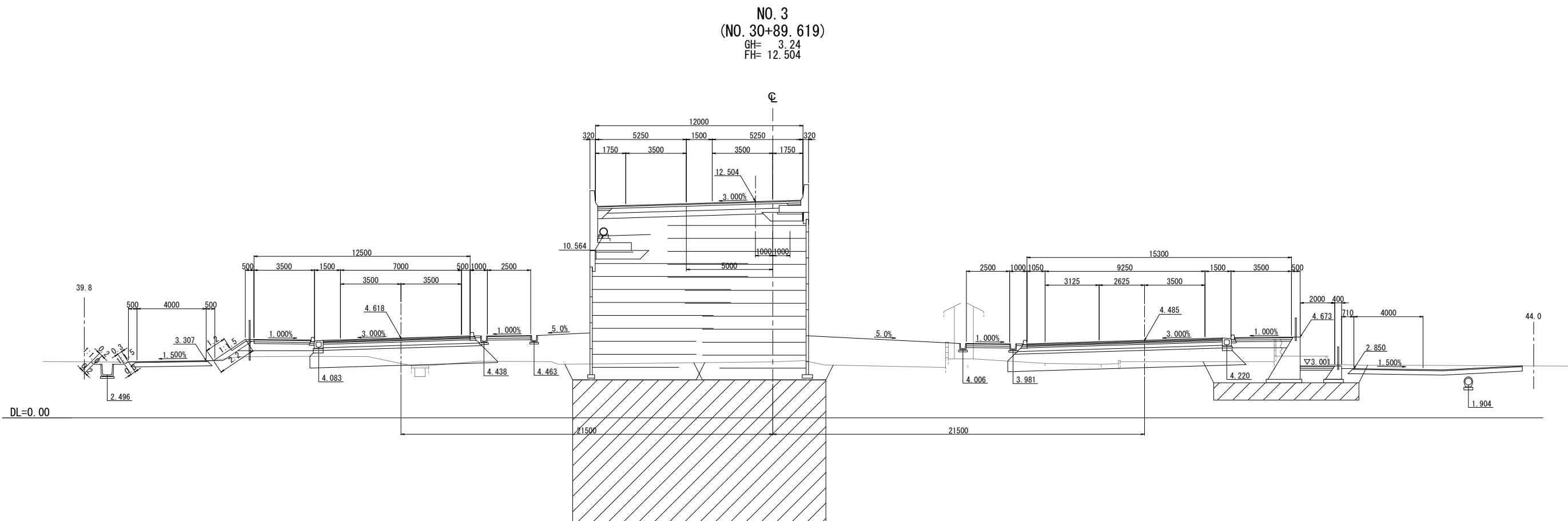


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関東道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面(図3)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 18
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(4)

S=1:125



工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(4)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 19
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1:125

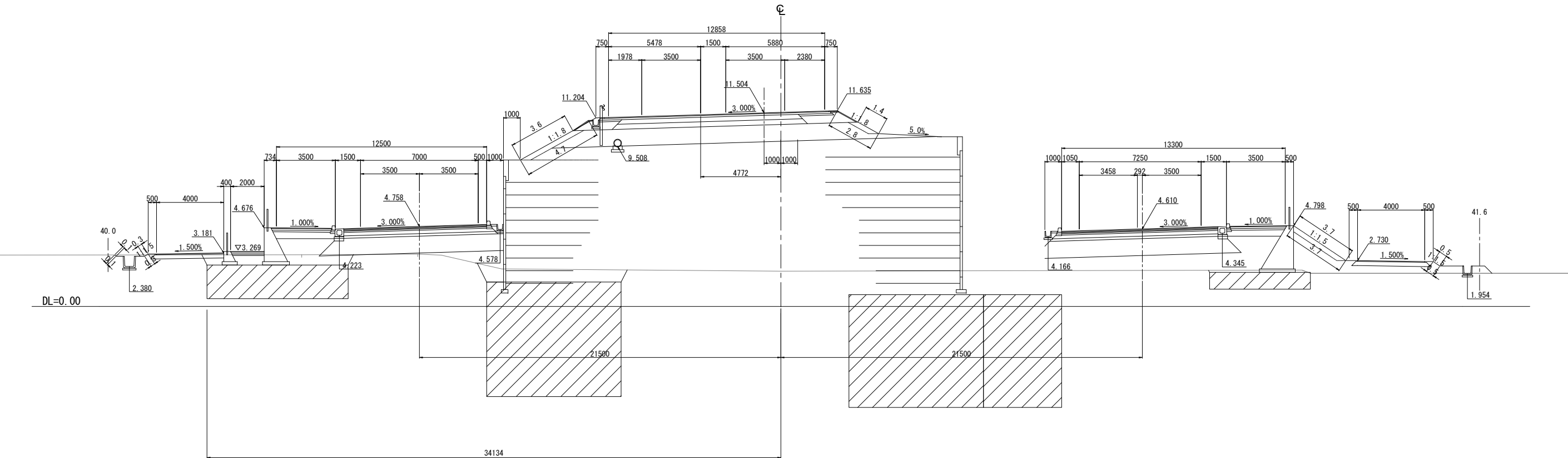
Technical drawing of a road cross-section showing a road with a central median, sidewalks, and drainage. The drawing includes various dimensions, elevations, and slopes. Key features include a central median with a width of 12500, sidewalks with widths of 3500 and 1500, and a road width of 12458. The drawing also shows a drainage system with a central ditch and side ditches. The ground level is marked as DL=0.00. The drawing is oriented with North (N) at the top.

工 事 名	R7東関東道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(5)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 20
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(6)

S=1:125

NO. 5
(NO. 30+49.619)
GH= 2.10
FH= 11.504



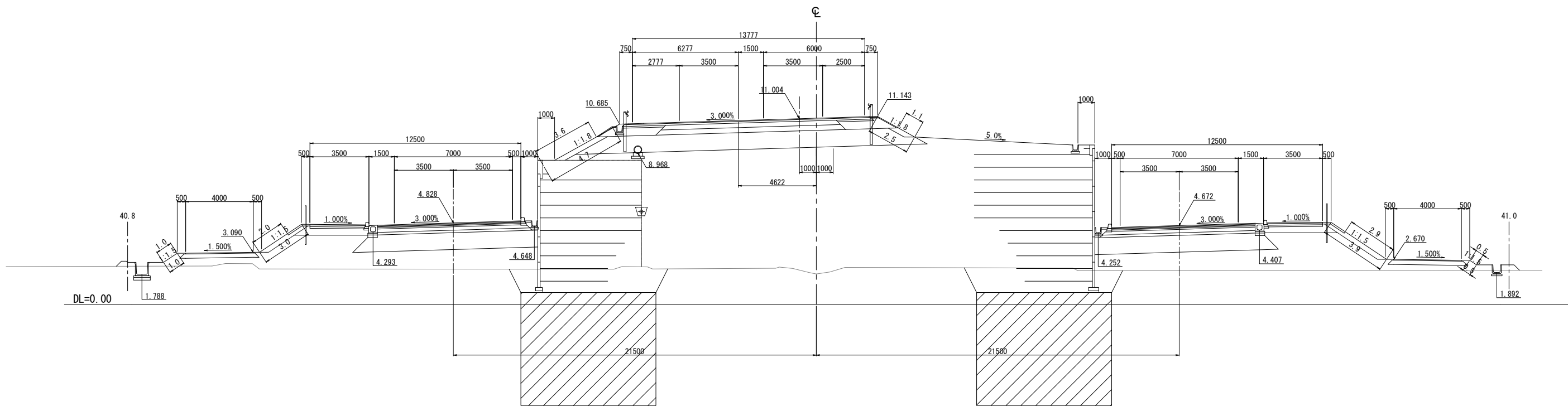
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(6)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 21
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(7)

S=1:125

NO. 6
(NO. 30+29.619)
GH= 1.80
FH= 11.004



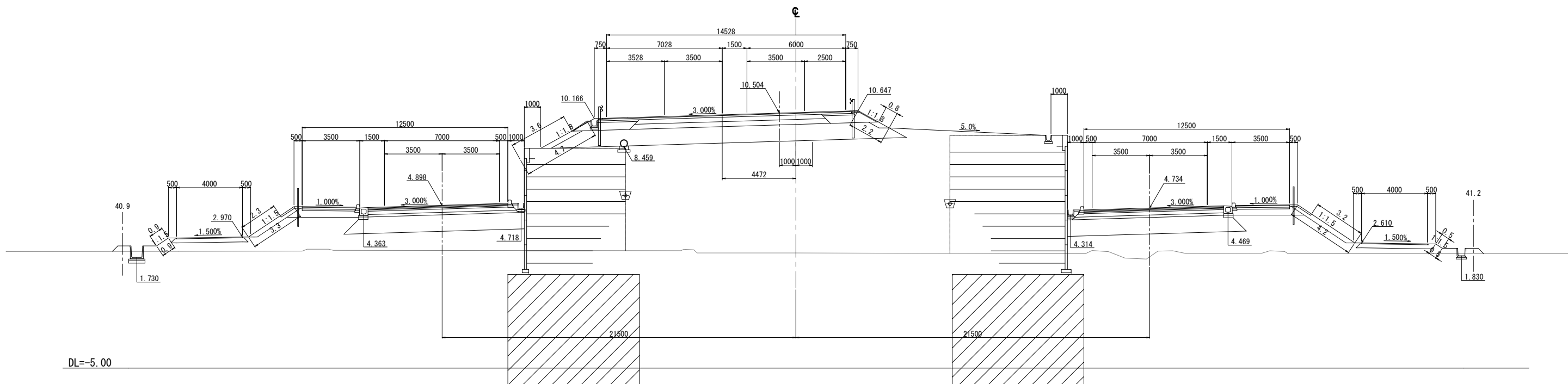
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(7)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 22
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(8)

S=1:125

NO. 7
(NO. 30+9.619)
GH= 2.00
FH= 10.504

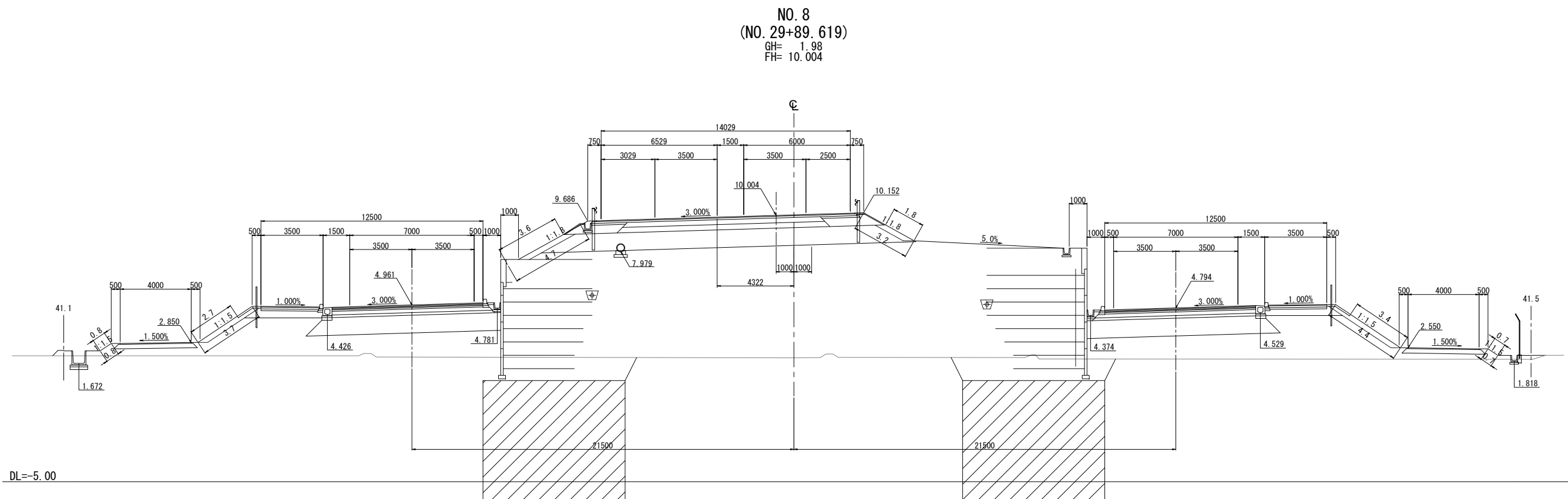


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(8)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 23
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(9)

S=1:125



DL=-5.00

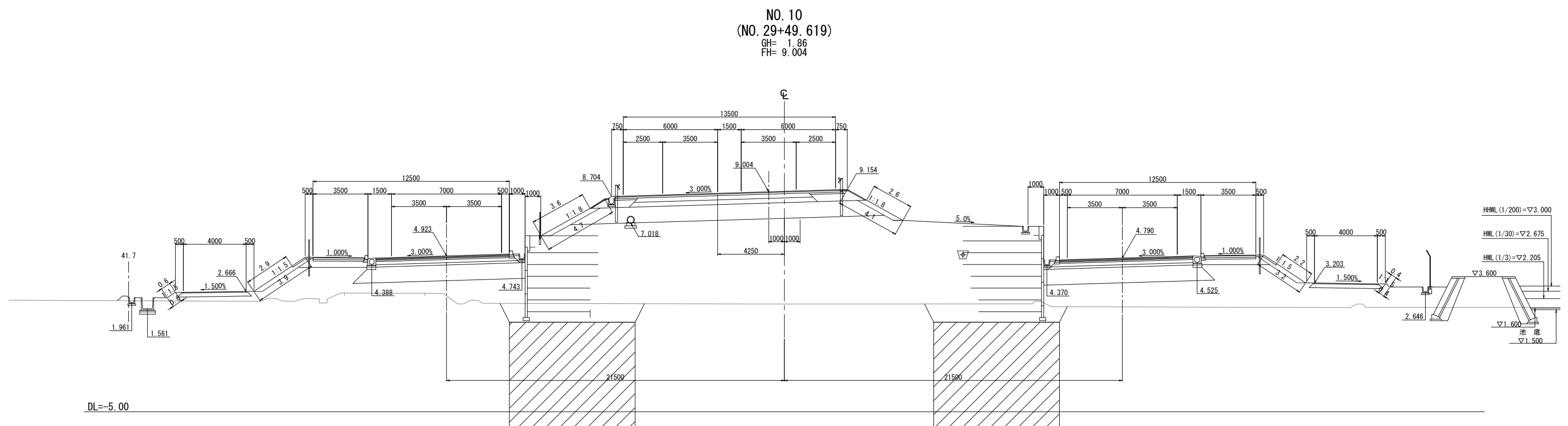
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(9)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 24
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1 : 125

工 事 名	R7東関東延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面図(10)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 25
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルティング		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

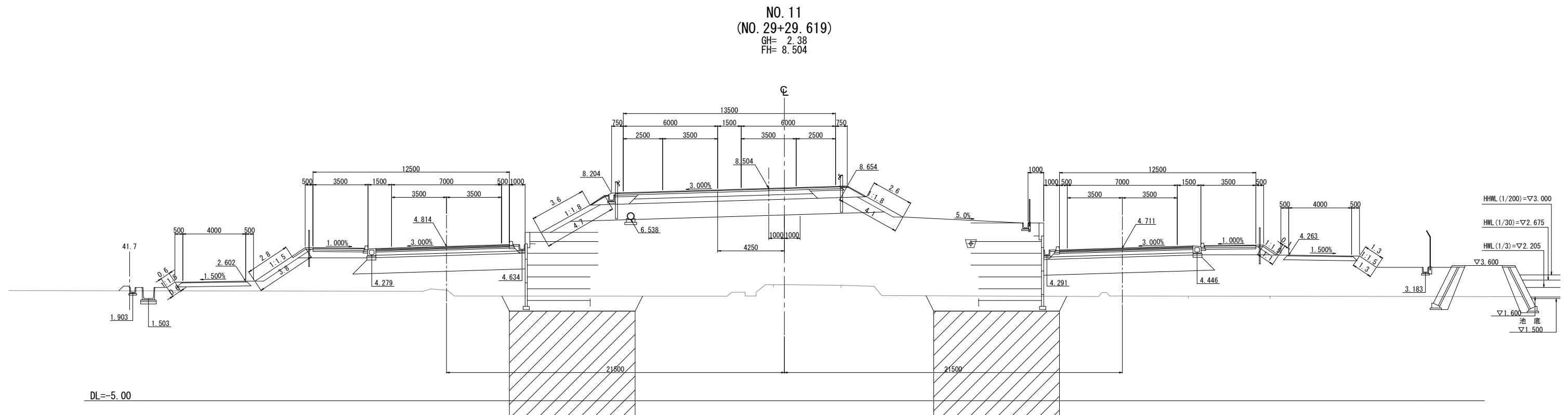
横断図(11) S=1:125



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(11)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 26
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(12) S=1:125



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(12)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 27
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

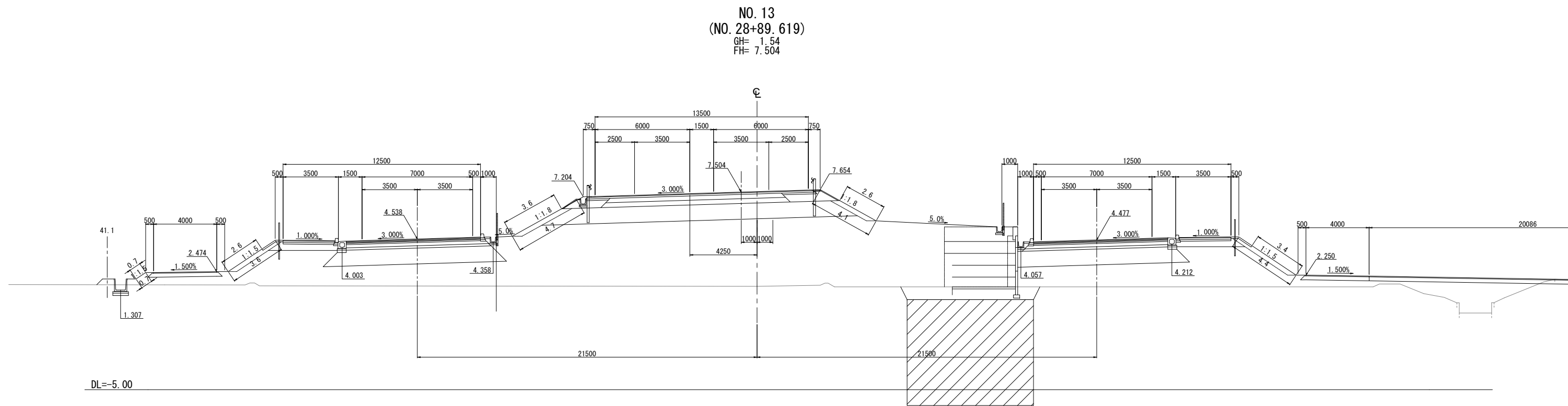
S=1 : 125

DL=-5.00

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面(13)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 28
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(14)

S=1:125

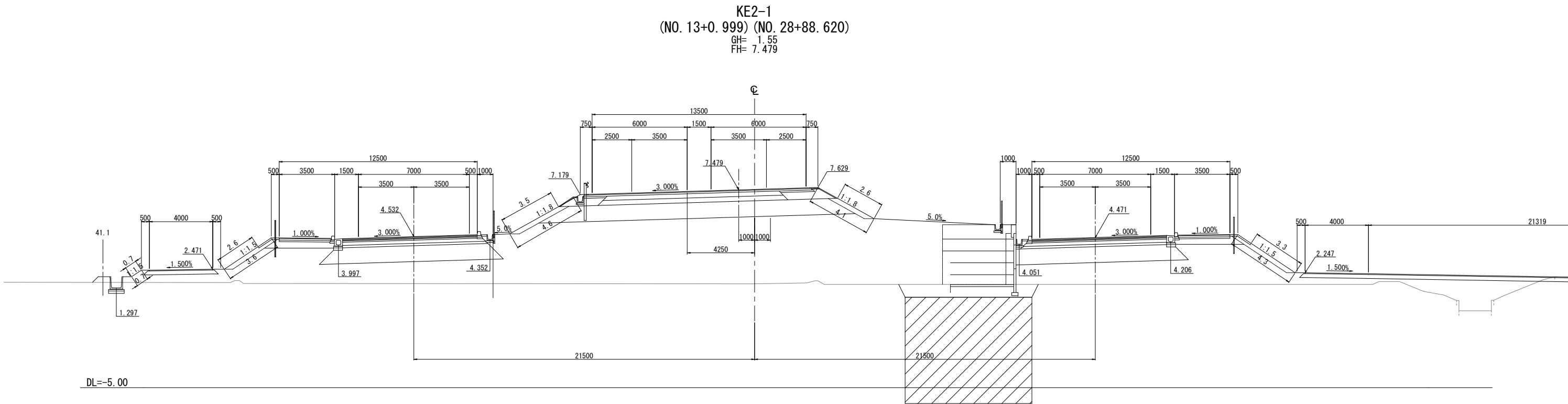


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(14)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 29
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(15)

S=1:125



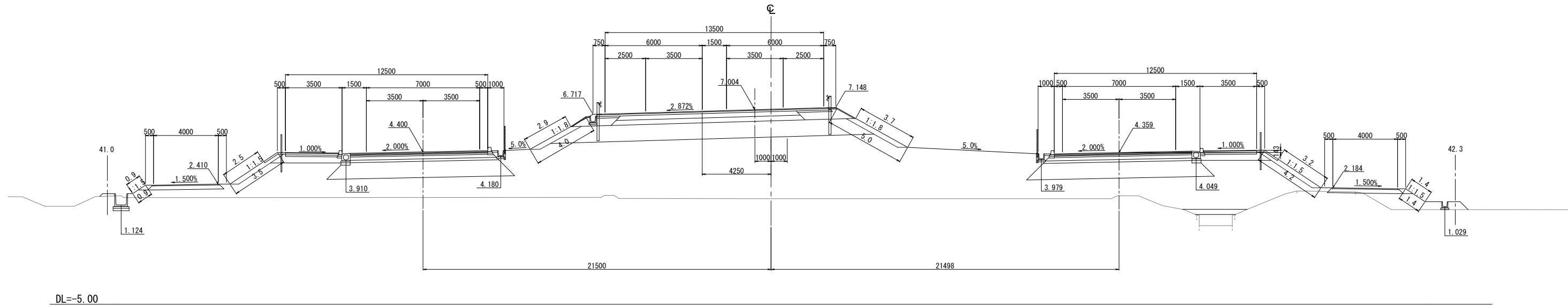
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(15)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 30
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(16)

S=1:125

NO. 14
(NO. 28+69.619)
GH= 1.51
FH= 7.004

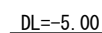


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(16)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 31
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1:125

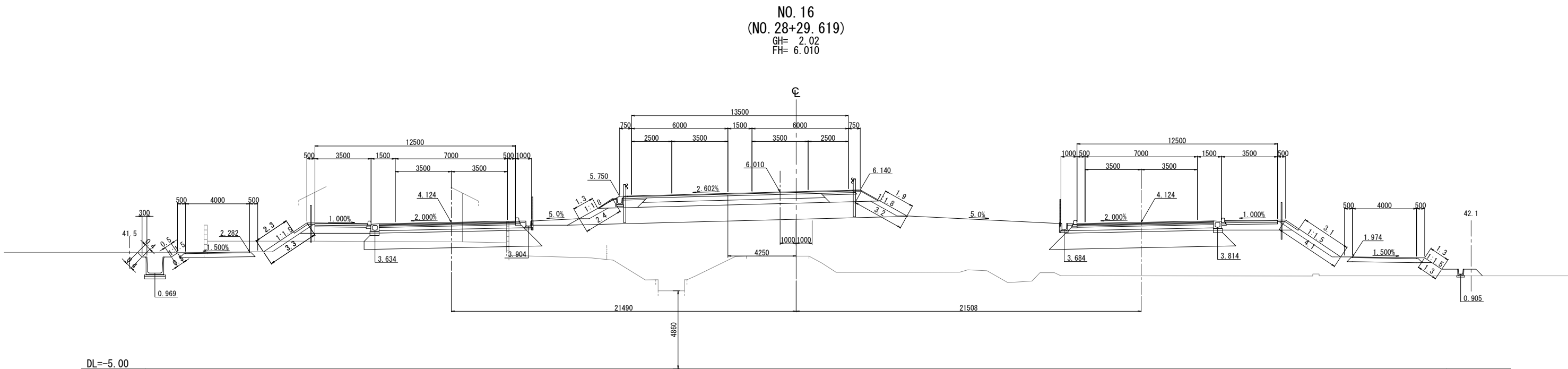
GH= 1.49
FH= 6.504



工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面図(17)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 32
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(18)

S=1:125

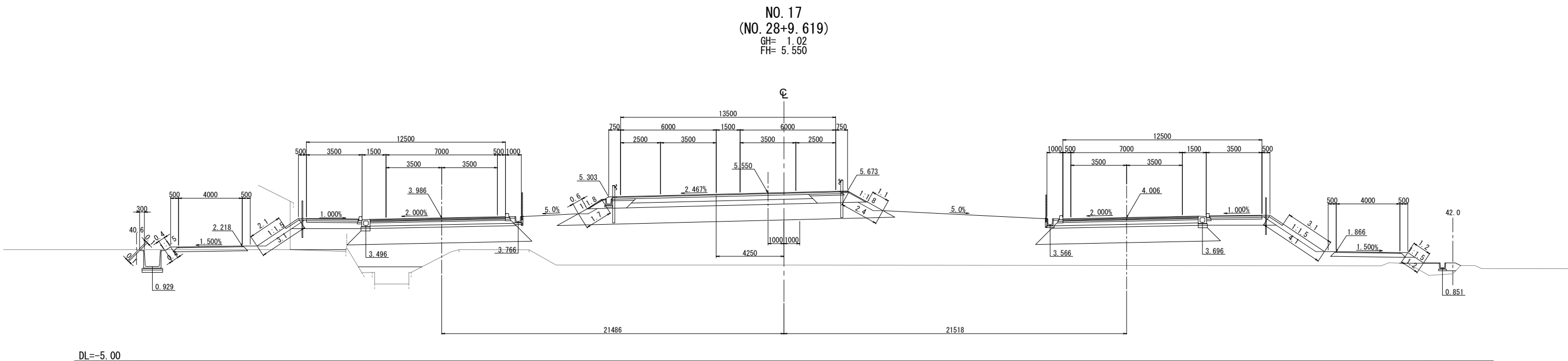


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(18)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 33
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(19)

S=1:125



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(19)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 34
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1 : 125

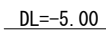
The technical drawing illustrates a road cross-section with two bridge structures. The left bridge has a total width of 12500mm and a height of 500mm. It features a central section with a width of 7000mm and side sections of 3500mm each. The right bridge has a total width of 12500mm and a height of 500mm. It also features a central section with a width of 7000mm and side sections of 3500mm each. Both bridges are supported by piers and have a base level of DL=-5.00. The drawing includes various dimensions, elevations, and slopes.

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面図(20)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 35
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1:125

GH= 1.03
FH= 4.750

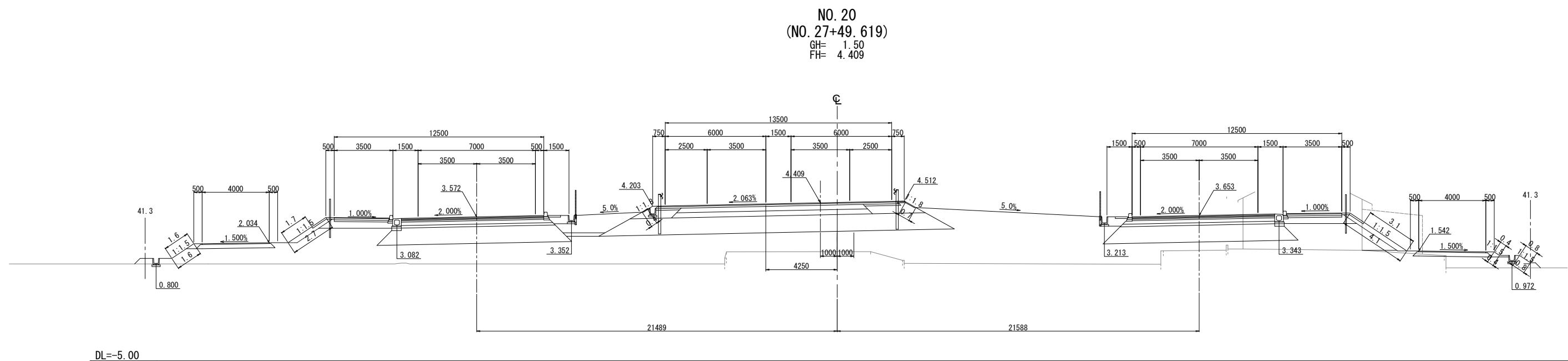


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面(図21)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 36
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (22)

S=1:125



N>20

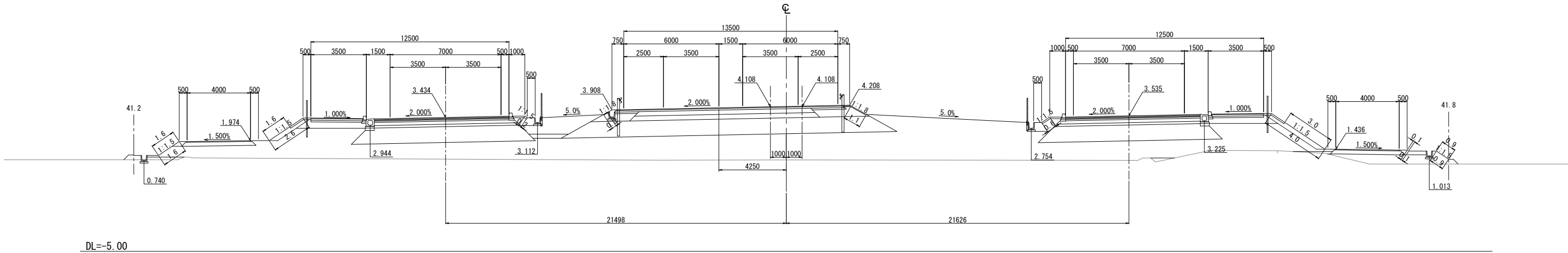
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (22)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 37
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(23)

S=1:125

NO. 21
(NO. 27+29.619)
GH= 0.76
FH= 4.108

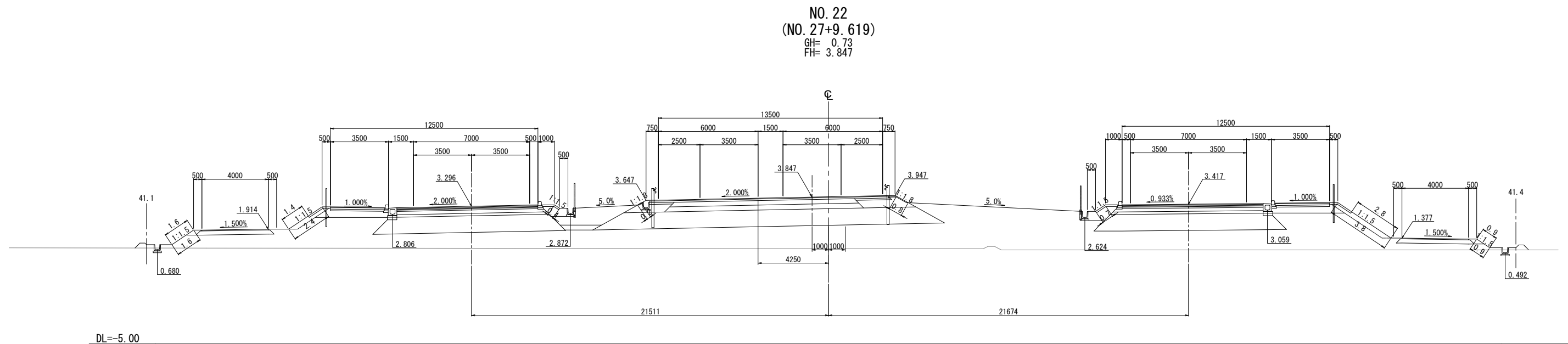


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(23)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 38
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(24)

S=1:125

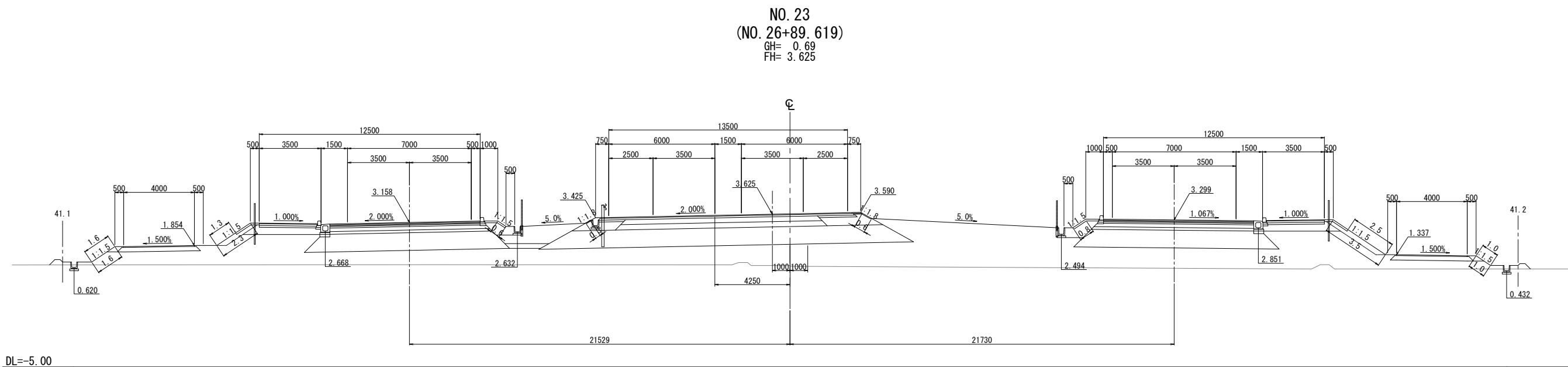


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(24)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 39
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (25)

S=1:125

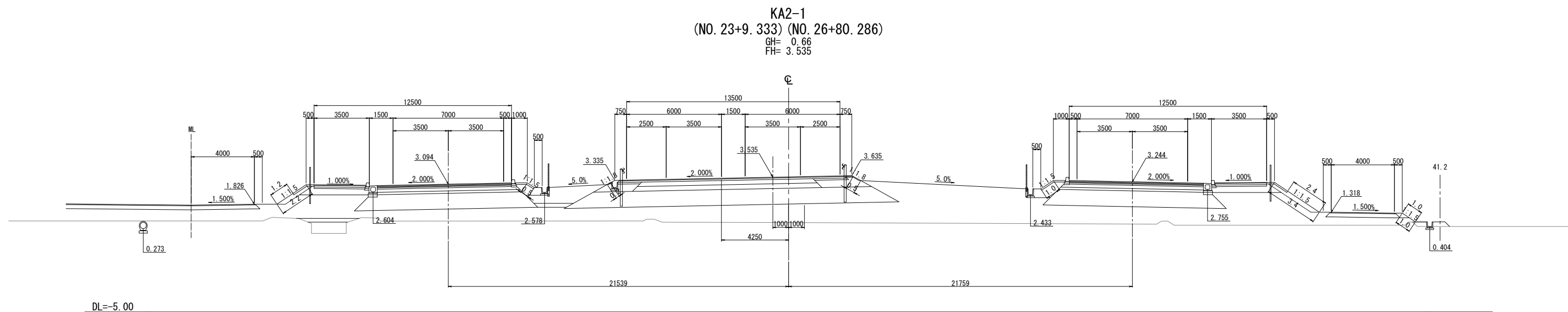


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (25)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 40
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(26)

S=1:125



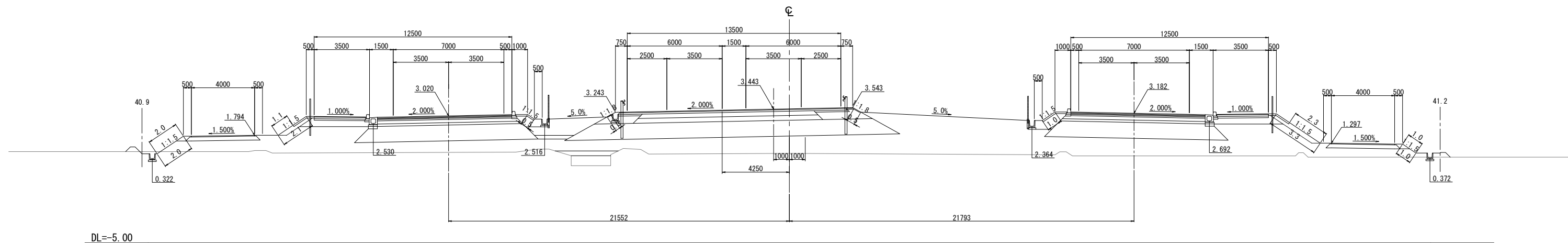
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(26)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 41
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (27)

S=1:125

NO. 24
(NO. 26+69.619)
GH= 0.65
FH= 3.443



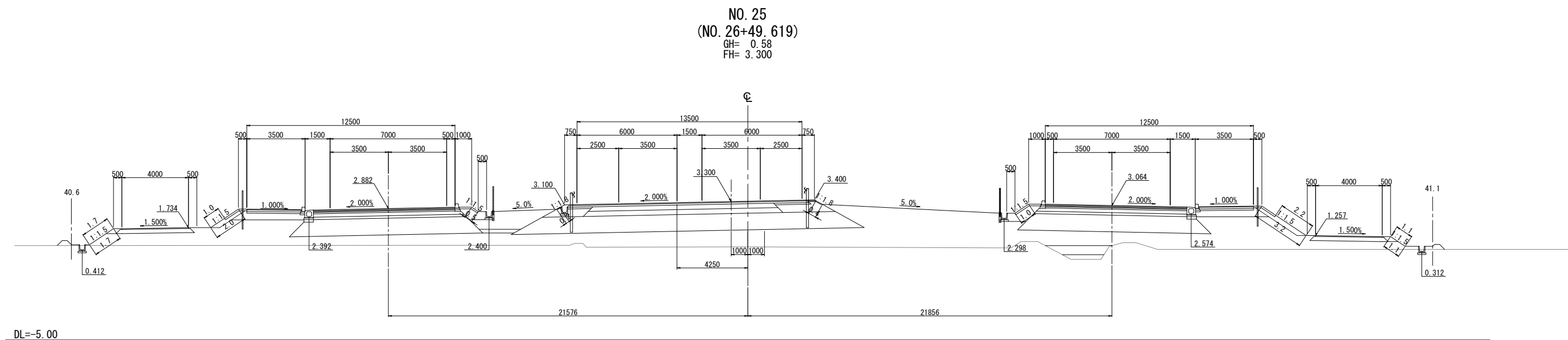
DL=-5.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (27)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 42
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(28)

S=1:125

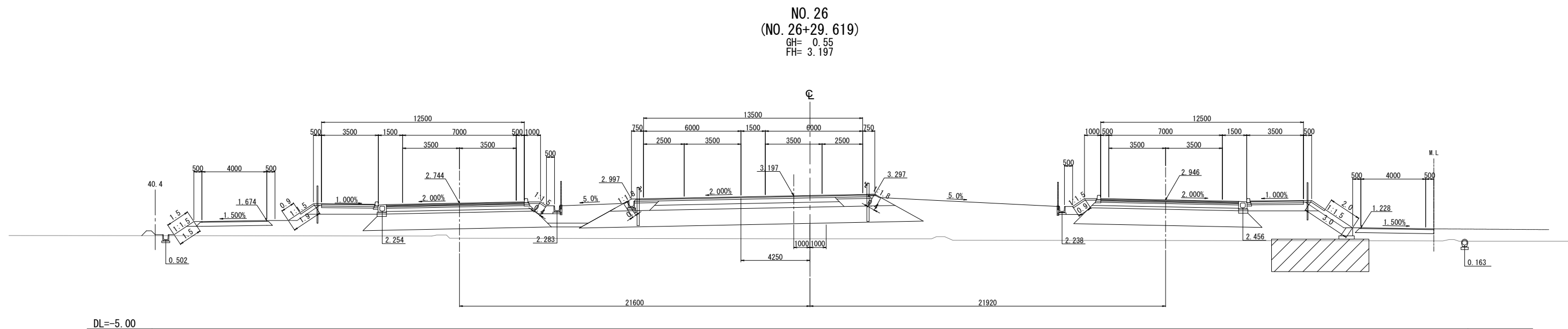


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(28)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 43
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(29)

S=1:125



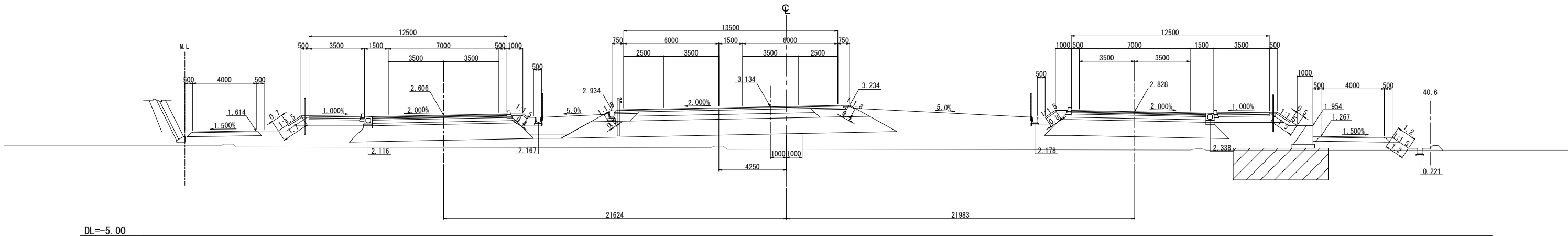
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(29)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 44
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(30)

S=1:125

NO. 27
(NO. 26+9.619)
GH= 0.46
FH= 3.134



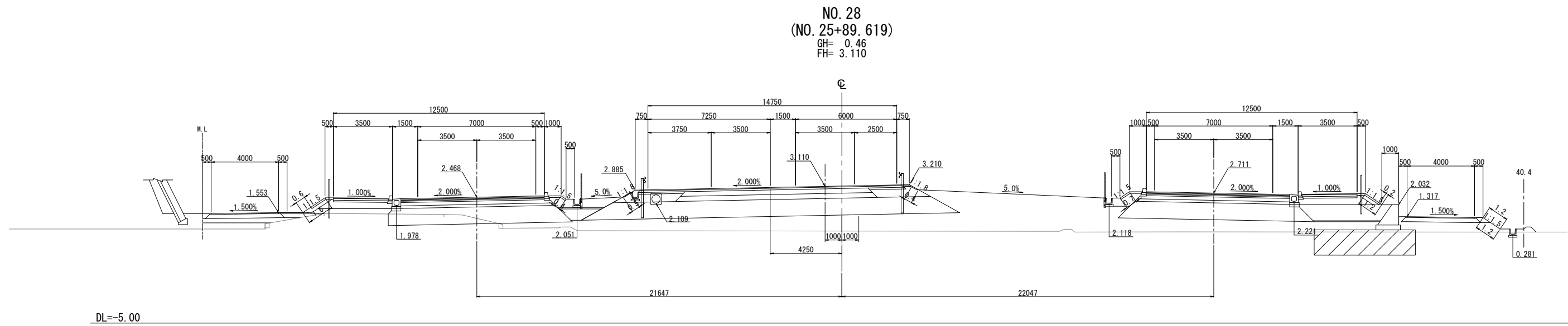
DL=-5.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(30)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 45
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(31)

S=1:125

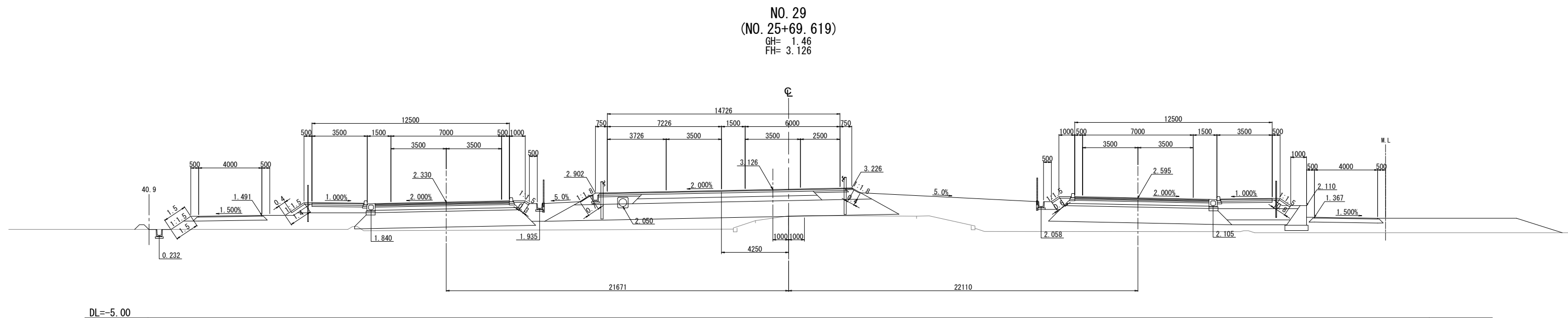


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(31)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 46
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(32)

S=1:125



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(32)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 47
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1 : 125

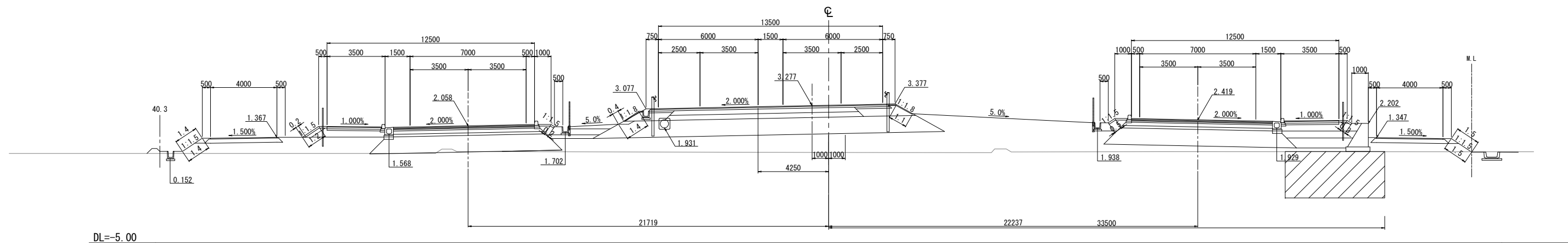


工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面(33)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 48
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(34)

S=1:125

NO. 31
(NO. 25+29.619)
GH= 0.45
FH= 3.277

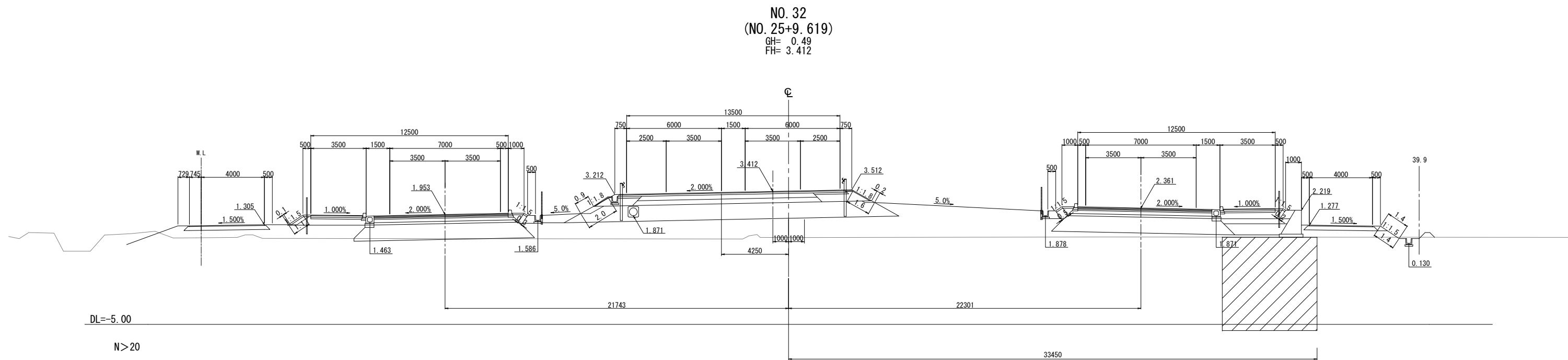


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(34)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 49
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (35)

S=1:125

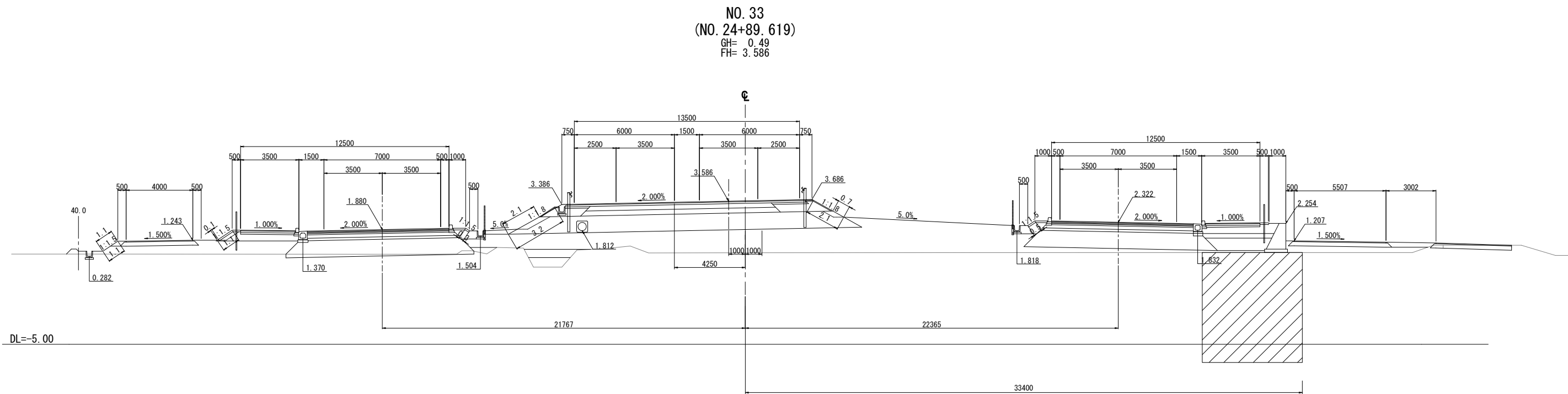


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (35)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 50
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(36)

S=1:125

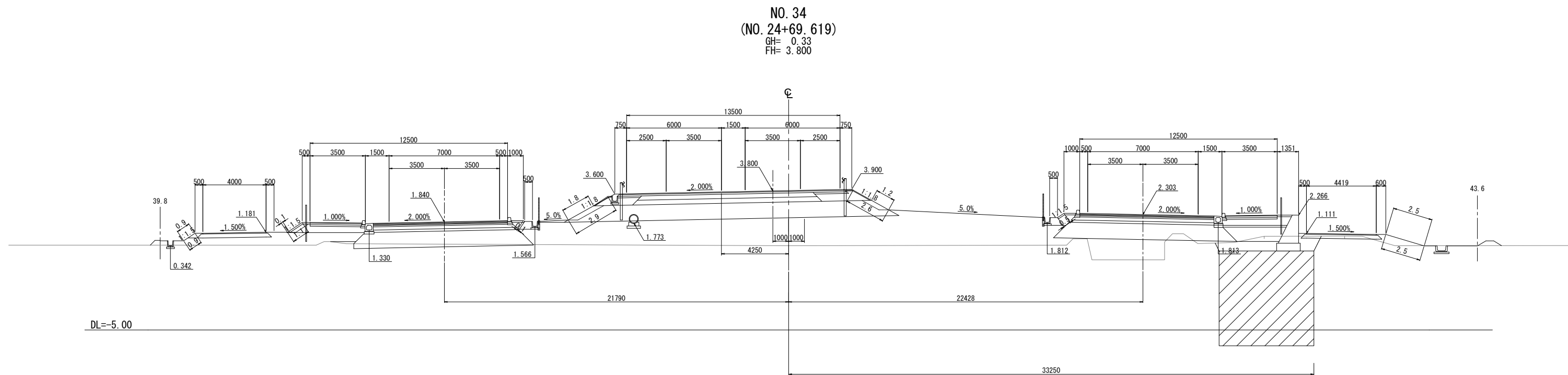


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(36)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 51
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(37)

S=1:125

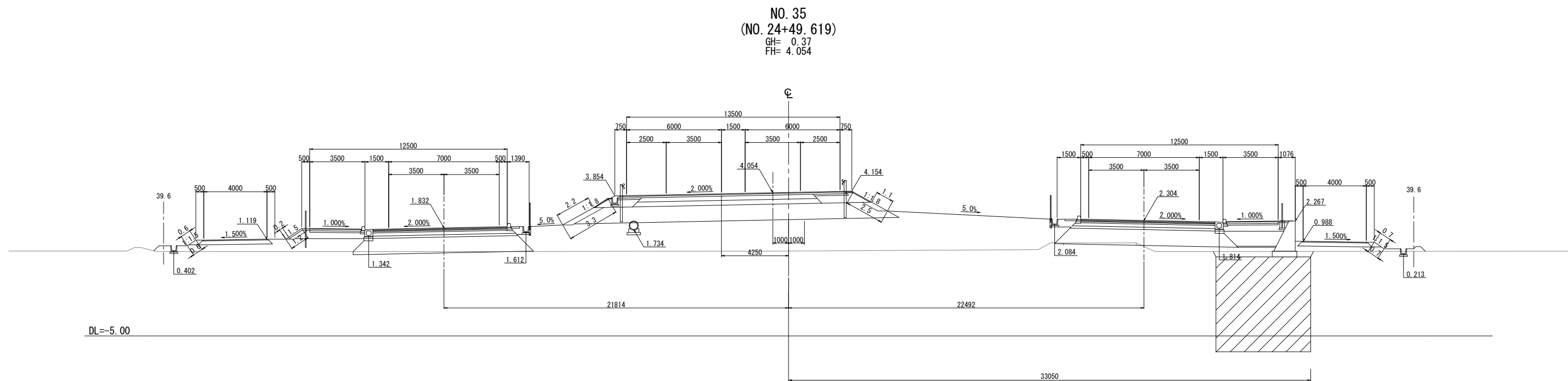


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(37)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 52
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(38)

S=1:125



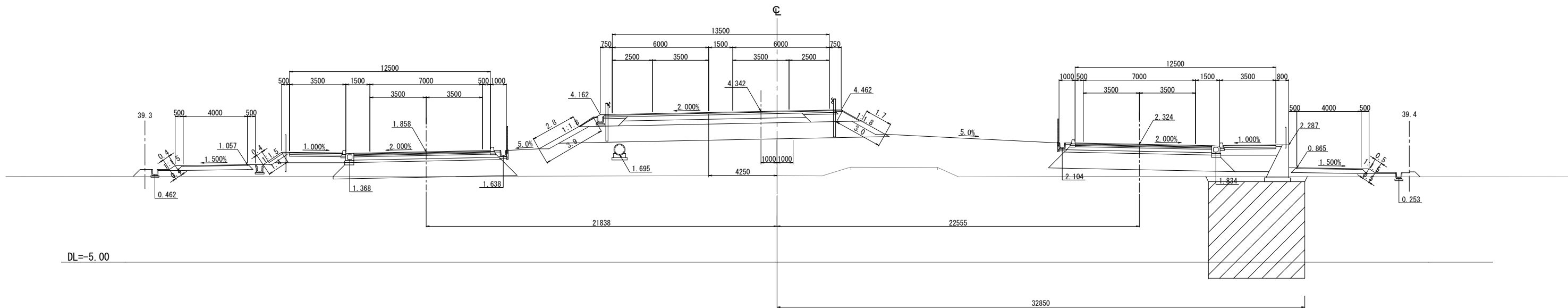
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(38)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 53
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (39)

S=1:125

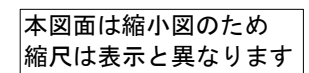
NO. 36
(NO. 24+29. 619)
GH= 0. 39
FH= 4. 342



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (39)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 54
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1:125

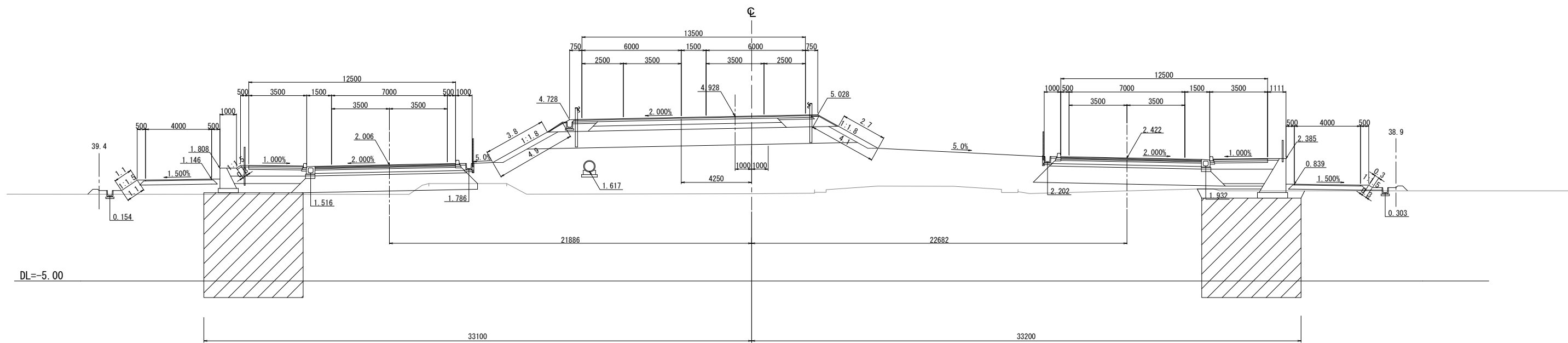


工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面図(40)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 55
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(41)

S=1:125

NO. 38
(NO. 23+89.619)
GH= 0.25
FH= 4.928

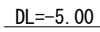


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(41)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 56
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1 : 125

GH= 0.17
FH= 5.220

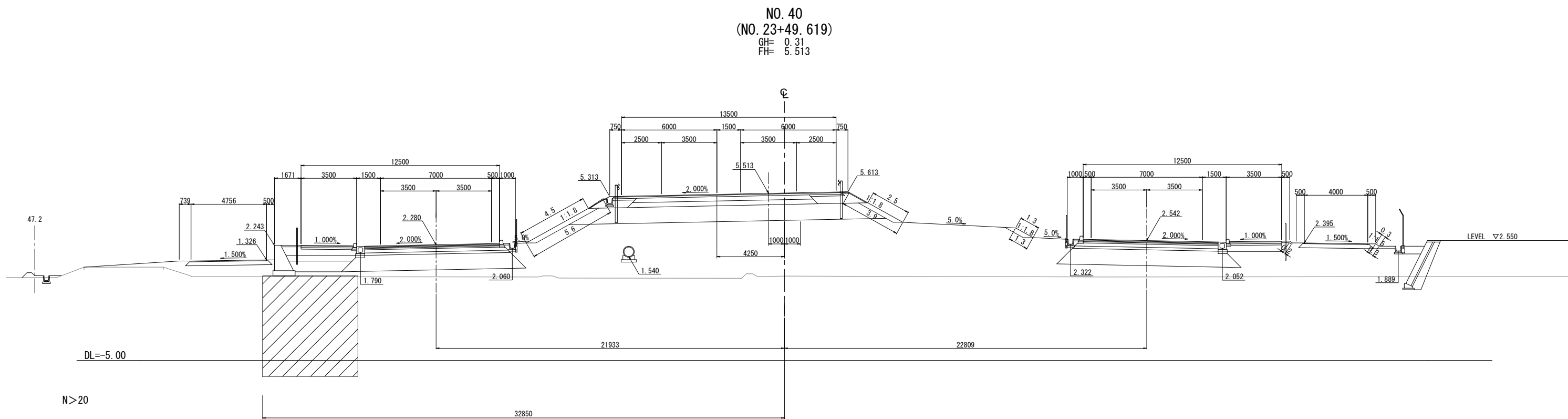


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面 (42)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 57
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(43)

S=1:125



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(43)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 58
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

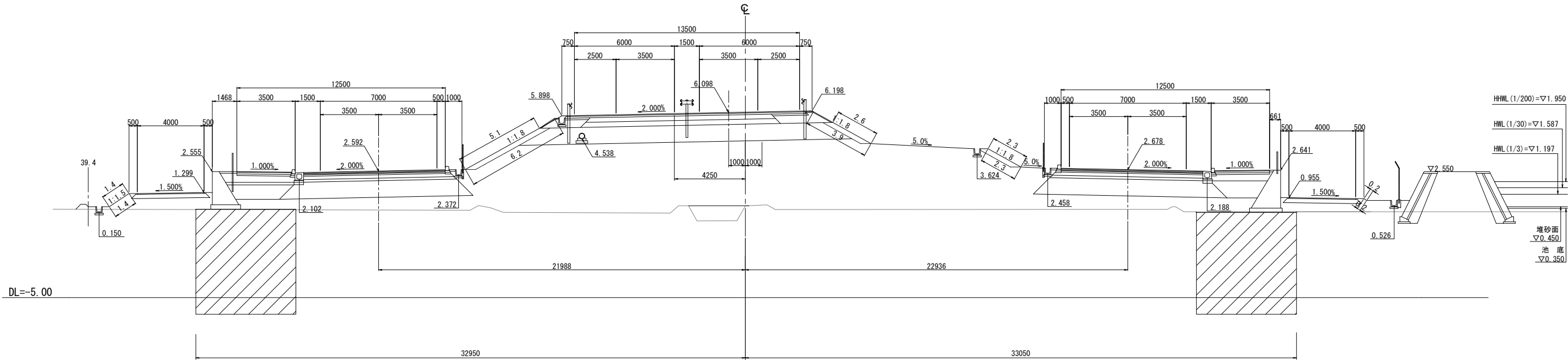
S=1 : 125

工 事 名	R7東関東延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面(44)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 59
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(45)

S=1:125

NO. 42
(NO. 23+9. 619)
GH= 0. 50
FH= 6. 098

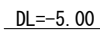


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(45)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 60
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1 : 125

GH= 0.15
FH= 6.391



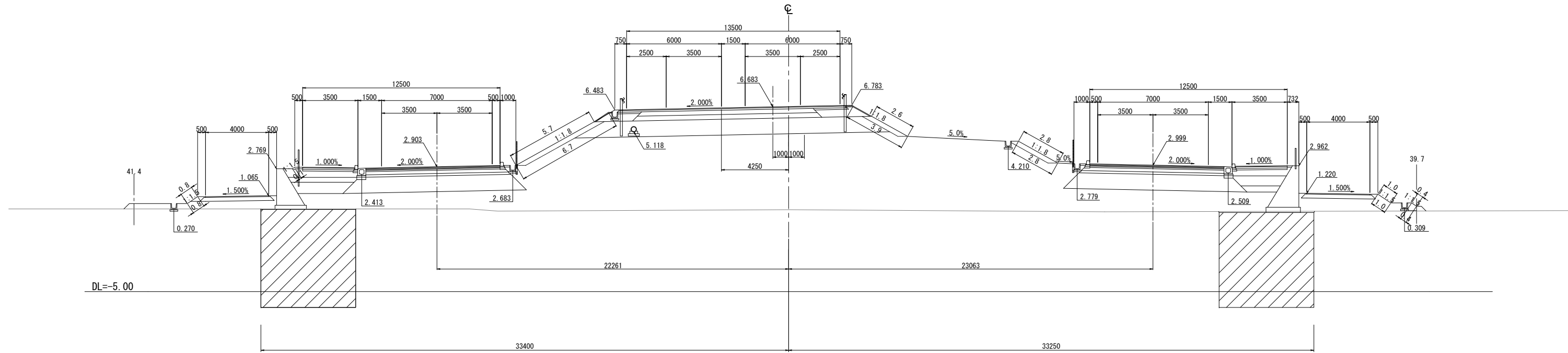
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面(46)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 61
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(47)

S=1:125

NO. 44
(NO. 22+69.619)
GH= 0.18
FH= 6.683



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(47)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 62
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1 : 125

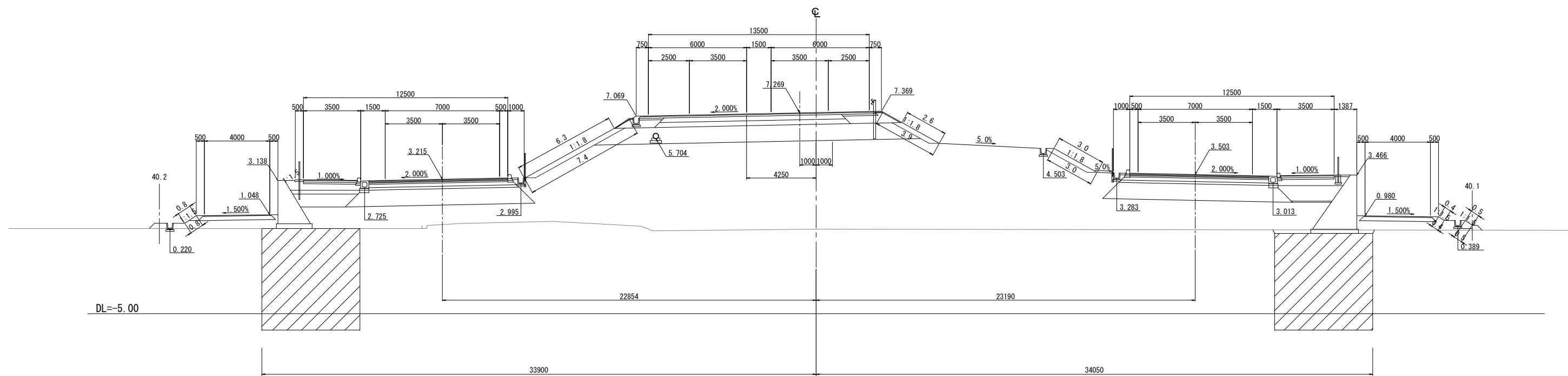
[illegible]

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面図(48)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 63
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(49)

S=1:125

NO. 46
(NO. 22+29. 619)
GH= 0. 16
FH= 7. 269

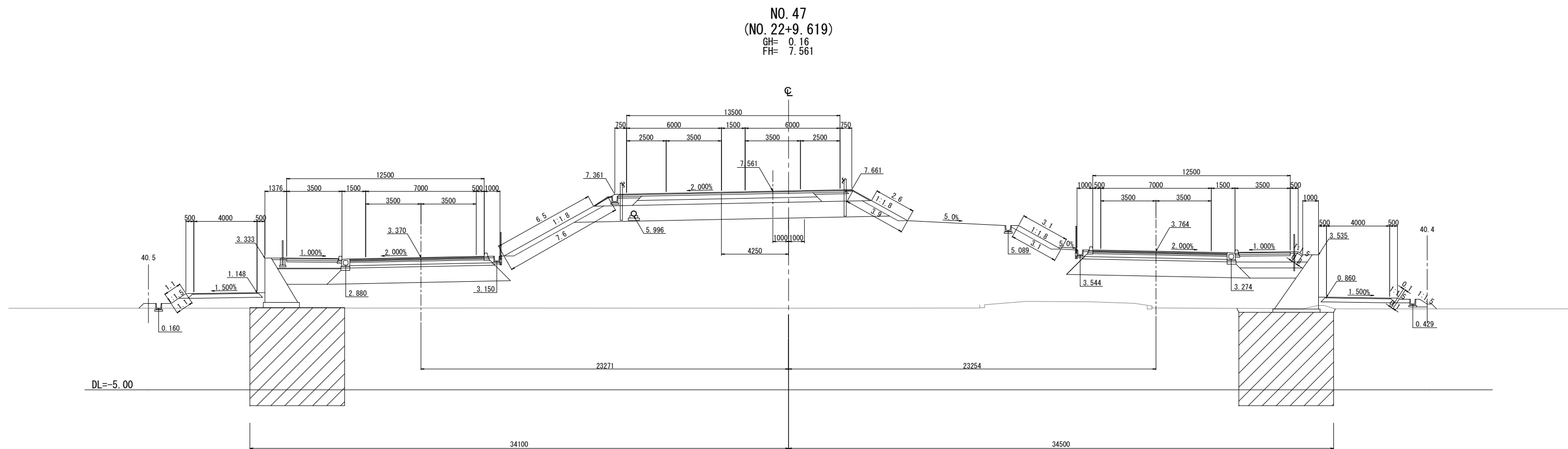


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(49)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 64
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (50)

S=1:125

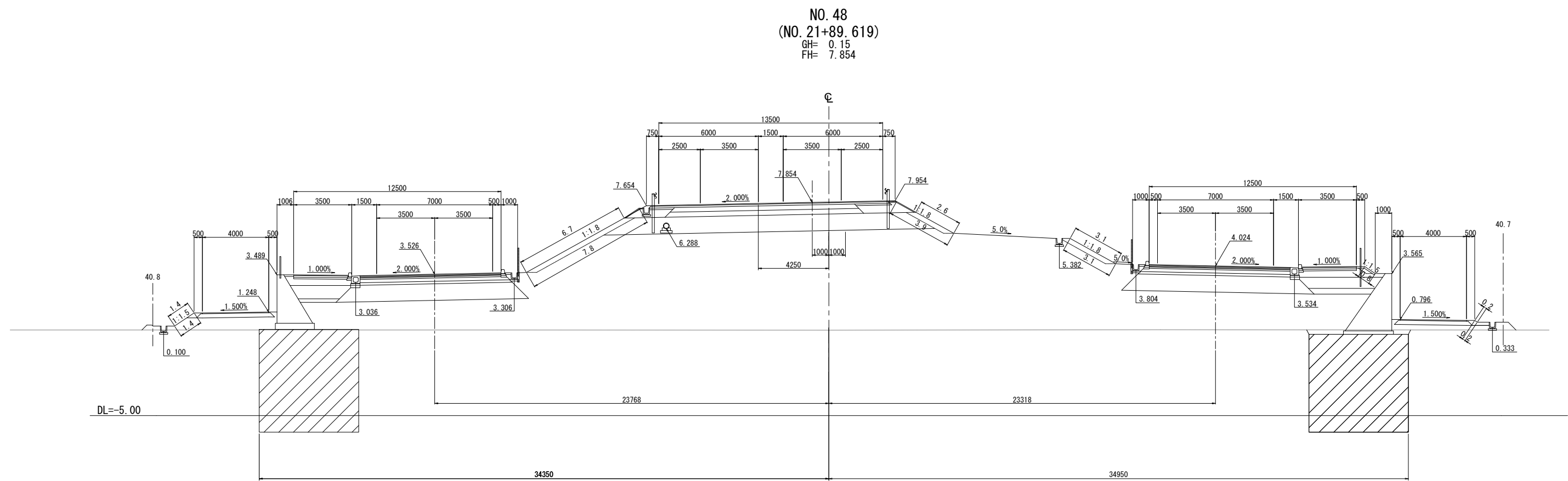


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (50)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 65
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(51)

S=1:125



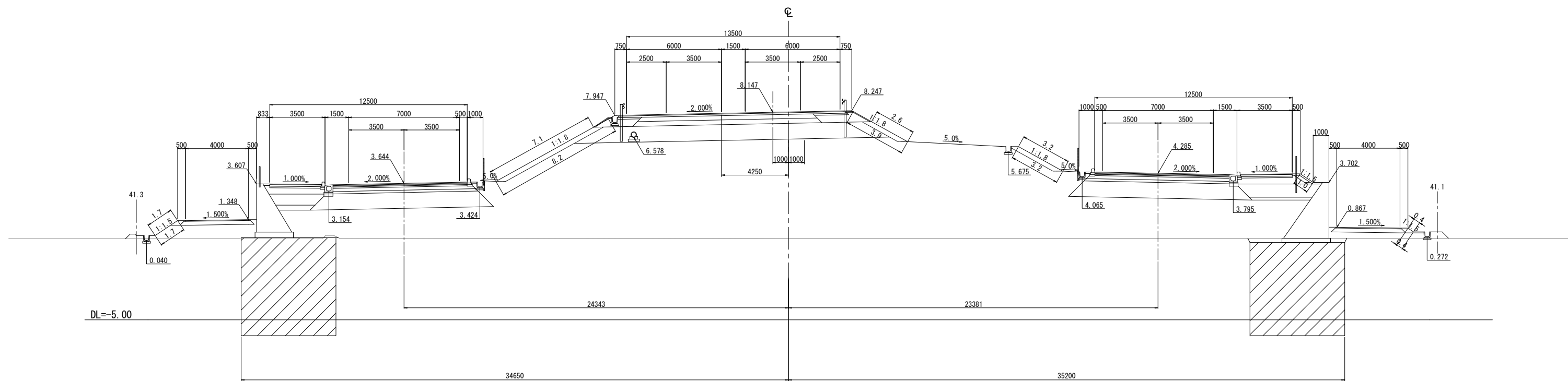
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(51)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 66
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (52)

S=1:125

NO. 49
(NO. 21+69.619)
GH= 0.17
FH= 8.147



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (52)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 67
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1 : 125

GH= 0.17
FH= 8.439



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関東延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(53)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 68
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

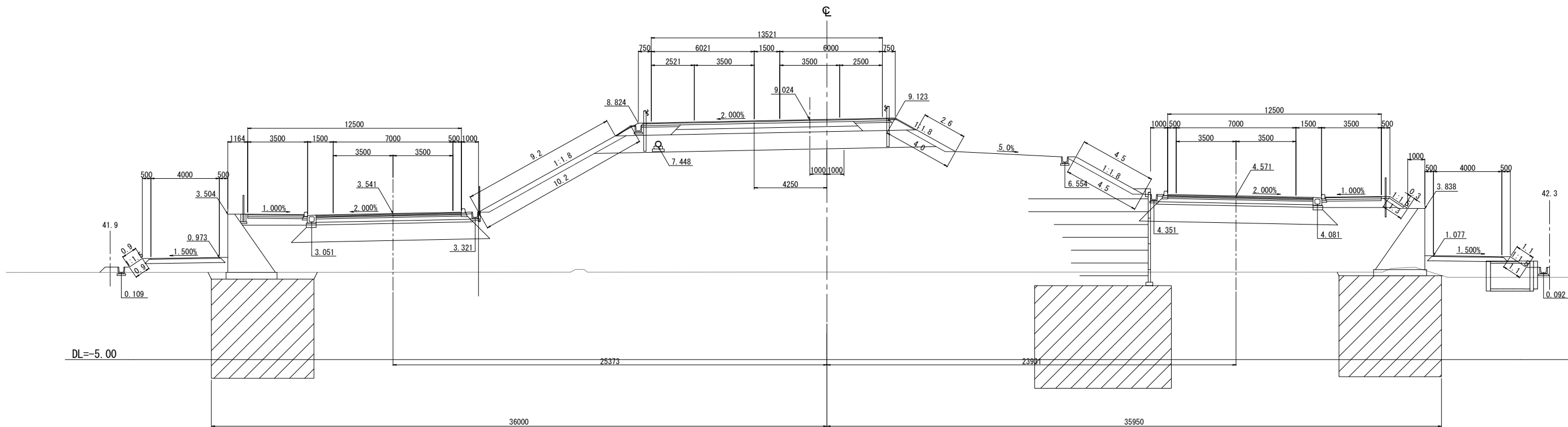
S=1 : 125

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面 (54)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 69
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (55)

S=1:125

NO. 52
(NO. 21+9. 619)
GH= 0. 12
FH= 9. 024

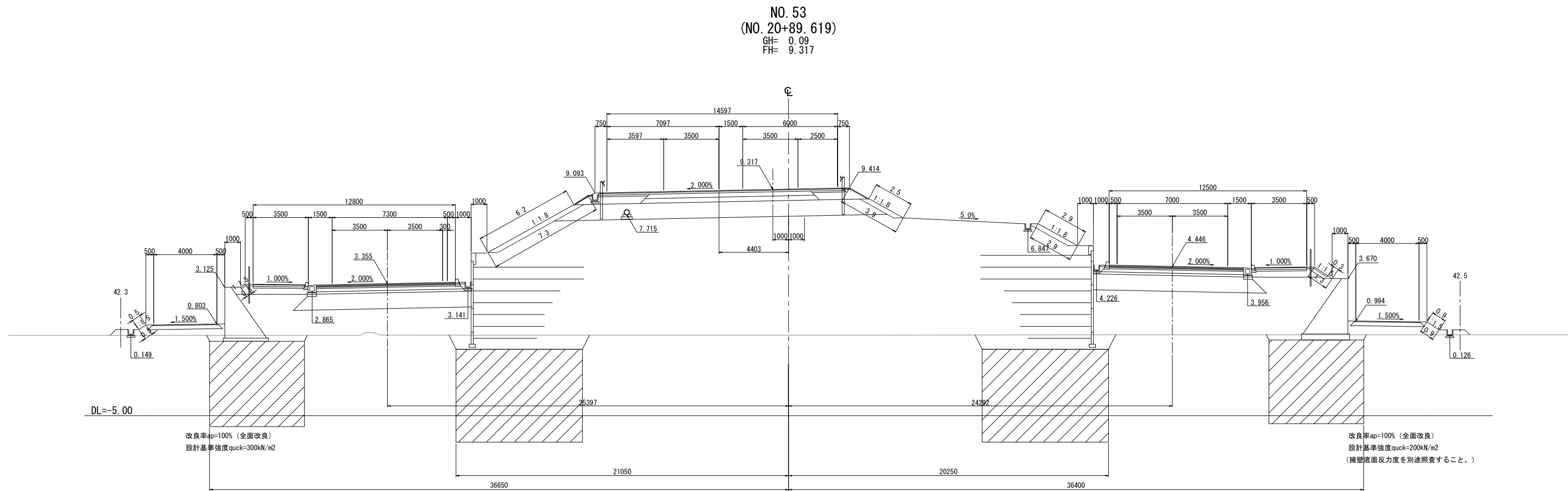


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (55)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 70
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (56)

S=1:125

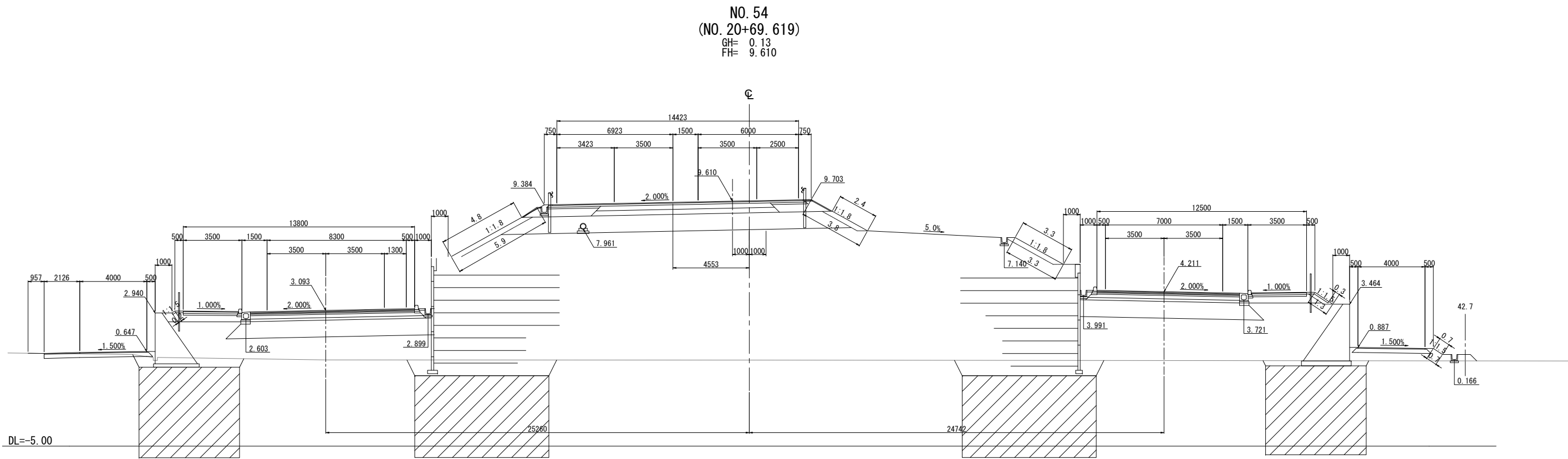


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (56)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 71
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (57)

S=1:125

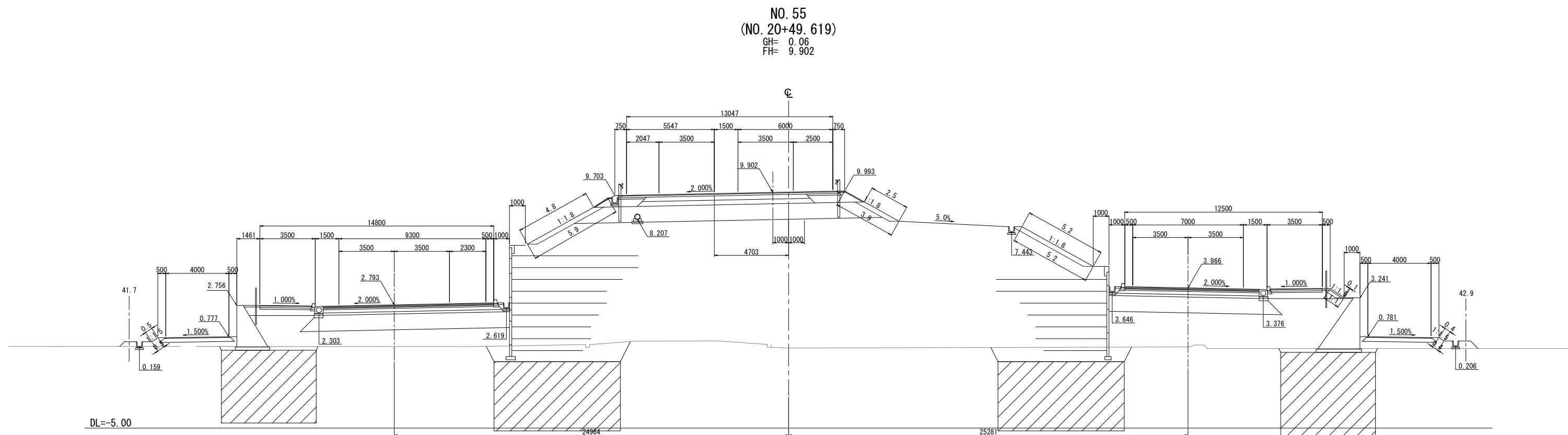


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (57)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 72
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (58)

S=1:125

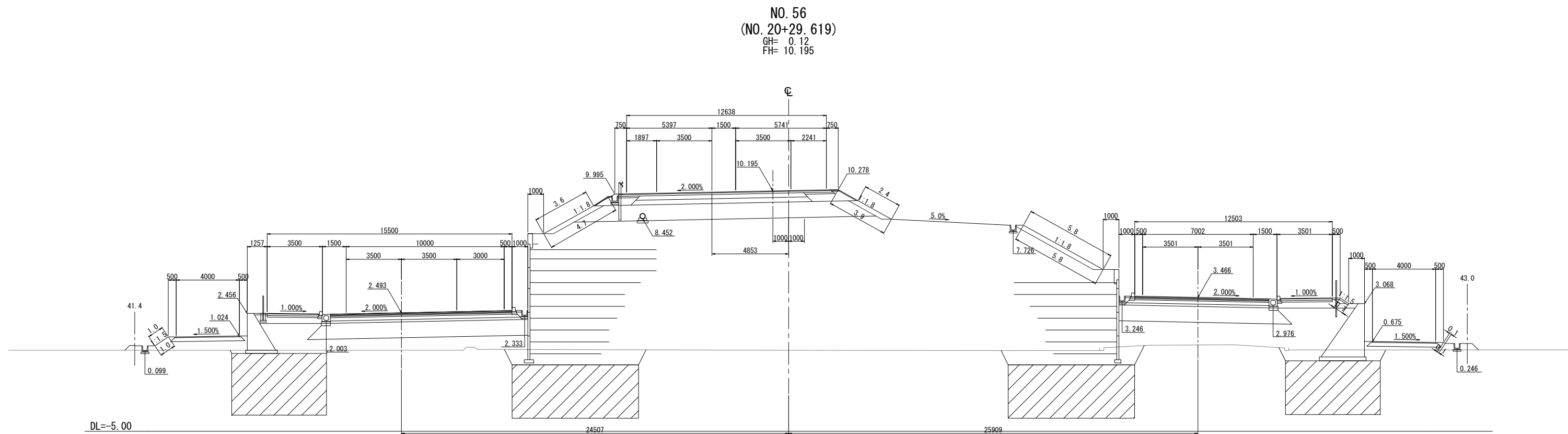


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (58)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 73
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (59)

S=1:125

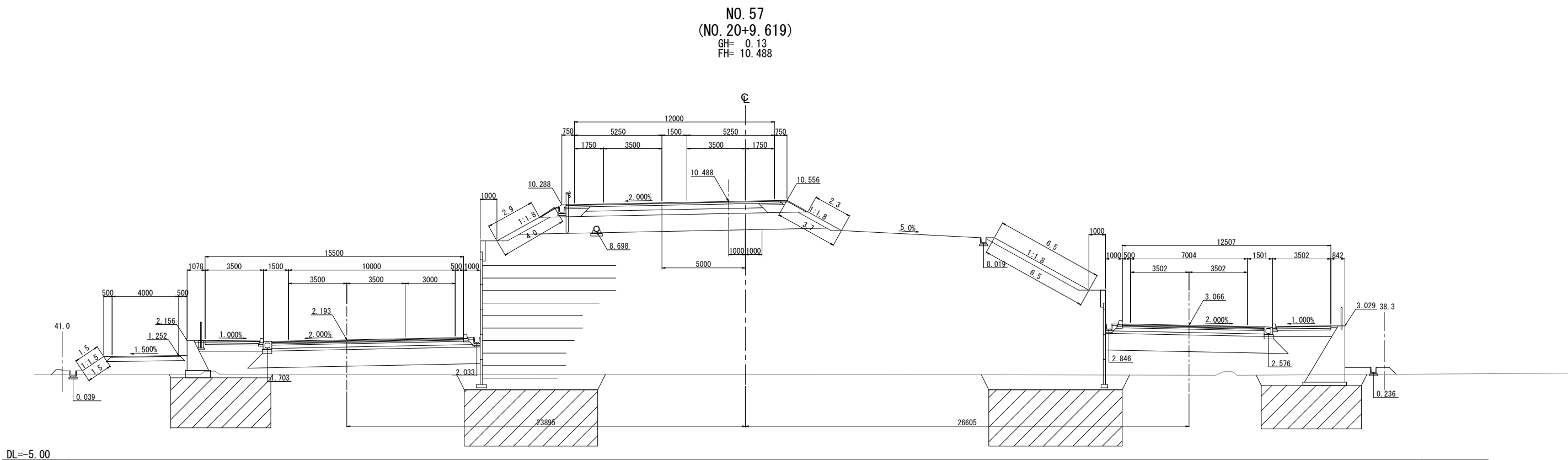


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (59)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 74
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (60)

S=1:125



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (60)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 75
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1 : 125

DL=-5.00

N > 20

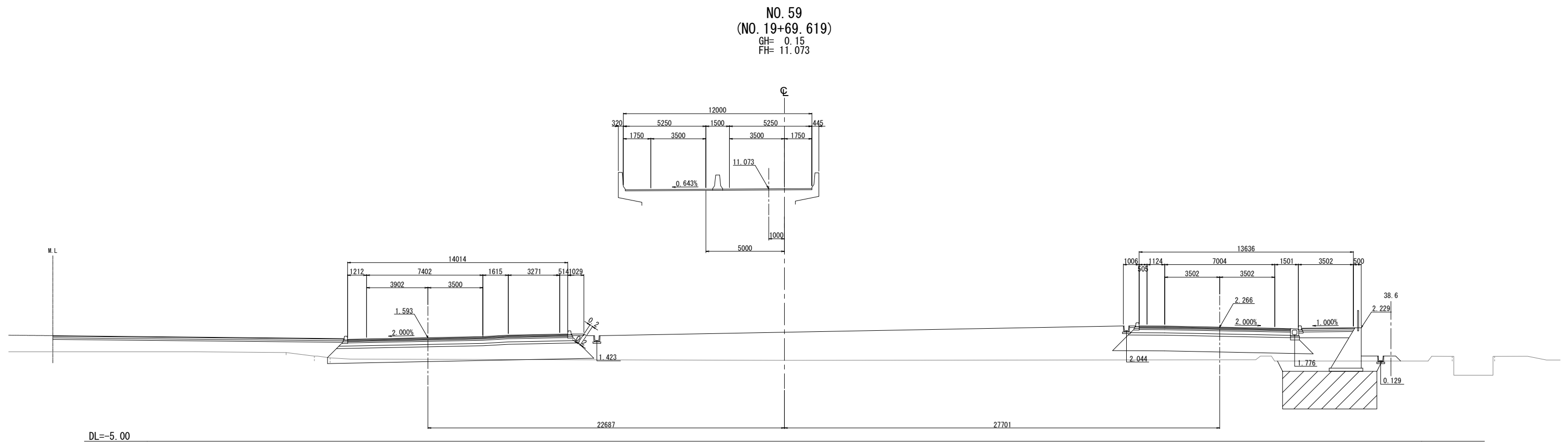
23252

27245

工 事 名	R7東関東延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面(61)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 76
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルティング		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(62)

S=1:125

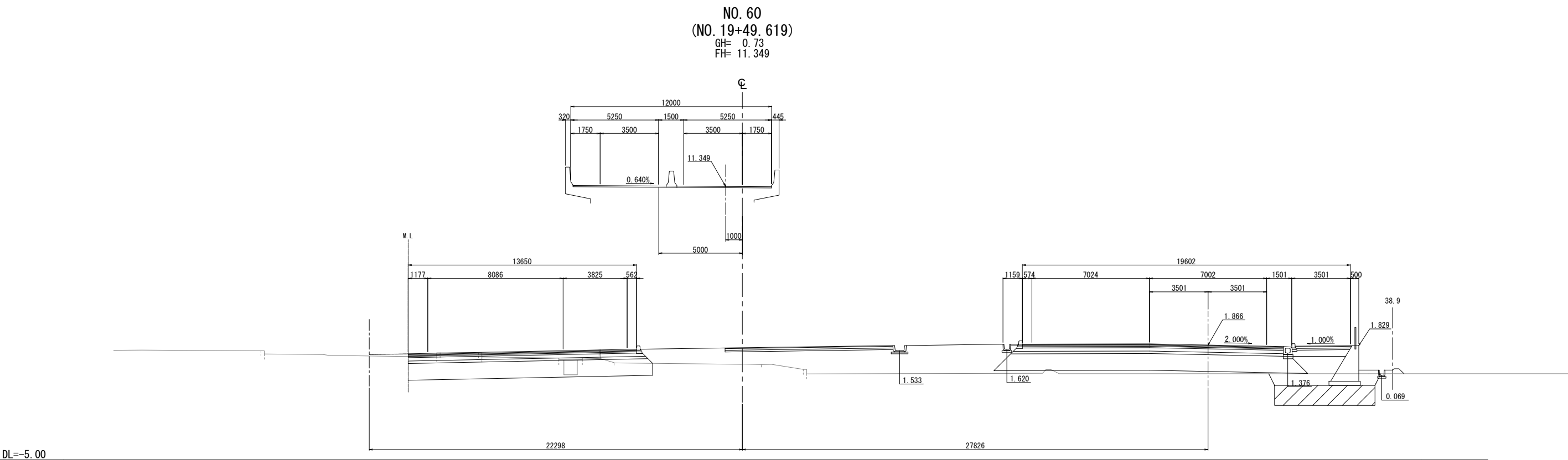


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図(62)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 77
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図 (63)

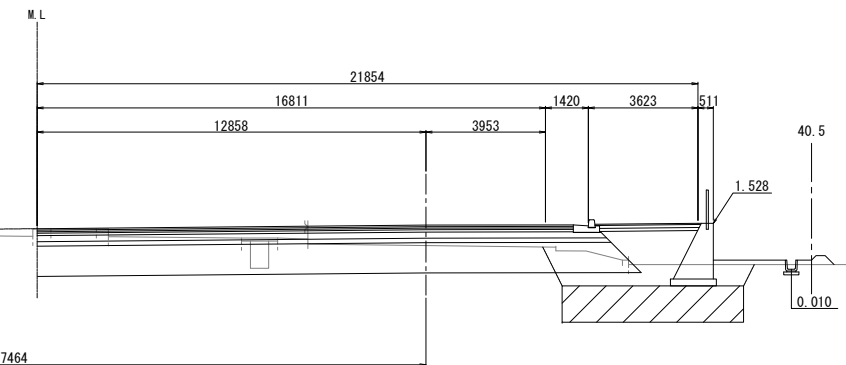
S=1:125



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断図 (63)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 78
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1:125



22194

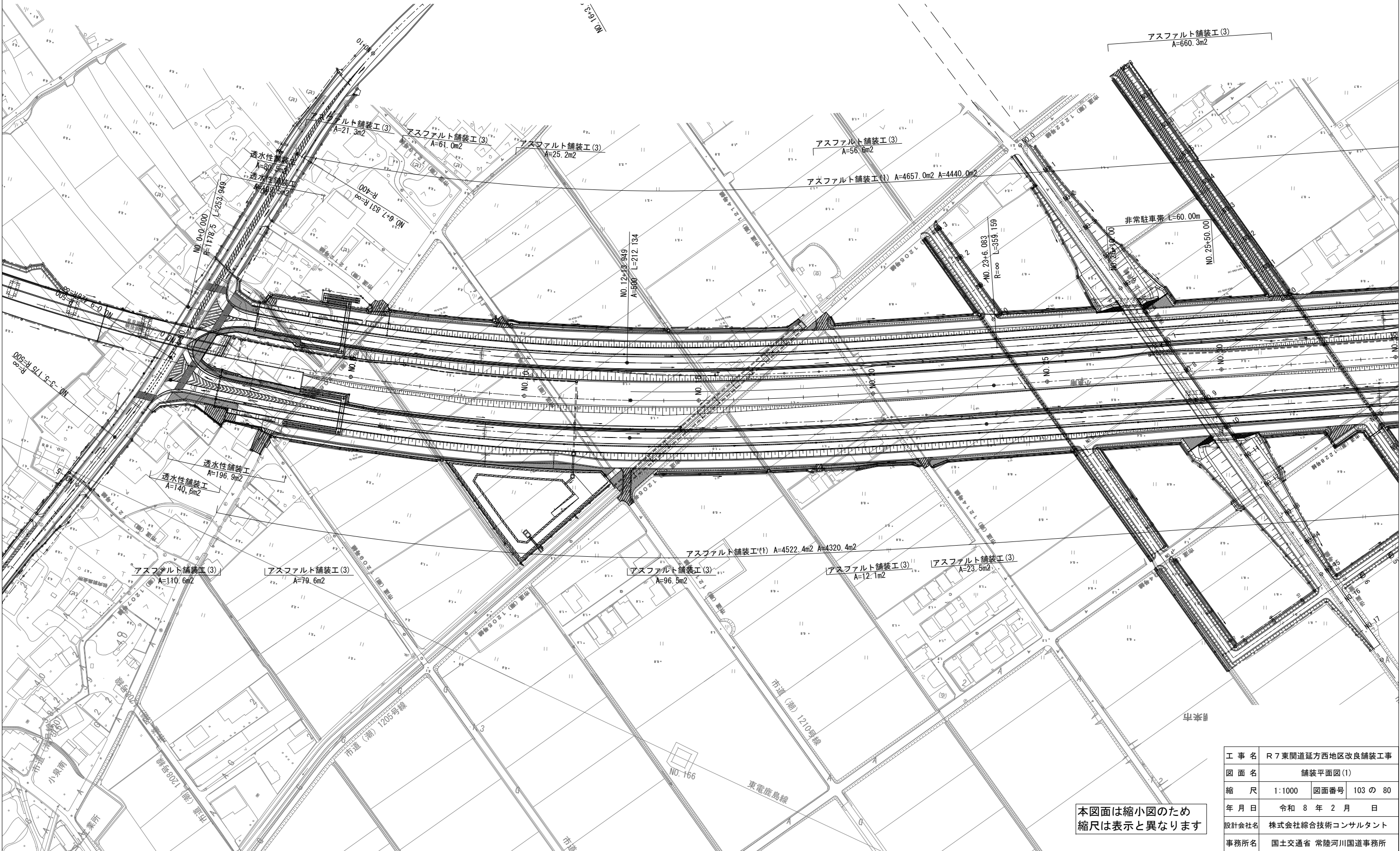
27464

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断面図 (64)		
縮 尺	1:125	図面番号	103 の 79
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

工事起点
No. 0+8.52

舗装平面図(1)

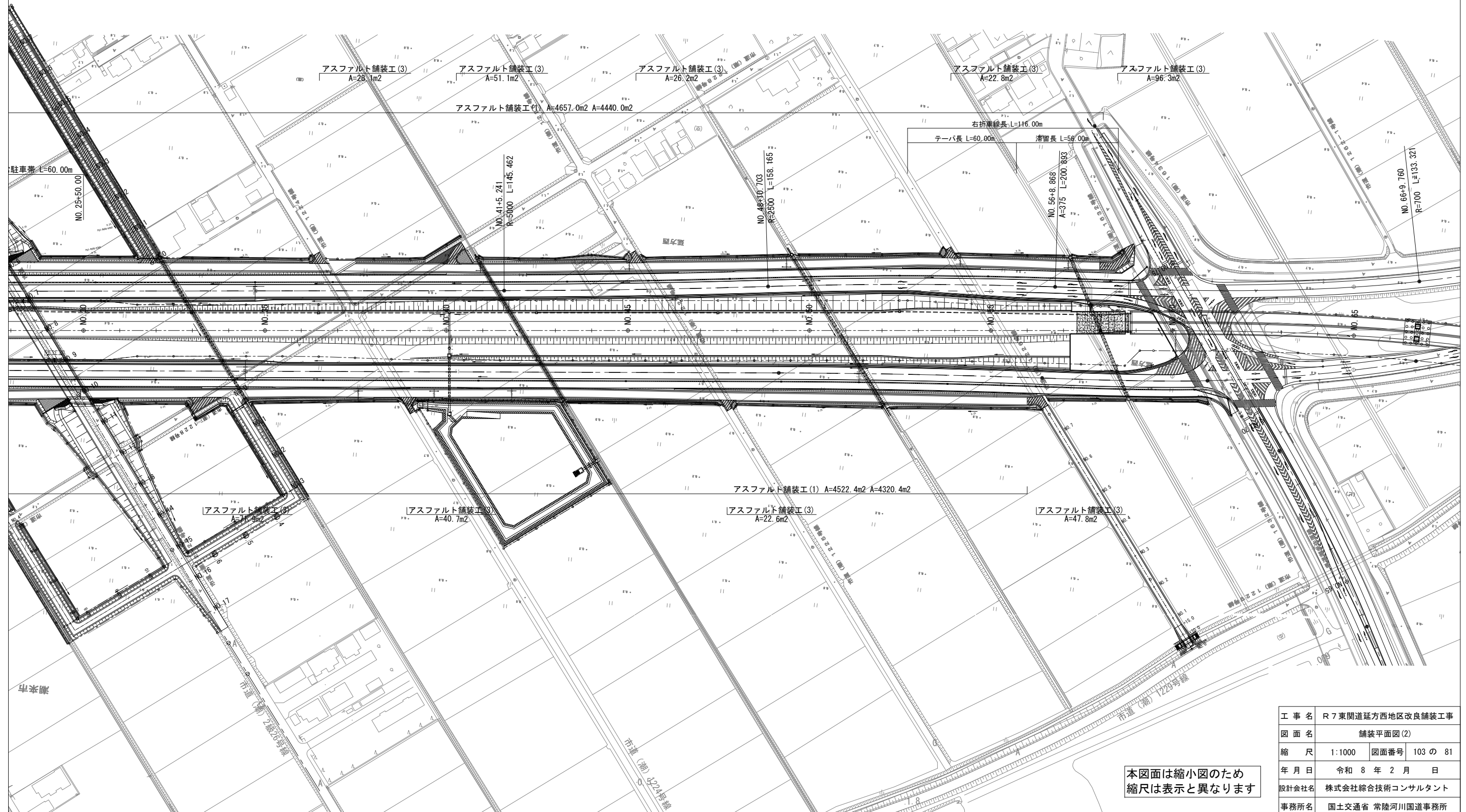
S=1:1000



工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	舗装平面図(1)		
縮 尺	1:1000	図面番号	103 の 80
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

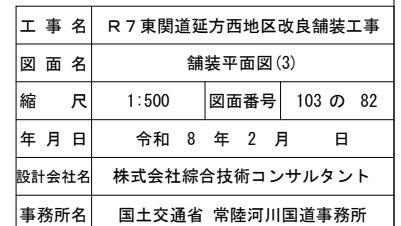
S=1 : 1 000

工事終点
No. 61+17.74



工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	舗装平面図(2)		
縮 尺	1:1000	図面番号	103 の 81
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

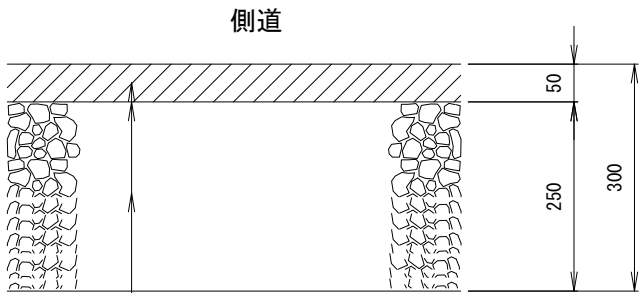
S=1 : 500



舗装構成図

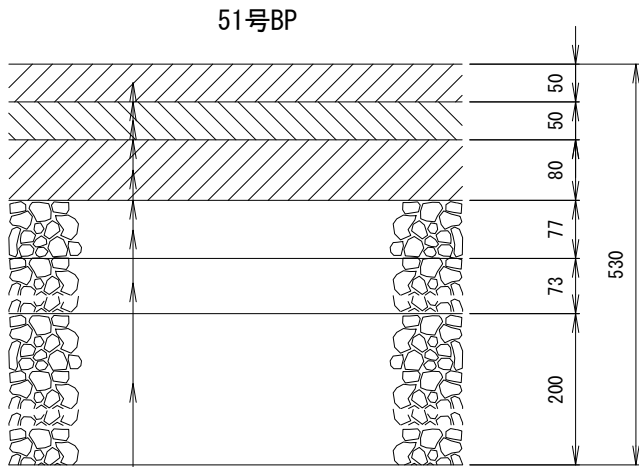
S=1:5

アスファルト舗装工 (1)



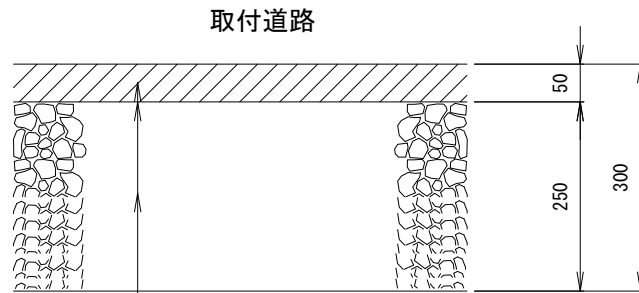
表層:再生密粒度アスコン (RA②)	t= 5cm
プライムコート:PK-3	1. 2L/m2
上層路盤:粒度調整碎石 (M-40)	t=25cm

アスファルト舗装工 (2)



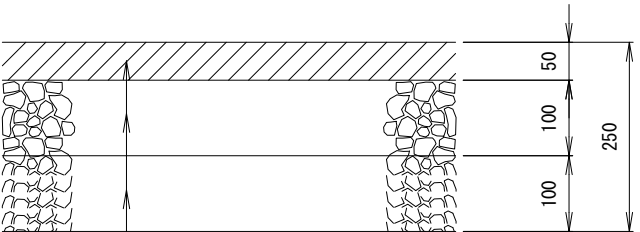
表層:改質As 密粒Ⅱ型 (20) (改ⅡA②)	t= 5cm
タックコート:PK-4	0. 4L/m2
基層:改質As 粗粒Ⅱ型 (20) (改ⅡA①)	t= 5cm
タックコート:PK-4	0. 4L/m2
上層路盤 (3):再生瀝青安定処理材 (40) (RAst)	t= 8cm
プライムコート:PK-3	1. 2L/m2
上層路盤 (2):粒度調整碎石 (M-40)	t=7. 7cm
上層路盤 (1):粒度調整碎石 (M-40)	t=7. 3cm
下層路盤:再生クラッシャーラン (RC-40)	t=20cm

アスファルト舗装工 (3)



表層:再生密粒度アスコン (20) (RA②)	t= 5cm
プライムコート:PK-3	1. 2L/m2
上層路盤:粒度調整碎石 (M-40)	t=25cm

透水性舗装工



表層:開粒度アスコン (13)	t= 4cm
下層路盤:再生クラッシャーラン (RC-40)	t=10cm
フィルター層:砂	t=10cm

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

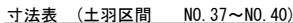
工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	舗装構成図		
縮 尺	1:5	図面番号	103 の 83
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

SV=1 : 50
SH=1 : 200

N0. 37+0. 00~N0. 58+16. 14

S=1 : 50

土羽区間 (NO. 37~NO. 40)



ブロック		H	N1	B	q
		擁壁高 (mm)	背面勾配	底面幅 (mm)	地盤反力度 (kN/m ²)
下り線	1	500	0.6	700	-
		890		934	

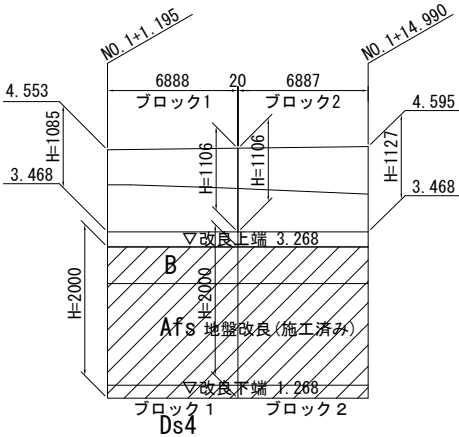
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

- ※横断面渠部の地盤改良工は、隣接掘削部の改良工と合わせるとの考えで行うこと。
- ※地盤改良の施工基面は、擁壁の必要根入れ深さ(≧500)から決定しているため、基面の不陸調整は現地盤高を計測の上、適宜仮盛土を行うなど対応すること。
- ※地盤改良深さは、地質横断面の地層構成に基づき決定しているため、施工時に地層確認を行い地層構成(Ds4層または、Afs層(≧20以上))を確認すること。
- なお、改良深さを変更する場合には、改良体の再検討を行い、改良体の形状および改良強度を検証すること。
- ※横断面渠部の地盤改良工は、掘削後先行施工する計画としている。両脇の擁壁部の地盤改良工は、埋戻し後に施工する計画としているが、施工手順に合わせ、再検討を行い適宜変更すること。

重力式擁壁展開図(1)

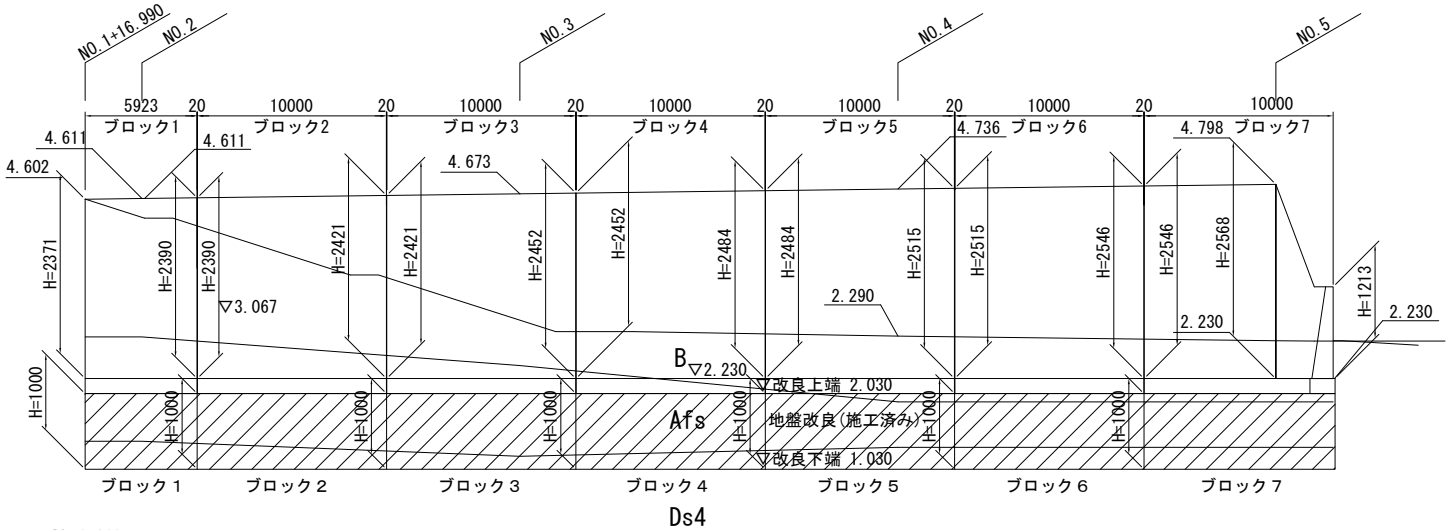
SV=1: 50
SH=1: 200

重力式擁壁(1)
②-1 上り線 NO. 1+1. 195~NO. 1+14. 990



DL=0. 000

重力式擁壁(2)
②-2 上り線 NO. 1+16. 990~NO. 5+0. 000



DL=0. 000

設 計 条 件		
擁壁の高さ		Hmax=2. 568m
盛土材の性質		$\gamma=19\text{kN/m}^3$, $\phi=30^\circ$, $C=0\text{kN/m}^2$
擁壁の重要度		重要度1
設計水平震度	I 種地盤	$kh=0. 20$ (レベル2地震動, II 種地盤)
滑動摩擦係数		$\mu=0. 6$
安全率		常 時
	転倒に対して	$e\leq B/6$
	滑動に対して	1. 50
	支持力に対して	3
コンクリートの設計基準強度		$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$
上載荷重		歩道部 $q=3. 5\text{kN/m}^2$ 、車道部 $q=10. 0\text{kN/m}^2$
・道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月) 社) 日本道路協会 ・道路構造物設計マニュアル (案) 土木構造物・擁壁編 (平成11年10月) 建設省 ・道路土工構造物技術基準 平成29年3月 社) 日本道路協会		

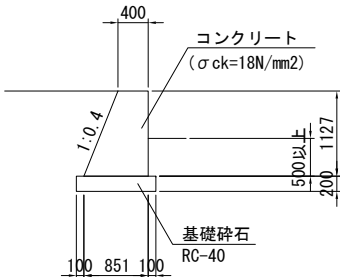
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	重力式擁壁展開図(1)		
縮 尺	SV=1: 50 SH=1: 200	図面番号	103 の 85
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

重力式擁壁展開図(2)

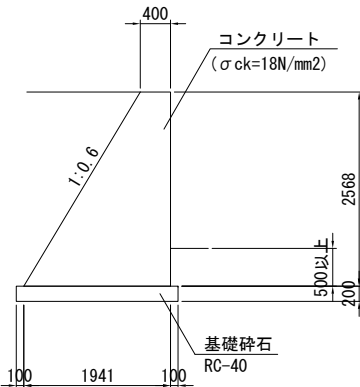
S=1:50

重力式擁壁(1) S=1:50
路肩区間 (NO. 1+1. 195~NO. 1+14. 990)



寸法表 (路肩区間 NO. 1+1. 195~NO. 1+14. 990)					
ブロック		H	N1	B	q
		擁壁高 (mm)	背面勾配	底面幅 (mm)	地盤反力度 (kN/m2)
上り線	1	1085	0. 4	834	-
		1106		842	
	2	1106	0. 4	842	-
		1127		851	

重力式擁壁(2) S=1:50
路肩区間 (NO. 1+16. 990~NO. 5)



寸法表 (路肩区間 NO. 1+16. 990~NO. 5)					
ブロック		H	N1	B	q
		擁壁高 (mm)	背面勾配	底面幅 (mm)	地盤反力度 (kN/m2)
上り線	1	2371	0. 6	1823	-
		2390		1834	
	2	2390	0. 6	1834	-
		2421		1853	
	3	2421	0. 6	1853	-
		2452		1871	
	4	2452	0. 6	1871	-
		2484		1890	
	5	2484	0. 6	1890	-
		2515		1909	
	6	2515	0. 6	1909	-
		2546		1928	
	7	2568	0. 6	1941	-
		1213		1128	

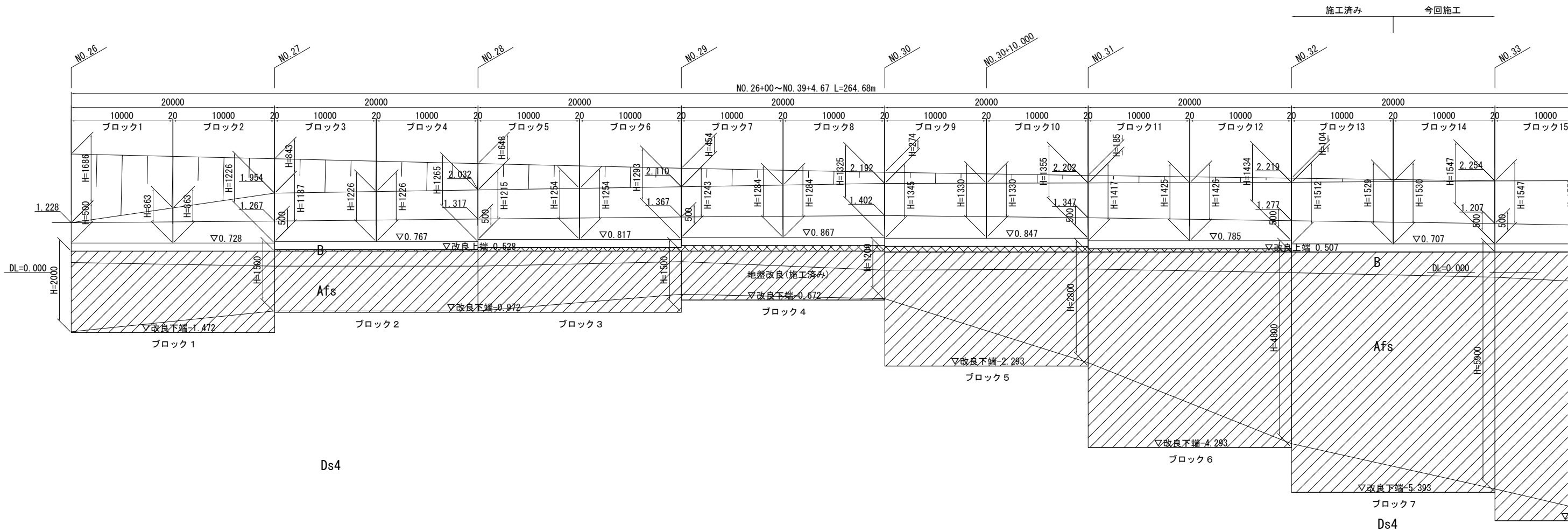
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	重力式擁壁展開図(2)		
縮 尺	1:50	図面番号	103 の 86
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

重力式擁壁展開図(3)

SV=1: 50
SH=1: 200

上り線 NO. 26+0. 00~NO. 39+4. 67



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

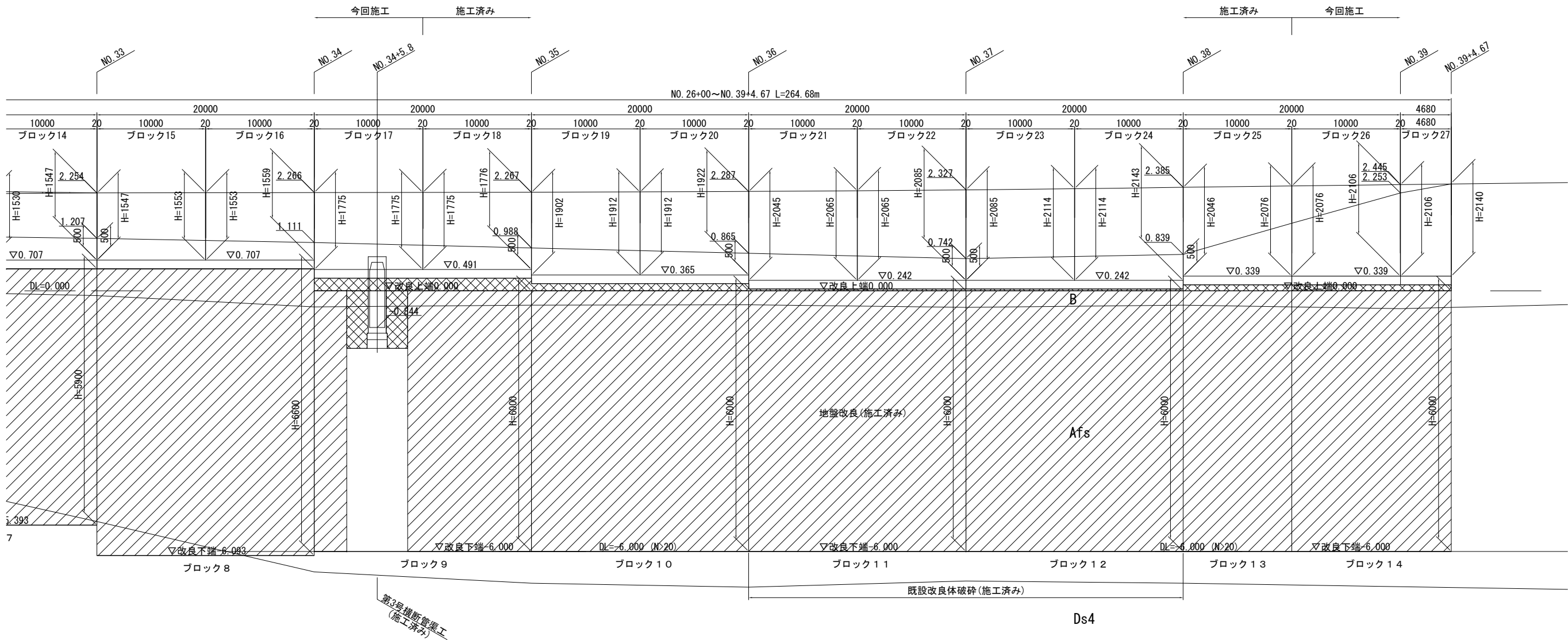
※横断面渠部の地盤改良工は、隣接擁壁部の改良工法と合わせる等検討すること。
※地盤改良の施工基面は、擁壁の必要根入れ深さ(h≧500)から決定しているため、
基面の不陸調整は現地盤高を計測の上、適宜仮盛土を行うなど対応すること。
※地盤改良深さは、地質縦断面図の地層構成に基づき決定しているため、施工時に
地層確認を行い地層構成(Ds4層または、Afs層N値≧20以上)を確認すること。
なお、改良深さを変更する場合には、改良体の再検討を行い、改良体の形状およ
び改良強度を検証すること。
※横断面渠部の地盤改良工は、掘削後先行施工する計画としている。両脇の擁壁
部の地盤改良工は、埋戻した後に施工する計画としているが、施工手順に合わせ
再検討を行い適宜変更すること。

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	重力式擁壁展開図(3)		
縮 尺	SV=1: 50 SH=1: 200	図面番号	103 の 87
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

重力式擁壁展開図(4)

SV=1: 50
SH=1: 200

上り線 NO. 26+0. 00~NO. 39+4. 67



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

※横断面渠部の地盤改良工は、隣接擁壁部の改良工法と合わせる等検討すること。
※地盤改良の施工基面は、擁壁の必要根入れ深さ(h≧500)から決定しているため、
基面の不陸調整は現地盤高を計測の上、適宜仮盛土を行うなど対応すること。
※地盤改良深さは、地質縦断面図の地層構成に基づき決定しているため、施工時に
地層確認を行い地層構成(Ds4層または、Afs層N値≧20以上)を確認すること。
なお、改良深さを変更する場合には、改良体の再検討を行い、改良体の形状およ
び改良強度を検証すること。
※横断面渠部の地盤改良工は、掘削後先行施工する計画としている。両脇の擁壁
部の地盤改良工は、埋戻した後に施工する計画としているが、施工手順に合わせ
再検討を行い適宜変更すること。

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	重力式擁壁展開図(4)		
縮 尺	SV=1: 50 SH=1: 200	図面番号	103 の 88
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

重力式擁壁展開図(5)

S=1:50

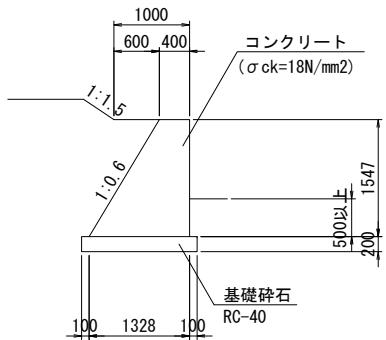
上り線

N0. 40+6. 00~N0. 61+2. 13

重力式擁壁(1)

S=1:50

土羽区間(N0. 32+10. 00~N0. 33)

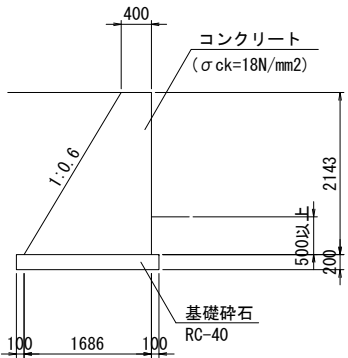


寸法表（土羽区間 NO.26～NO.33）					
ブロック		H	N1	B	q
		擁壁高 (mm)	背面勾配	底面幅 (mm)	地盤反力度 (kN/m2)
上り線	14	1530	0.6	1318	-
		1547		1328	

重力式擁壁(1)

S=1:50

路肩区間(N0. 33~N0. 34+10. 00・N0. 38+10. 00~N0. 39+4. 67)

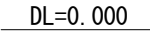


寸法表（路肩区間 NO. 33～NO. 39+4. 67）					
ブロック		H	N1	B	q
		擁壁高 (mm)	背面勾配	底面幅 (mm)	地盤反力度 (kN/m2)
上り線	15	1547	0. 5	1174	－
		1553		1177	
	16	1553	0. 5	1177	－
		1559		1180	
	17	1775	0. 5	1288	－
		1775		1288	
		1775		1288	
	26	2076	0. 5	1438	－
		2016		1408	
	27	2016	0. 5	1408	－
		2140		1470	

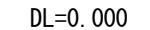
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	重力式擁壁展開図(5)		
縮 尺	1:50	図面番号	103 の 89
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

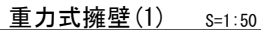
重力式擁壁展開図(6)



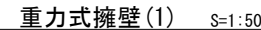
ブロックNo.	設計基準強度 quck (kN/m2)	改良幅 W (m)	改良深さ H (m)	改良延長 L (m)	改良率 %	改良土量 V (m3)
1	600	3.4	2.00	10.00	100	68
2		3.4	2.00	9.92		68
3		3.4	2.00	10.00		68
4		3.4	2.00	4.96		34
小計						238



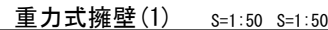
ブロックNo.	設計基準強度 quck (kN/m2)	改良幅 W (m)	改良深さ H (m)	改良延長 L (m)	改良率 %	改良土量 V (m3)
1	600	5.0	2.00	3.10	100	31
2		5.0	2.00	10.00		100
3		5.0	2.00	10.00		100
4		5.0	2.00	10.00		100
小計						331



ブロック		H 擁壁高 (mm)	N1 背面勾配	B 底面幅 (mm)	a 地盤反力度 (kN/m ²)
下り線	1	1909	0.5	1355	-
		1682		1241	



ブロック		H 擁壁高 (mm)	N1 背面勾配	B 底面幅 (mm)	q 地盤反力度 (kN/m ²)
下り線	1	1917	0.5	1359	-
		1927		1364	
	2	1928	0.5	1364	-
		1962		1381	
	3	1962	0.5	1381	-
		1997		1399	
	4	2027	0.5	1414	-
		1246		1023	



ブロック		H	N1	B	q
		擁壁高 (mm)	背面勾配	底面幅 (mm)	地盤反力度 (kN/m ²)
下り線	2	1681	0. 5	1241	-
		1259		1030	
	3	1259	0. 5	1030	-
		758		779	
	4	757	0. 5	779	-
		500		650	

設計条件			
擁壁の高さ		Hmax=2.027m	
盛土材の性質		$\gamma=19\text{ kN/m}^3$, $\phi=30^\circ$, $C=0\text{ kN/m}^2$	
擁壁の重要度		重要度1	
設計水平震度	I 種地盤	kh=0.20(レベル2地震動, II 種地盤)	
滑动摩擦係数		$\mu=0.6$	
安全率		常時	地震時
	転倒に対して	$e \leq B/6$	$e \leq B/3$
	滑动に対して	1.50	1.20
	支持力に対して	3	2
コンクリートの設計基準強度		$\sigma_{ck}=18\text{ N/mm}^2$	
上載荷重		歩道部 $q=3.5\text{ kN/m}^2$ 、車道部 $q=10.0\text{ kN/m}^2$	
・道路土工・擁壁工指針(平成24年7月) 社) 日本道路協会 ・道路構造造物設計マニュアル(案) 土木構造物・擁壁編(平成11年10月) 建設省 ・道路土工構造物技術基準 平成29年3月 社) 日本道路協会			

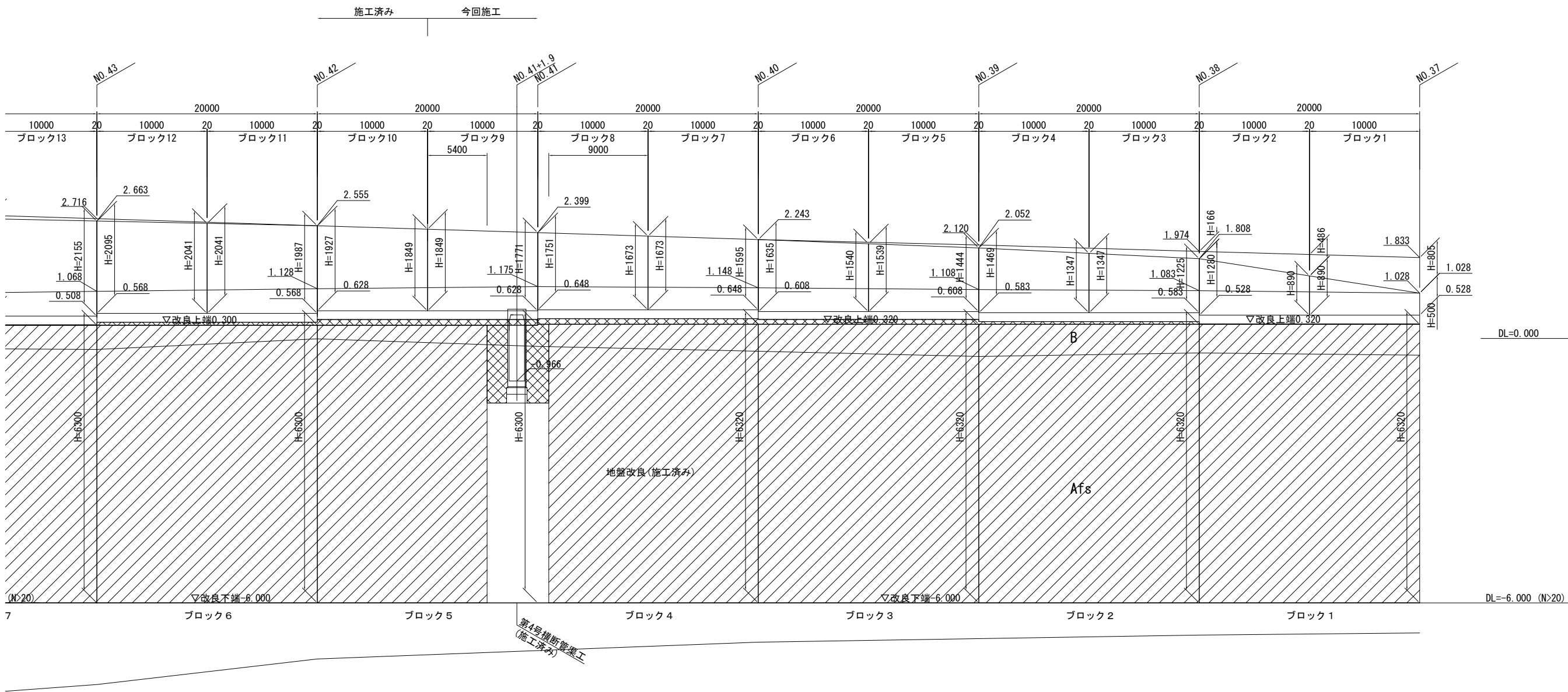
工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	重力式擁壁展開図(6)		
縮 尺	図 示	図面番号	103 の 90
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

重力式擁壁展開図(7)

SV=1: 50
SH=1: 200

下り線 NO. 37+0. 00~NO. 58+16. 14



Ds4

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

※横断面渠部の地盤改良工は、隣接擁壁部の改良工法と合わせる等検討すること。
※地盤改良の施工基面は、擁壁の必要根入れ深さ(h≧500)から決定しているため、
基面の不陸調整は現地盤高を計測の上、適宜仮盛土を行うなど対応すること。
※地盤改良深さは、地質縦断面図の地層構成に基づき決定しているため、施工時に
地層確認を行い地層構成(Ds4層または、Afs層N値≧20以上)を確認すること。
なお、改良深さを変更する場合には、改良体の再検討を行い、改良体の形状および
改良強度を検証すること。
※横断面渠部の地盤改良工は、掘削後先行施工する計画としている。両脇の擁壁
部の地盤改良工は、埋戻した後に施工する計画としているが、施工手順に合わせ
再検討を行い適宜変更すること。

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	重力式擁壁展開図(7)		
縮 尺	SV=1: 50 SH=1: 200	図面番号	103 の 91
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

重力的式擁壁展開図(8)

S=1:50

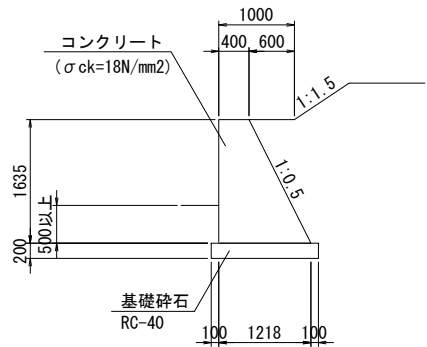
下り線

N0. 37+0. 00~N0. 58+16. 14

重力的式擁壁(1)

S=1:50

土羽区間 (N0. 37~N0. 40)



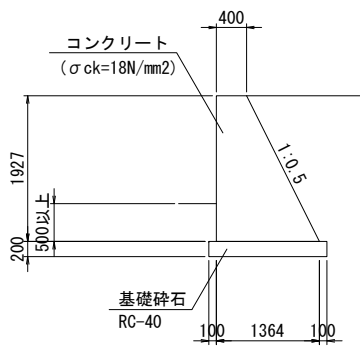
寸法表 (土羽区間 N0. 37~N0. 40)

ブロック		H	N1	B	q
		擁壁高 (mm)	背面勾配	底面幅 (mm)	地盤反力度 (kN/m2)
下り線	2	890	0. 5	845	-
		1280		1040	
	3	1225	0. 5	1013	-
		1347		1074	
	4	1347	0. 5	1074	-
		1469		1135	
	5	1444	0. 5	1122	-
		1539		1170	
	6	1540	0. 5	1170	-
		1635		1218	

重力的式擁壁(1)

S=1:50

路肩区間 (N0. 40~N0. 42)



寸法表 (路肩区間 N0. 40~N0. 42)

ブロック		H	N1	B	q
		擁壁高 (mm)	背面勾配	底面幅 (mm)	地盤反力度 (kN/m2)
下り線	7	1595	0. 5	1198	-
		1673		1237	
	8	1673	0. 5	1237	-
		1751		1276	
	9	1771	0. 5	1286	-
		1849		1325	

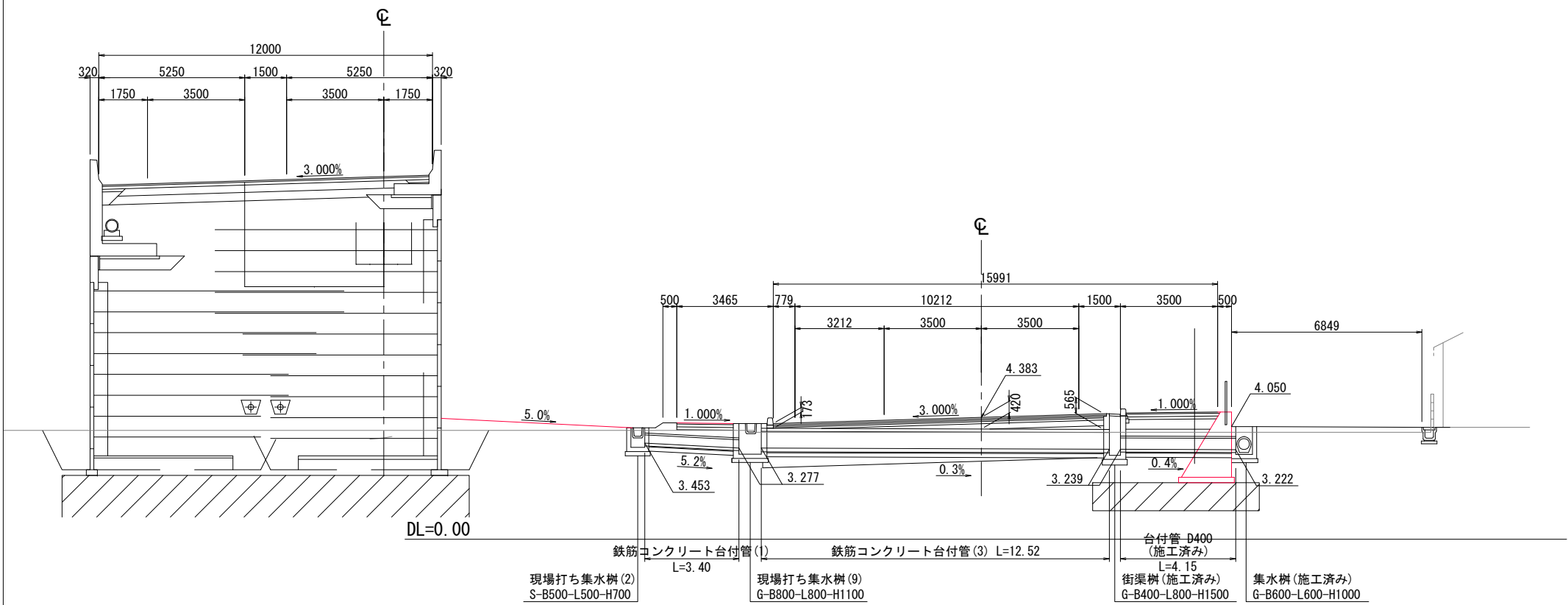
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	重力的式擁壁展開図(8)		
縮 尺	1:50	図面番号	103 の 92
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

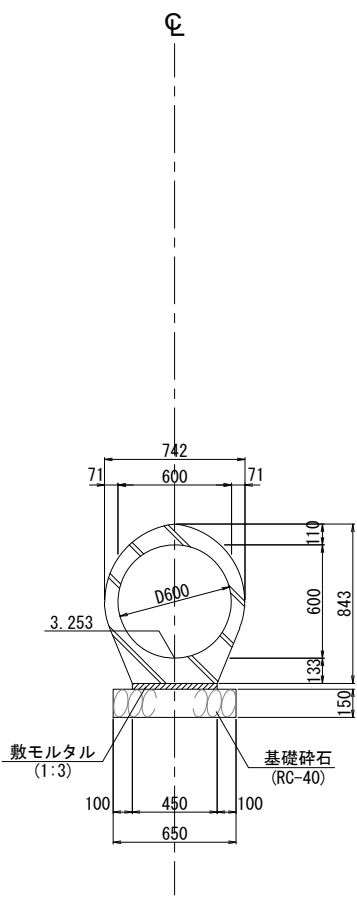
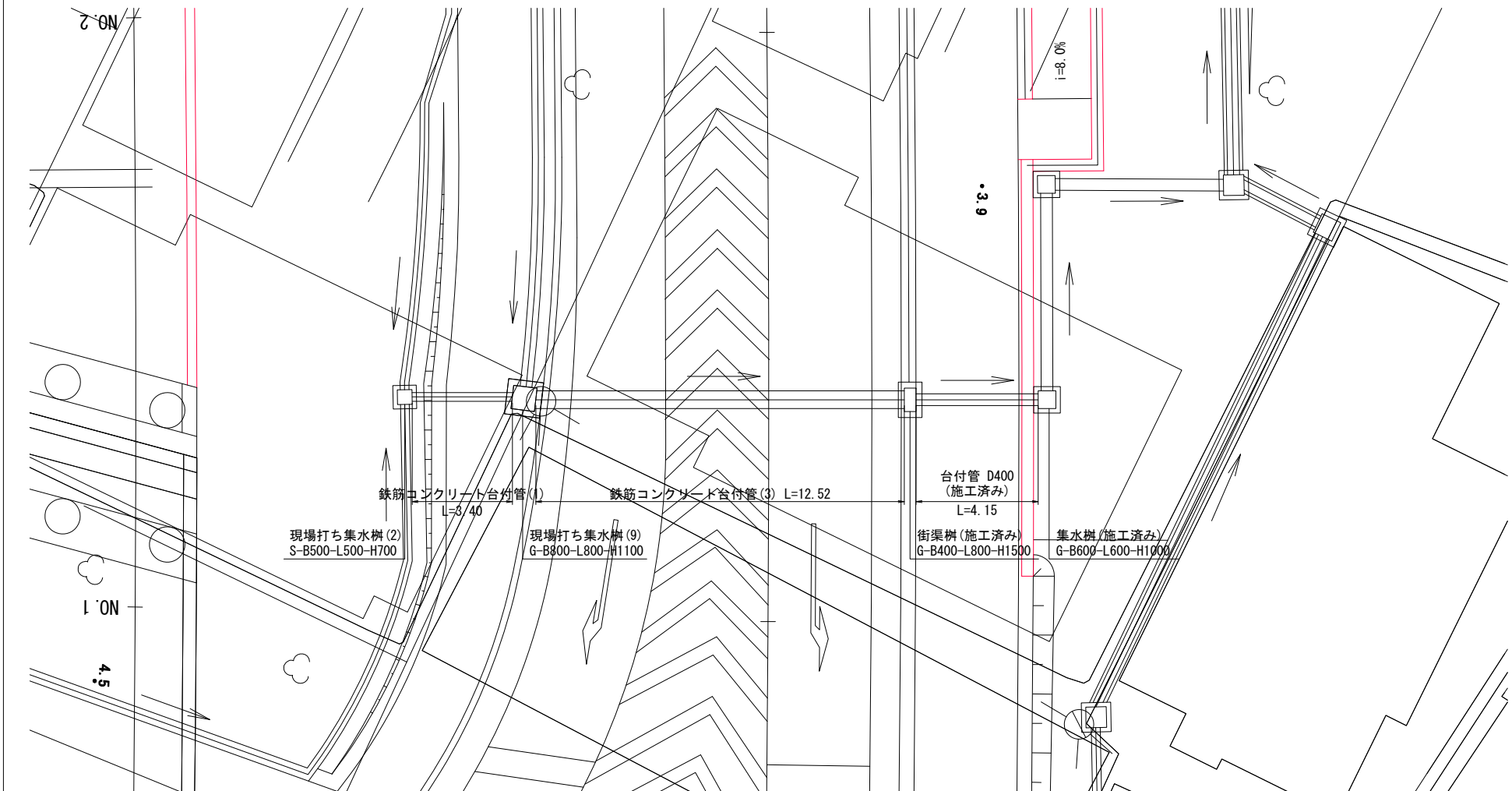
横断管一般図(1)
上り線 (NO. 1+7.03)

縦断面図 S=1:100

標準断面図 S=1:20



平面図 S=1:100

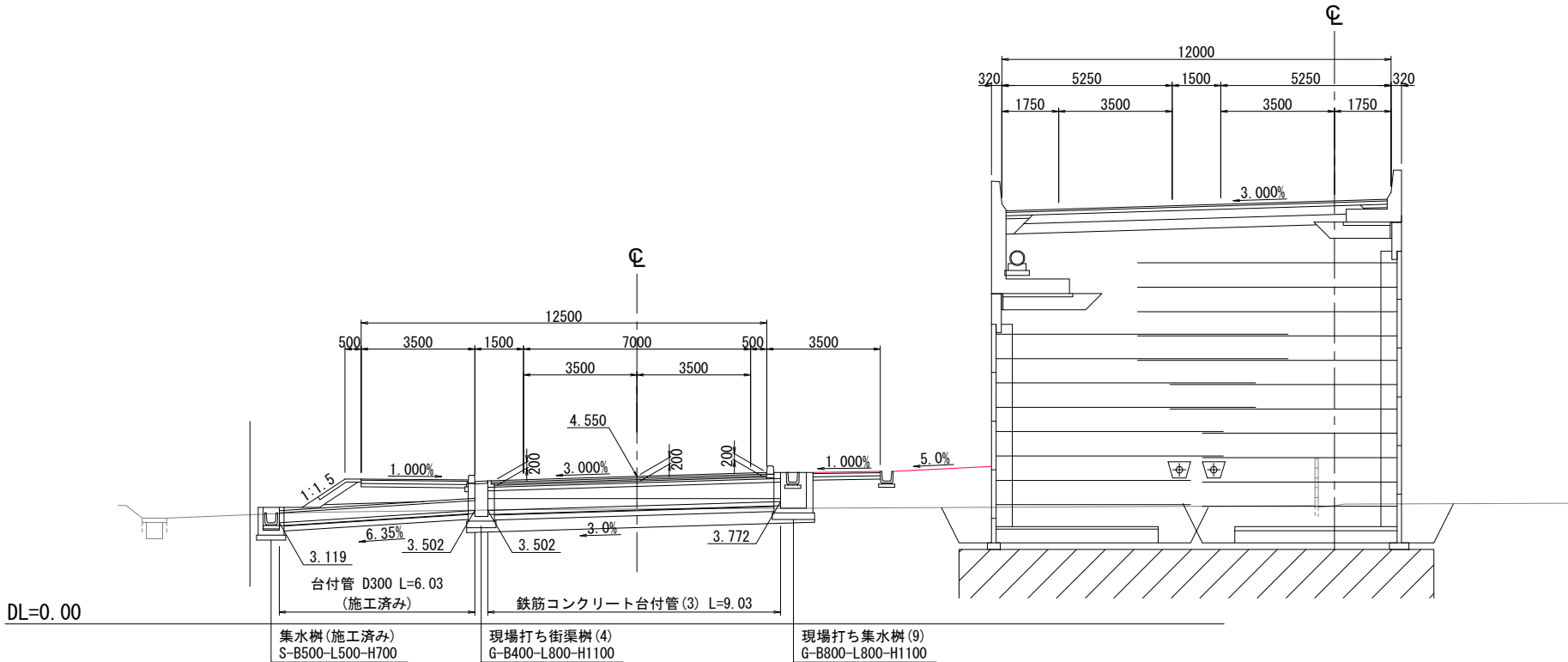


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

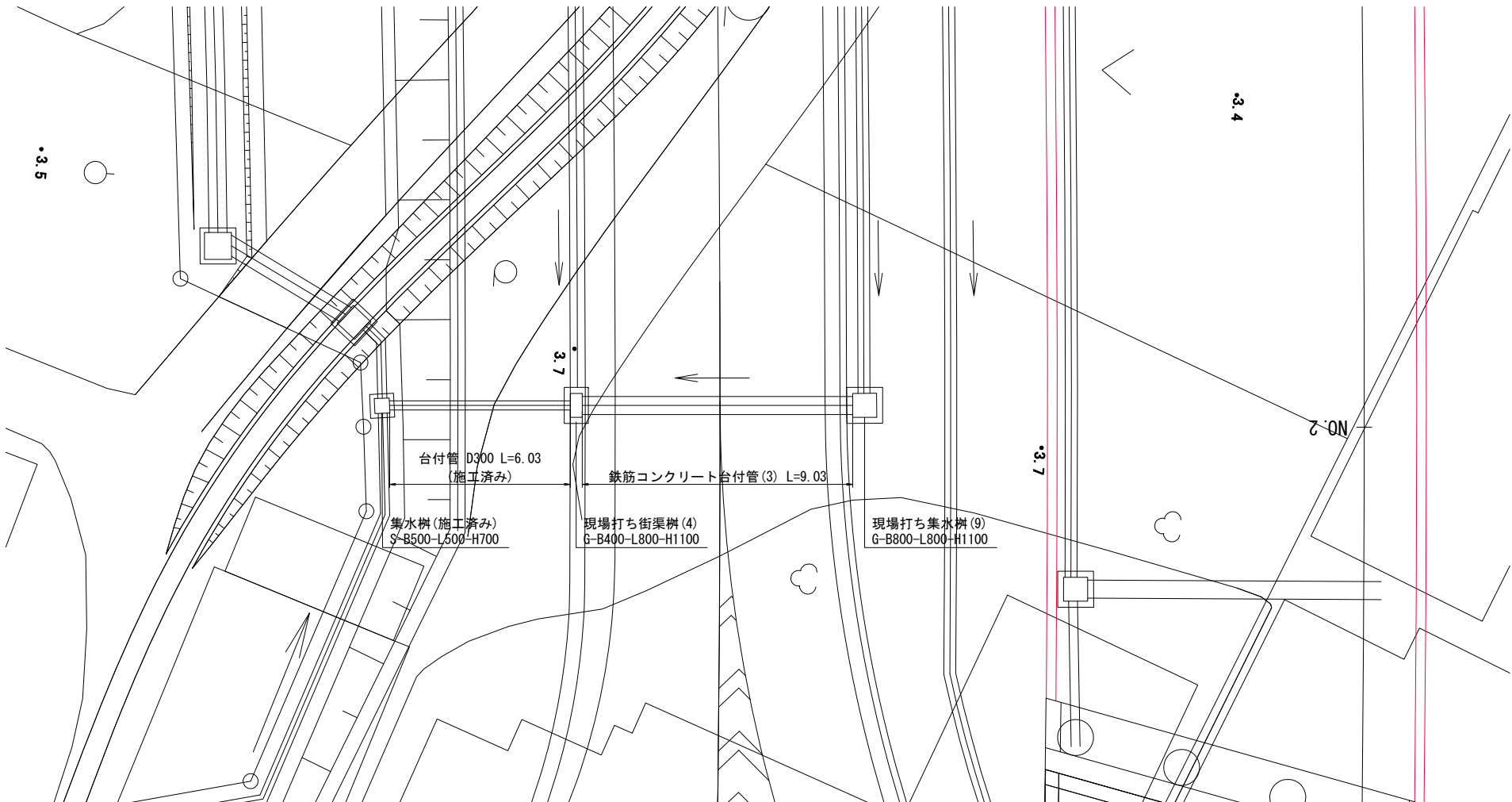
工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断管一般図(1)		
縮 尺	図 示	図面番号	103 の 93
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断管一般図(2)
下り線(N0. 2+0. 73)

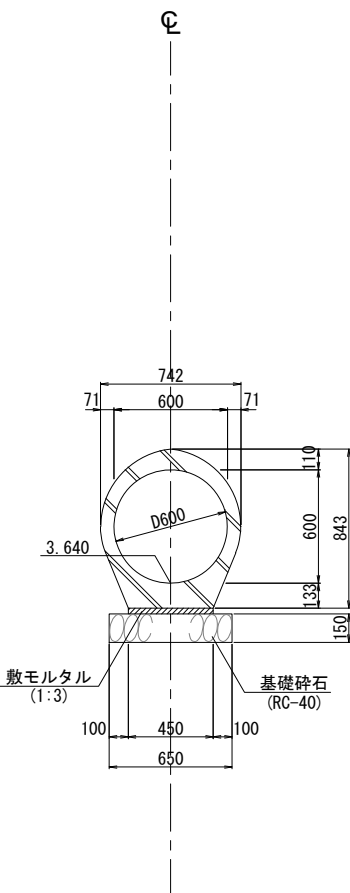
縦断面図 S=1:100



平面図 S=1:100



標準断面図 S=1:20



DL=2.00

DL=0.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

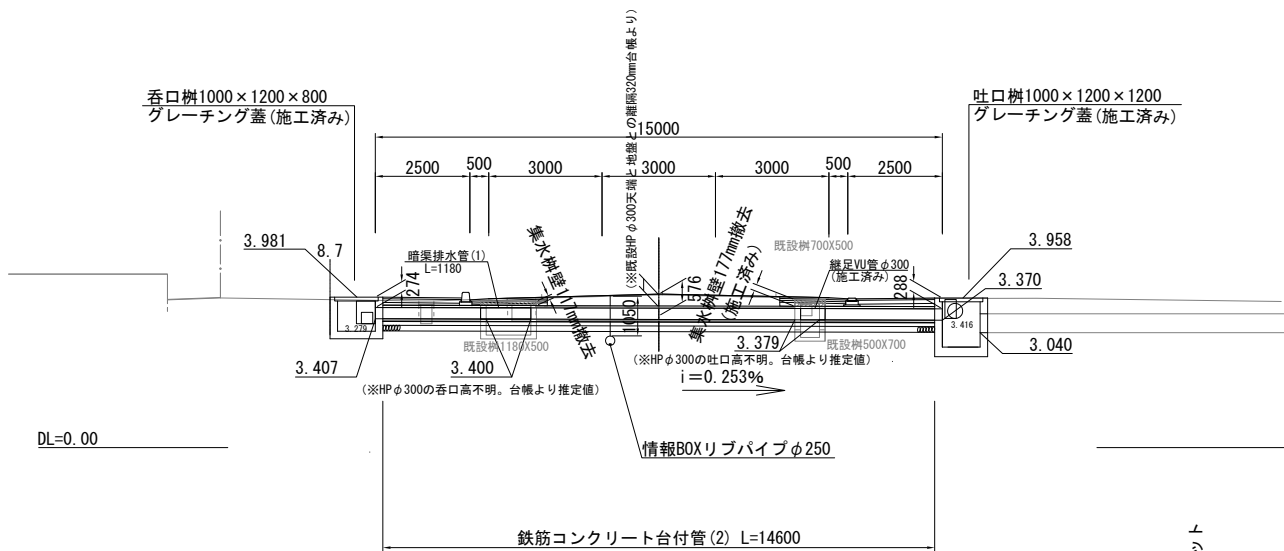
工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	横断管一般図(2)		
縮 尺	図 示	図面番号	103 の 94
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

第1号横断管渠工一般図

国道51号 NO. -4-17.800

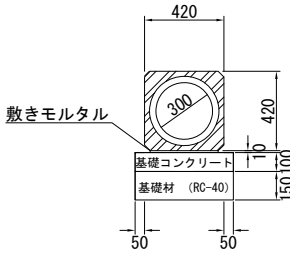
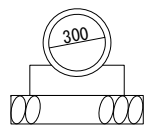
断面図 S=1:20

側面図 S=1:100



現況HPφ300

鉄筋コンクリート台付管(2)



寸法表

呼び名	記号	D	B	W	摘要
鉄筋コンクリート台付管		300	420	520	

材料表

(10m当たり)

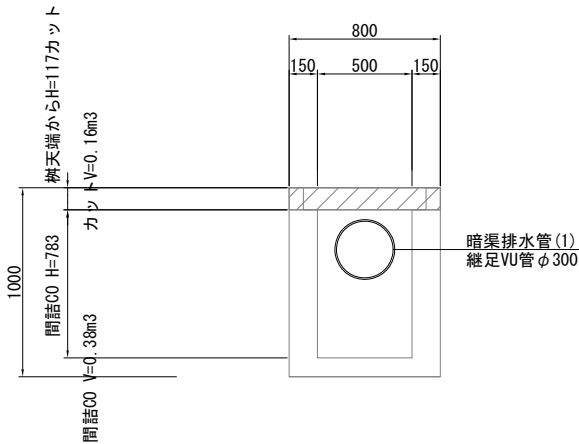
種別	形状規格	単位	数量	摘要
鉄筋コンクリート台付管	D300 L=2400	m	10.0	
モルタル	1:3	m3	0.036	
コンクリート	$\sigma_{ck}=18N/mm^2$	m3	0.520	
基礎材	RC-40 t=150	m2	5.20	

既設集水桝削孔及び間詰めC0詳細図

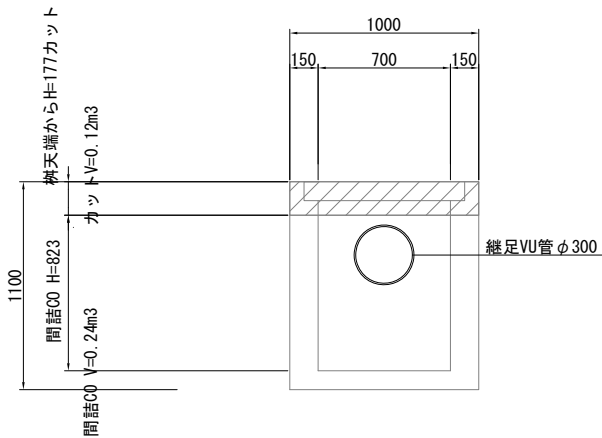
S=1:200

※コンクリート設置搬・処分は別途施工

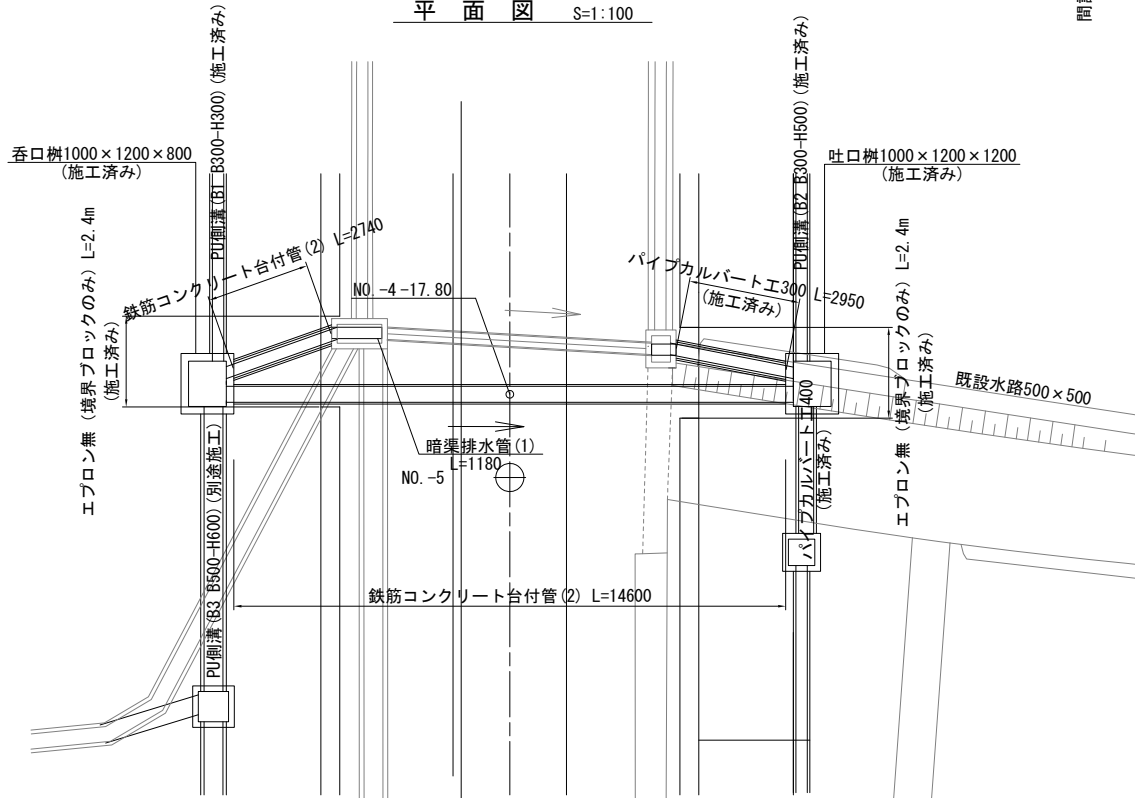
上流側既設集水既設桝1180X500



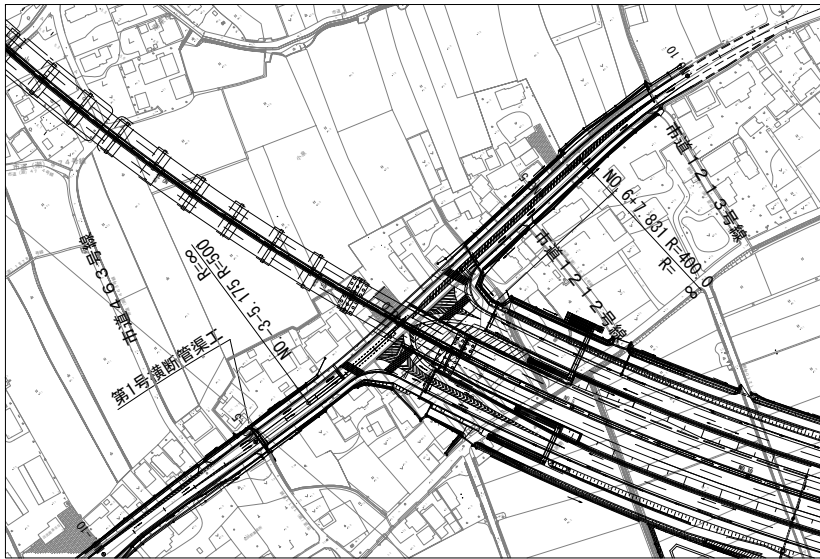
下流側既設集水既設桝500X700
(施工済み)



平面図 S=1:100



位置図 S=1:2000

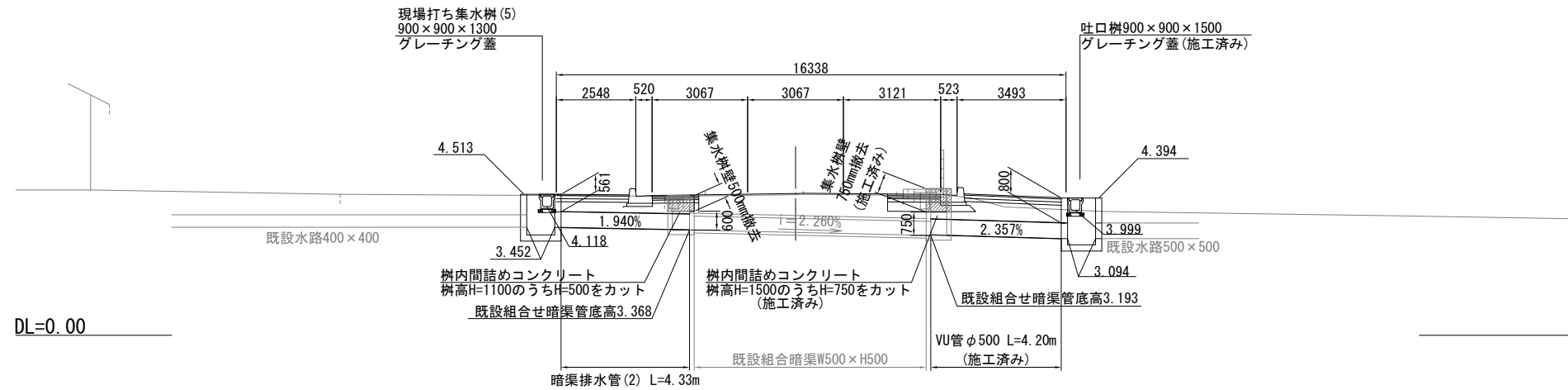


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図面名	第1号横断管渠工一般図		
縮尺	図示	図面番号	103の95
年月日	令和8年2月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

第2号横断管渠工一般図

側 面 図 S=1:100



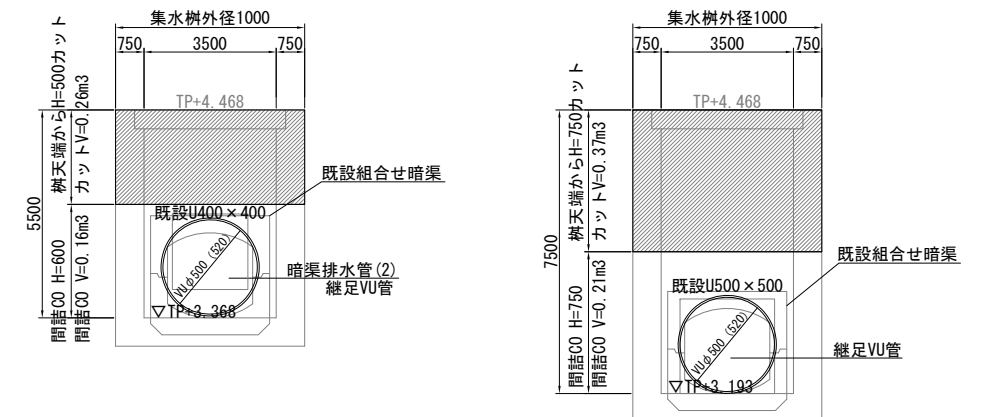
既設集水桝700×500削孔及び間詰めC0詳細図

S=1 : 200

※コンクリート殻運搬・処分は別途施工

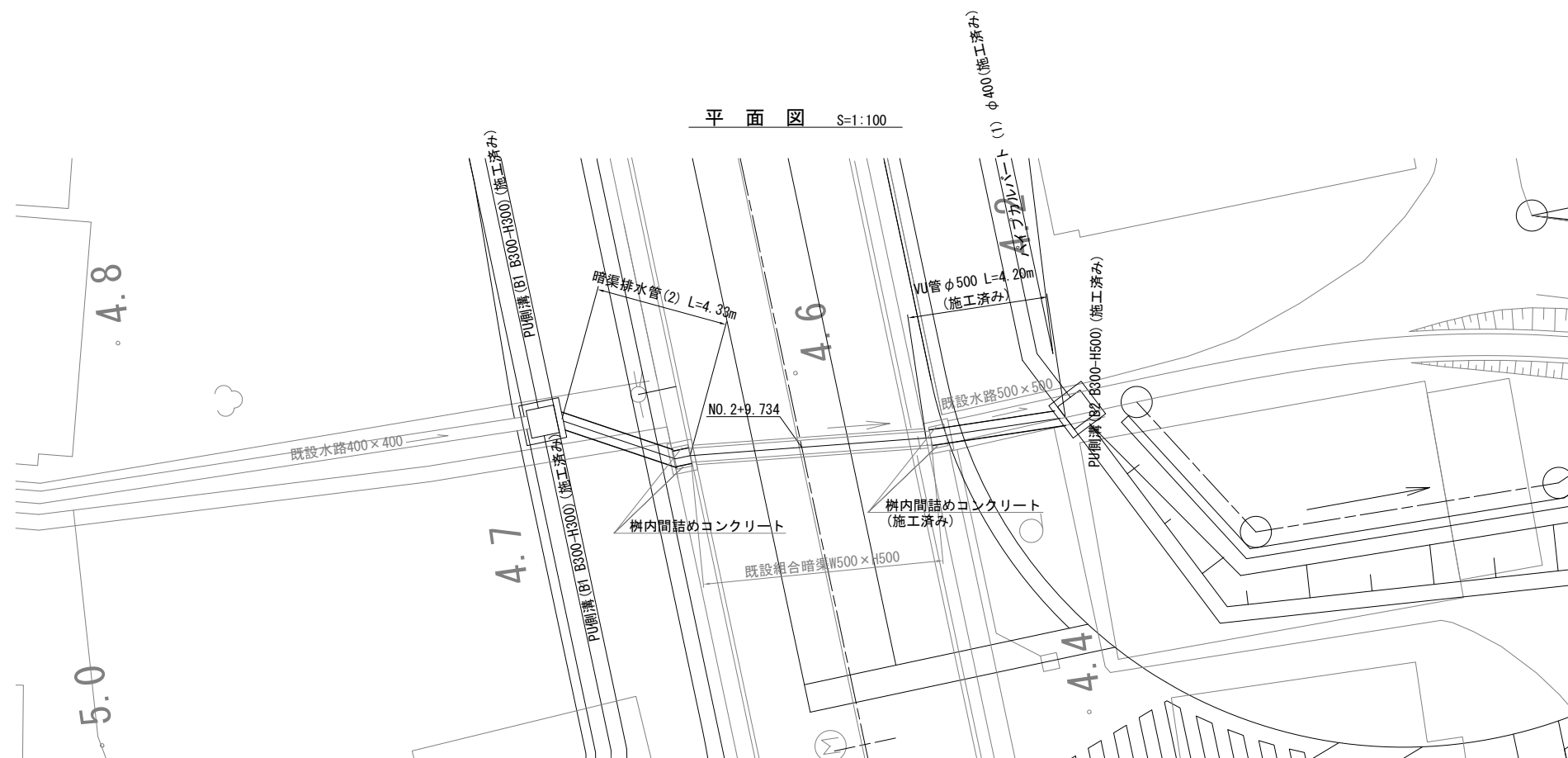
上流側既設集水柵700×500

下流側既設集水桝700×500
(施工済み)



位置図 S=1:2000

平面图 S=1:100

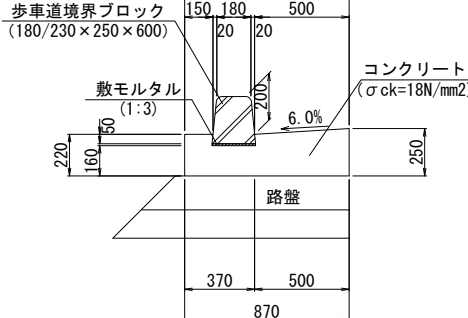


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

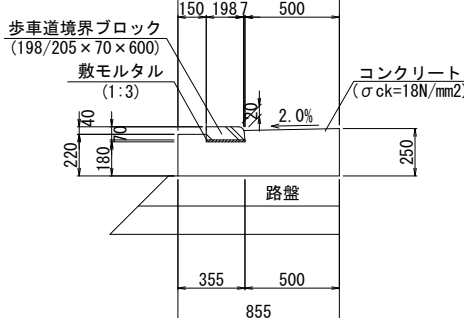
工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	第2号横断管渠工一般図		
縮 尺	図 示	図面番号	103 の 96
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1 : 20

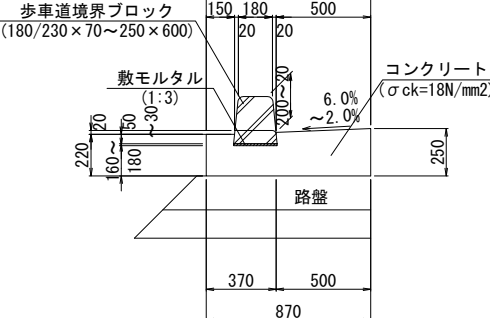
(A)



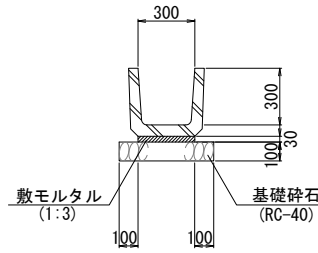
(B)



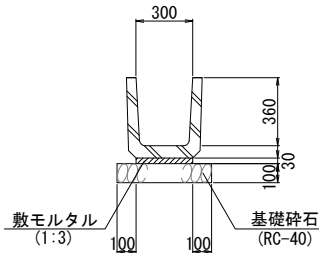
(C)



PU1-B300-H300



PU1-B300-H360



10m当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
歩車道境界ブロック	180/230×250×600	m	10.0	
敷モルタル	1:3	式	1.0	
コンクリート	σ ck=18N/mm2	m3	1.857	
型 枠		式	1.0	

10m当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
歩車道境界ブロック	198/205×70×600	m	10.0	
敷モルタル	1:3	式	1.0	
コンクリート	$\sigma_{ck}=18N/mm^2$	m ³	1.924	
型 枠		式	1.0	

10m当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
歩車道境界ブロック	180/230×70~250×600	m	10.0	
敷モルタル	1:3	式	1.0	
コンクリート	$\sigma_{ck}=18N/mm^2$	m ³	1.904	
型 枠		式	1.0	

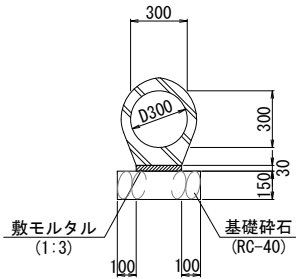
10m当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
プレキャストU型側溝	PU1-300-300	m	10.0	
敷モルタル	1:3	式	1.0	
基礎砕石	RC-40 t=100	式	1.0	

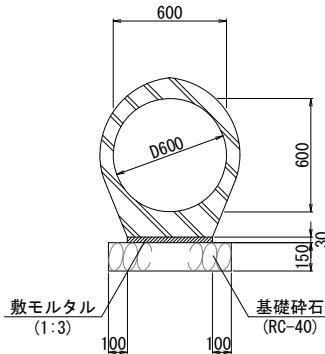
10m当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
プレキャストTII型側溝	PU1-300-360	m	10.0	
敷モルタル	1:3	式	1.0	
基礎碎石	RC-40 t=100	式	1.0	

D300



D600



10m当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
鉄筋コンクリート台付管	D300 L=2000	m	10.0	
敷モルタル	1:3	式	1.0	
基礎砕石	RC-40 t=150	式	1.0	

10m当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
鉄筋コンクリート台付管	D600 L=2500	m	10.0	
敷モルタル	1:3	式	1.0	
基礎砕石	RC-40 t=150	式	1.0	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

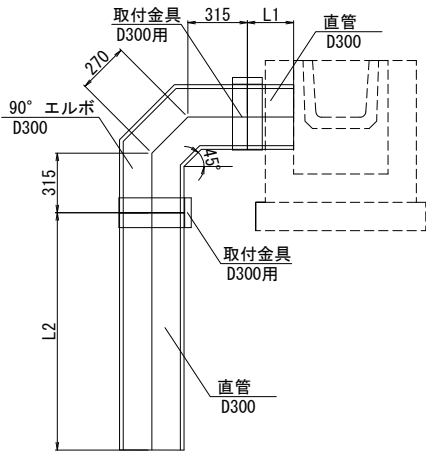
工 事 名	R7東関東延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	小構造物詳細図(1)		
縮 尺	1:20	図面番号	103 の 97
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

小構造物詳細図(2)

S=1:20

函渠接続管(1)～(8)

高密度ポリエチレン管D300



函渠接続管 寸法表

名 称	寸 法 表 (単位mm)			摘 要
	L1	L2	L1+L2	
(B)	—	1490	1490	函渠接続管(1)
(C)	340	1510	1850	函渠接続管(2)
(D)	140	1260	1400	函渠接続管(3)
(E)	—	1220	1220	函渠接続管(4)
(F)	200	1050	1250	函渠接続管(5)
(I)	—	260	260	函渠接続管(6)
(J)	200	590	790	函渠接続管(7)
(Q)	990	50	1040	函渠接続管(8)

材 料 表

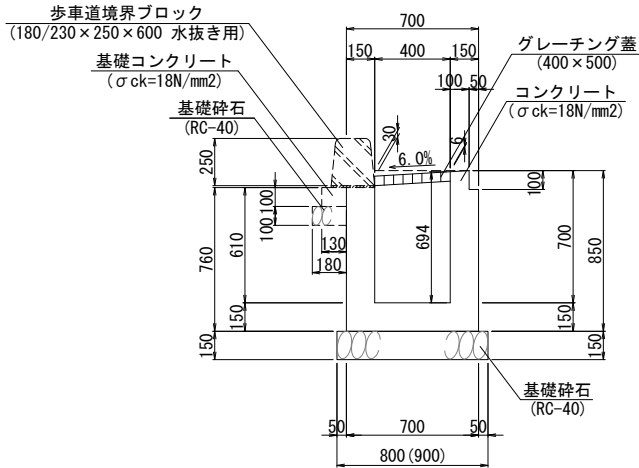
1箇所当たり

名 称	高密度ポリエチレン管			摘 要
	直 管	90° エルボ	取付金具	
	D300	D300	D300用	
	m	個	個	
(B)	1.49	1.00	1.00	函渠接続管(1)
(C)	1.85	1.00	2.00	函渠接続管(2)
(D)	1.40	1.00	2.00	函渠接続管(3)
(E)	1.22	1.00	1.00	函渠接続管(4)
(F)	1.25	1.00	2.00	函渠接続管(5)
(I)	0.26	1.00	1.00	函渠接続管(6)
(J)	0.79	1.00	2.00	函渠接続管(7)
(Q)	1.04	1.00	2.00	函渠接続管(8)

現場打ち街渠柵(1)

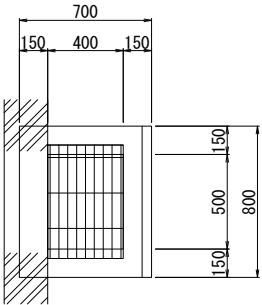
G-B400-L500-H700

断面図



※歩車道境界ブロックは歩車道境界ブロック(4)にて計上

平面図



材 料 表

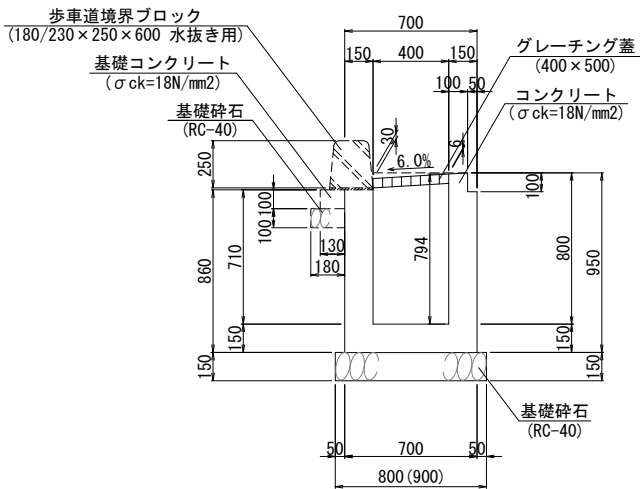
1箇所当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
グレーチング蓋	400×500	枚	1.00	T25 110° 開閉
コンクリート	σ ck=18N/mm2	m3	0.321	
型 枠		式	1.00	
基礎碎石	RC-40 t=150	式	1.00	

現場打ち街渠柵(2)

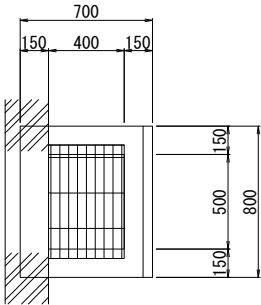
G-B400-L500-H800

断面図



※歩車道境界ブロックは歩車道境界ブロック(4)にて計上

平面図



材 料 表

1箇所当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
グレーチング蓋	400×500	枚	1.00	T25 110° 開閉
コンクリート	σ ck=18N/mm2	m3	0.357	
型 枠		式	1.00	
基礎碎石	RC-40 t=150	式	1.00	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	小構造物詳細図(2)		
縮 尺	1:20	図面番号	103 の 98
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

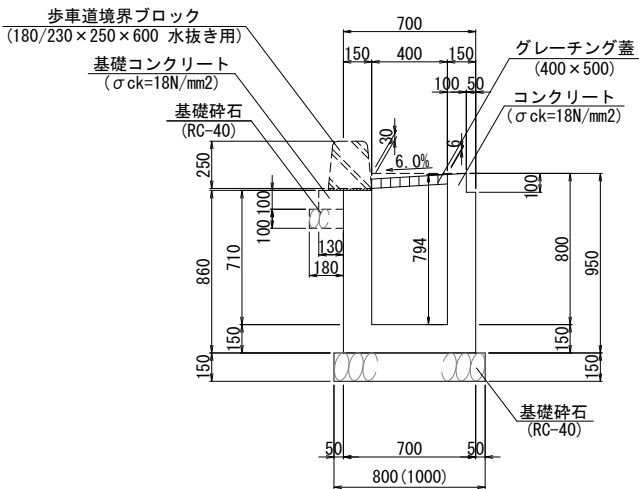
小構造物詳細図(3)

S=1:20

現場打ち街渠柵(3)

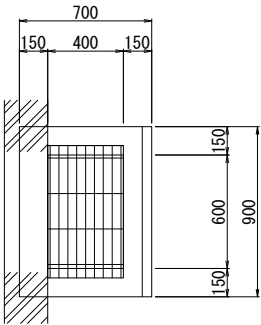
G-B400-L600-H800

断面図



※歩車道境界ブロックは歩車道境界ブロック(4)にて計上

平面図

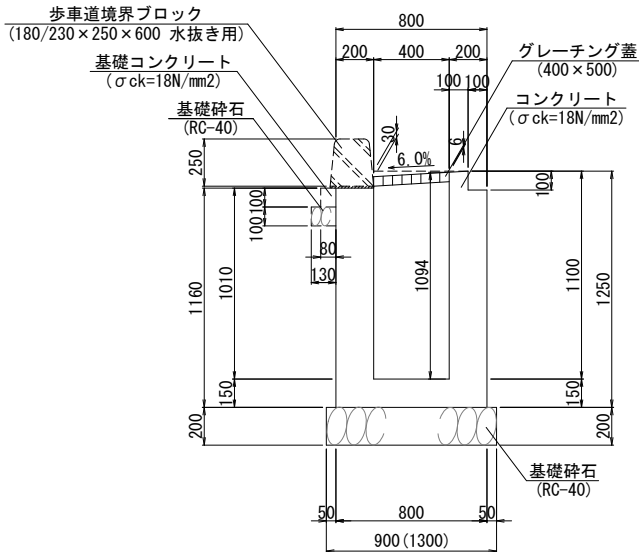


材 料 表		1箇所当り			
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要	
グレーチング蓋	400×600	枚	1.00	T25 110° 開閉	
コンクリート	σck=18N/mm²	m³	0.366		
型 枠		式	1.00		
基礎砕石	RC-40 t=150	式	1.00		

現場打ち街渠柵(4)

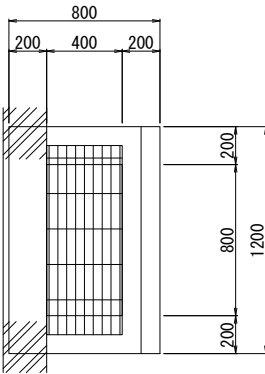
G-B400-L800-H1100

断面図



※歩車道境界ブロックは歩車道境界ブロック(4)にて計上

平面図



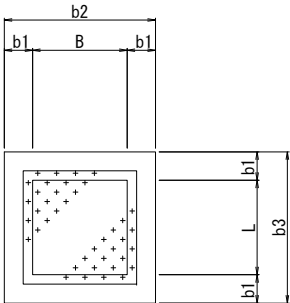
材 料 表		1箇所当り			
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要	
グレーチング蓋	400×800	枚	1.00	T25 110° 開閉	
コンクリート	σck=18N/mm²	m³	0.814		
型 枠		式	1.00		
基礎砕石	RC-40 t=150	式	1.00		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	小構造物詳細図(3)		
縮 尺	1:20	図面番号	103 の 99
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

小構造物詳細図(4)

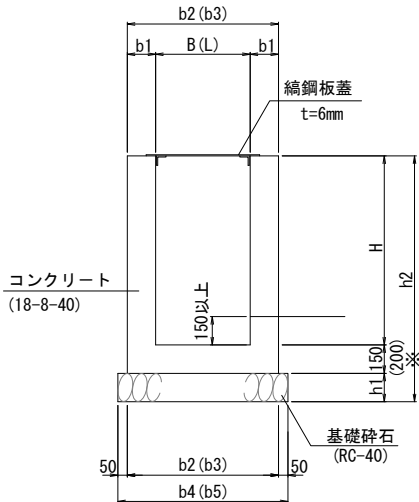
現場打ち集水枡(1)・(2)・(4)・(6)～(8)
(縞鋼板蓋)



現場打ち集水枡(1)・(2)・(4)・(6)～(8) 寸法表

名 称	規 格	寸 法 表										摘 要
		B	L	H	b1	b2	b3	b4	b5	h1	h2	
現場打ち集水枡(1)	S-B500-L500-H600	500	500	600	150	800	800	900	900	150	900	
現場打ち集水枡(2)	S-B500-L500-H700	500	500	700	150	800	800	900	900	150	1000	
現場打ち集水枡(4)	S-B500-L500-H1000	500	500	1000	150	800	800	900	900	150	1300	
現場打ち集水枡(6)	S-B500-L500-H1200	500	500	1200	200	900	900	1000	1000	200	1550	
現場打ち集水枡(7)	S-B600-L600-H500	600	600	500	150	900	900	1000	1000	150	800	
現場打ち集水枡(8)	S-B600-L600-H700	600	600	700	150	900	900	1000	1000	150	1000	

※縞鋼板蓋500×500の材料単価については見込んでいない。



※有筋構造のみ底版厚は200mm

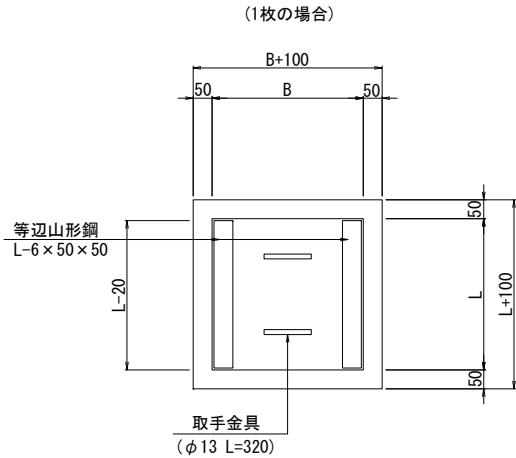
現場打ち集水枡(1)・(2)・(4)・(6)～(8) 材料表

名 称	規 格	基礎砕石 (RC-40)		型 枠	コンクリート	縞鋼板蓋	足掛金具	摘 要
		t=150mm	t=200mm		$\sigma_{ck}=18N/mm^2$	t=6mm	D19 L=800	
		m2	m2		m3	枚	個	
現場打ち集水枡(1)	S-B500-L500-H600	0.81	-	1.00	0.330	1.00	-	
現場打ち集水枡(2)	S-B500-L500-H700	0.81	-	1.00	0.369	1.00	-	
現場打ち集水枡(4)	S-B500-L500-H1000	0.81	-	1.00	0.486	1.00	2.00	
現場打ち集水枡(6)	S-B500-L500-H1200	-	1.00	1.00	0.794	1.00	2.00	
現場打ち集水枡(7)	S-B600-L600-H500	1.00	-	1.00	0.347	1.00	-	
現場打ち集水枡(8)	S-B600-L600-H700	1.00	-	1.00	0.437	1.00	-	

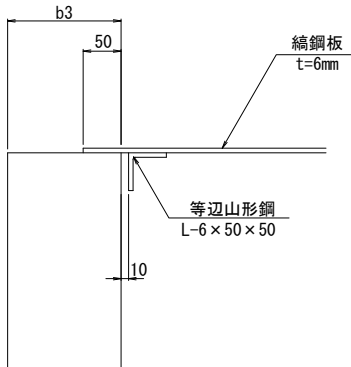
※縞鋼板蓋500×500の材料単価については見込んでいない。

1箇所当たり

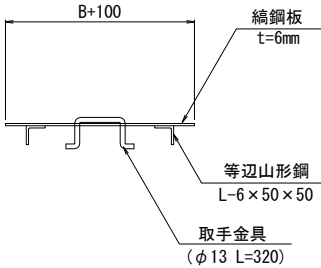
縞鋼板蓋詳細図 S=1:10



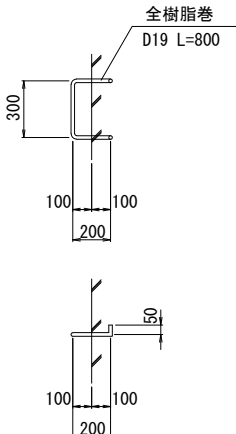
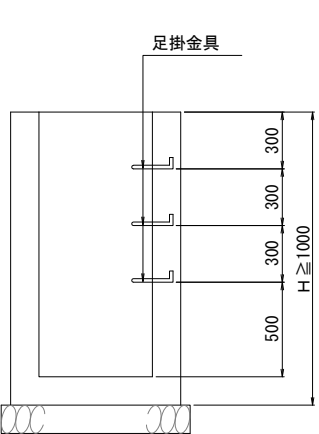
縞鋼板蓋加工図 S=1:5



取付金具詳細図 S=1:10



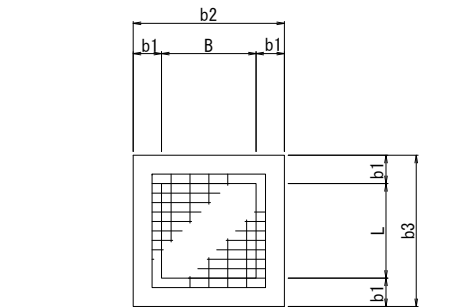
足掛金具詳細図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

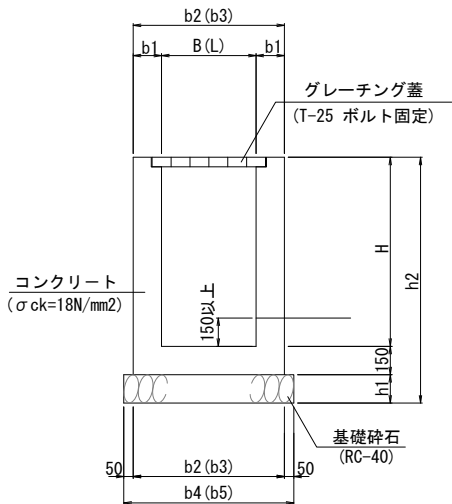
工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	小構造物詳細図(4)		
縮 尺	図 示	図面番号	103 の 100
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

現場打ち集水樹 (3)・(5)・(9) S=1:20
(鋼製蓋)



現場打ち集水樹 (3)・(5)・(9) 寸法表

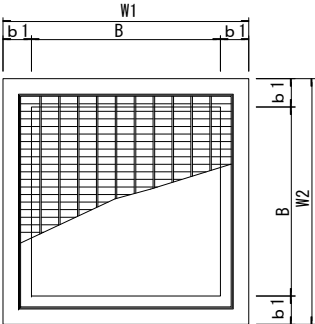
名 称	規 格	寸 法 表 (単位 mm)										摘 要
		B	L	H	b1	b2	b3	b4	b5	h1	h2	
現場打ち集水樹 (3)	G-B500-L500-H700	500	500	700	150	800	800	900	900	150	1000	
現場打ち集水樹 (5)	G-B500-L500-H1000	500	500	1000	150	800	800	900	900	150	1300	
現場打ち集水樹 (9)	G-B800-L800-H1100	800	800	1100	200	1200	1200	1300	1300	200	1400	



現場打ち集水樹 (3)・(5)・(9) 材料表

名 称	規 格	基礎砕石 (RC-40)		型 枠	コンクリート		グレーチング蓋		足掛金具		摘 要
		t=150mm	t=200mm		σ ck=18N/mm2	500×500用	800×800用	D19 L=800			
		m2	m2		m3	枚	枚	個			
現場打ち集水樹 (3)	G-B500-L500-H700	0.81	—	1.00	0.369	1.00	—	—	—	—	
現場打ち集水樹 (5)	G-B500-L500-H1000	0.81	—	1.00	0.486	1.00	—	2.00	—	—	
現場打ち集水樹 (9)	G-B800-L800-H1100	—	1.69	1.00	1.096	—	1.00	2.00	—	—	

現場打ち集水樹 (10) S=1:10
51号BP (鋼製蓋)

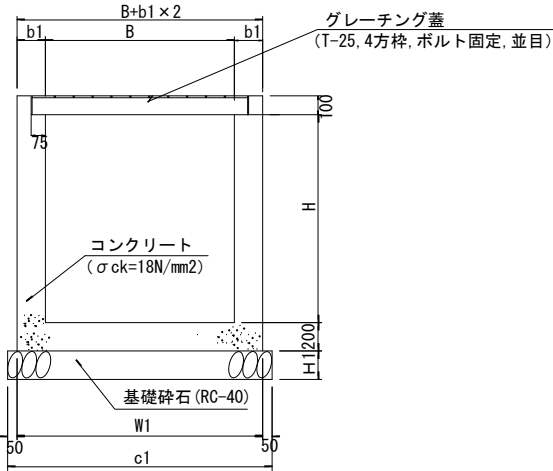


現場打ち集水樹 (10) 寸法表

名 称	規 格	寸 法 表 (単位 mm)									摘 要
		B1	B2	H	W1	W2	W3	b1	c1	H1	
現場打ち集水樹 (10)	G-B900-L900-H1300	900	900	1300	1300	1300	—	200	1400	200	T-25

現場打ち集水樹 (10) 材料表

名 称	規 格	基礎砕石 (RC-40)		型 枠	コンクリート		グレーチング蓋		足掛金具		摘 要
		t=200mm			σ ck=18N/mm2	900×900用	D19 L=800				
		m2			m3	枚	個				
現場打ち集水樹 (10)	G-B900-L900-H1300	1.96		1.00	1.349	1.00	3.00				



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

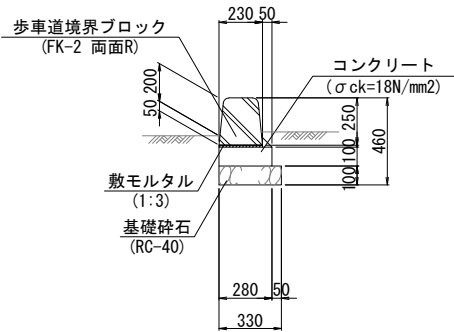
工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	小構造物詳細図 (5)		
縮 尺	図 示	図面番号	103 の 101
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

小構造物詳細図(6)

S=1:20

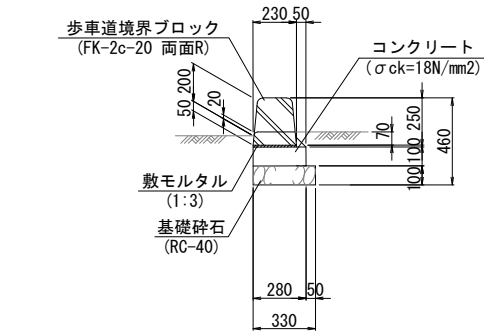
歩車道境界ブロック (1)

FK-2 両面R



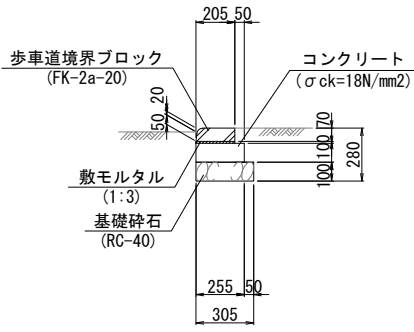
歩車道境界ブロック (2)

FK-2c-20 両面R



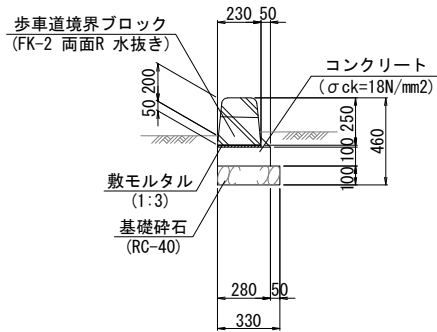
歩車道境界ブロック (3)

FK-2a-20



歩車道境界ブロック (4)

FK-2 両面R 水抜き

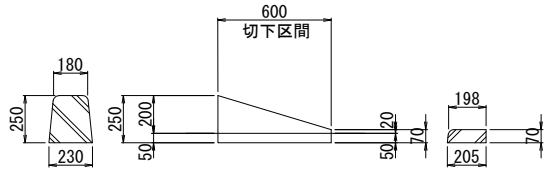


材 料 表					10m当り
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要	
歩車道境界ブロック	FK-2 両面R	m	10.00		
基礎碎石	RC-40 t=100	m2	3.30		
敷モルタル	1:3	式	1.00		
コンクリート	σck=18N/mm2	m3	0.28		
型 枠		式	1.00		

材 料 表					10m当り
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要	
歩車道境界ブロック	FK-2c-20 両面R	m	10.00		
基礎碎石	RC-40, t=100	m2	3.30		
敷モルタル	1:3	式	1.00		
コンクリート	σck=18N/mm2	m3	0.28		
型 枠		式	1.00		

材 料 表					10m当り
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要	
歩車道境界ブロック	FK-2a-20	m	10.00		
基礎碎石	RC-40, t=100	m2	3.05		
敷モルタル	1:3	式	1.00		
コンクリート	σck=18N/mm2	m3	0.26		
型 枠		式	1.00		

材 料 表					10m当り
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要	
歩車道境界ブロック	FK-2 両面R 水抜き	m	10.00	街渠樹部	
基礎碎石	RC-40, t=100	m2	3.30		
敷モルタル	1:3	式	1.00		
コンクリート	σck=18N/mm2	m3	0.28		
型 枠		式	1.00		



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	小構造物詳細図(6)		
縮 尺	1:20	図面番号	103 の 102
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

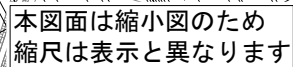
数量総括表

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考欄
舗装					式	1	
	道路土工				式	1	
		路体盛土工			式	1	
			路体(築堤)盛土(1)	2.5m未満	m3	200	
			路体(築堤)盛土(2)	2.5m以上4.0m未満	m3	640	
			路体(築堤)盛土(3)	4.0m以上	m3	3,100	
			土砂等運搬 (場内運搬)	土砂(岩塊・玉石混り土含む) 積込含む	m3	30,690	
		路床盛土工			式	1	
			路床盛土(1)	2.5m未満	m3	70	
			路床盛土(2)	2.5m以上4.0m未満	m3	850	
		路床盛土工(10T)			式	1	
			路床盛土(10T)	4.0m以上	m3	23,200	
		法面整形工			式	1	
			法面整形(切土部)	現場制約無 け質土、砂及び砂質土、 粘性土	m2	40	
			法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2	5,700	
	法面工				式	1	
		植生工			式	1	
			種子散布	肥料無し 1000m2以上	m2	4,070	
			植生基材吹付	3cm 植生基材吹付工 100m2未満	m2	40	
	舗装工				式	1	
		アスファルト舗装工(1) 側道			式	1	
			上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 250mm	m2	9,170	
			表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	8,760	
		アスファルト舗装工(2) 5t号BP			式	1	
			下層路盤(歩道部) 【夜間】	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	m2	6	
			上層路盤(歩道部)(1) 【夜間】	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 73mm	m2	6	
			上層路盤(歩道部)(2) 【夜間】	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 77mm	m2	10	
			上層路盤(車道・路肩部)(3) 【夜間】	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 80mm	m2	10	
			基層(車道・路肩部) 【夜間】	改質As 粗粒Ⅱ型 舗装厚 50mm 1.4m未満	m2	10	
			表層(車道・路肩部) 【夜間】	改質As 密粒Ⅱ型 舗装厚 50mm 1.4m未満	m2	10	
		アスファルト舗装工(3) 取付道路			式	1	
			上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 250mm	m2	1,550	
			表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	1,550	
		透水性舗装工			式	1	
			フィルター層	仕上り厚 100mm	m2	617	
			下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100mm	m2	617	
			表層	2.4m以上 舗装厚 40mm	m2	617	
	擁壁工				式	1	
		場所打擁壁工 (構造物単位)			式	1	
			小型擁壁	0.6m以上0.8m未満	m3	4	
			重力式擁壁(1)	1mを超え2m未満	m3	256	
			重力式擁壁(2)	2m以上5m以下	m3	173	
	排水構造物工				式	1	
		作業土工			式	1	
			床掘り(1)	土砂 小規模	式	1	
			床掘り(2) 【夜間】1号横断管渠	土砂 小規模	式	1	
			埋戻し(1)	土砂 小規模	式	1	
			埋戻し(2) 【夜間】1号横断管渠	土砂 小規模	式	1	
		側溝工			式	1	
			L形側溝(1)	A FK-2 両面R 標準部	m	81	
			L形側溝(2)	B FK-2a-20 切下げ部	m	39	
			L形側溝(3)	C FK-2c-20 両面R すり付け部	m	9	
			プレキャストU型側溝(1)	PU 300×300	m	2,295	
			プレキャストU型側溝(2)	PU 300×360	m	233	

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考欄
		管渠工			式	1	
			暗渠排水管(1) 【夜間】1号横断管渠	φ300	m	1	
			暗渠排水管(2) 【夜間】2号横断管渠	φ500	m	4	
			鉄筋コンクリート台付管(1)	φ300 L=2000	m	50	
			鉄筋コンクリート台付管(2) 【夜間】1号横断管渠	φ300 L=2400	m	17	
			鉄筋コンクリート台付管(3)	φ600 L=2500	m	21	
		集水樹・マンホール工			式	1	
			現場打ち街渠樹(1)	G-400×500×700 T-25(並目) 110° 開閉式	箇所	5	
			現場打ち街渠樹(2)	G-400×500×800 T-25(並目) 110° 開閉式	箇所	1	
			現場打ち街渠樹(3)	G-400×600×800 T-25(並目) 110° 開閉式	箇所	1	
			現場打ち街渠樹(4)	G-400×800×1100 T-25(並目) 110° 開閉式	箇所	1	
			現場打ち集水樹(1)	S-500×500×600 縞鋼板蓋含む	箇所	8	
			現場打ち集水樹(2)	S-500×500×700 縞鋼板蓋含む	箇所	1	
			現場打ち集水樹(3)	G-500×500×700 グレーチング蓋含む	箇所	2	
			現場打ち集水樹(4)	S-500×500×1000 縞鋼板蓋含む	箇所	1	
			現場打ち集水樹(5)	G-500×500×1000 グレーチング蓋含む	箇所	1	
			現場打ち集水樹(6)	S-500×500×1200 縞鋼板蓋含む	箇所	1	
			現場打ち集水樹(7)	S-600×600×500 縞鋼板蓋含む	箇所	1	
			現場打ち集水樹(8)	S-600×600×700 縞鋼板蓋含む	箇所	1	
			現場打ち集水樹(9)	G-800×800×1100 グレーチング蓋含む	箇所	2	
			現場打ち集水樹(10) 【夜間】2号横断管渠	G-900×900×1300 グレーチング蓋含む	箇所	1	
			既設集水樹カット及び開詰め (1)【夜間】1号横断管渠	σCK=18N/mm2 間詰コンクリート	箇所	1	
			既設集水樹カット及び開詰め (2)【夜間】1号横断管渠	σCK=18N/mm2 間詰コンクリート	箇所	1	
			函渠接続管(1)	B D300 L=1.49m	箇所	1	
			函渠接続管(2)	C D300 L=1.85m	箇所	1	
			函渠接続管(3)	D D300 L=1.40m	箇所	1	
			函渠接続管(4)	E D300 L=1.22m	箇所	1	
			函渠接続管(5)	F D300 L=1.25m	箇所	1	
			函渠接続管(6)	I D300 L=0.26m	箇所	1	
			函渠接続管(7)	J D300 L=0.79m	箇所	1	
			函渠接続管(8)	Q D300 L=1.04m	箇所	1	
	縁石工				式	1	
		縁石工			式	1	
			歩車道境界ブロック(1)	FK-2 両面R	m	77	
			歩車道境界ブロック(2)	FK-2c-20 両面R すり付け	m	4	
			歩車道境界ブロック(3)	FK-2a-20 切下げ	m	21	
			歩車道境界ブロック(4)	FK-2 両面R 水抜き (街渠樹部)	m	4	
		構造物撤去工			式	1	
		構造物取壊し工			式	1	
			舗装版切断 1号横断管渠	アスファルト舗装版 15cmを超え30cm以下	式	1	
			舗装版破砕 【夜間】1号横断管渠	アスファルト舗装版 舗装版厚 15cmを超え35cm以下	m2	10	
		運搬処理工			式	1	
			般運搬(1) 【夜間】1号横断管渠	現場～置場 アスファルト般	m3	1	
			般運搬(2)	置場～処分場 アスファルト般 積込含む	m3	1	
			般処分	アスファルト般	m3	1	

工 事 名	R 7 東関道延方西地区改良舗装工事		
図 面 名	数量総括表		
縮 尺		図面番号	103 の 103
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

S=1 : 500



この「参考図」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。

したがって、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

(参考図)

工 事 名	R 7 東関道延方西部地区改良舗装工事		
図 面 名	撤去平面図(参考図)		
縮 尺	1:500	図面番号	参 の 1
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		